

笠間市こども計画（案）

令和8年2月現在

笠間市

【目次】

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の概要.....	3
3 計画の策定体制.....	6
4 計画の推進体制.....	8
第2章 こども、子育て世代を取り巻く状況	9
1 人口動向.....	9
2 アンケート調査からみられる状況.....	14
3 こども・子育て世代を取り巻く課題.....	25
第3章 計画の基本方針	27
1 基本理念.....	27
2 基本視点.....	27
3 基本目標.....	28
4 施策の体系.....	29
第4章 計画の内容	31
基本目標 1 こどもが学び成長を実感できる取組の推進.....	31
基本目標 2 支援や関わりが必要なこども・家庭への支援.....	39
基本目標 3 すべてのこどもの健やかな育成支援【母子保健計画】.....	53
基本目標 4 こどもを安心して産み育てられる子育て家庭への支援.....	62
基本目標 5 地域でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくり.....	67
第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画	72
1 教育・保育提供区域の設定.....	72
2 量の見込み及び確保の内容と実施時期.....	72
第6章 こどもの貧困解消対策計画	83
1 基本方針.....	83
2 重点的に取り組む項目.....	86
第7章 計画の進捗管理	93
1 計画の進捗管理.....	93
2 主な指標.....	93
参考資料	95

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨・目的

わが国の出生数は令和4年に80万人を下回り、令和6年には70万人を下回って686,061人と過去最少を更新しています。これまでも少子化・高齢化は継続した社会問題として様々な取組を推進してきましたが、なかなか少子化に歯止めがかかっていない状況が続いています。そして、コロナ禍以降、少子化が加速化しており、2025年を迎え、少子化・高齢化は一段と進み、時代の変動も重なり、こども・若者を取り巻く環境には様々な課題と新たな課題が生じています。例えば、ニートやひきこもり等の若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの問題、こどもと世帯の生活困窮等の問題が深刻化、長期化、複雑化しています。大きな社会変化による様々な分野への影響も加わり、若い世代が結婚・子育ての将来展望が描きにくい、子育てに対する不安や負担、孤立感や生きづらさの高まりも少子化に影響を及ぼしていると指摘されています。

このような状況を踏まえ、令和3年9月から、こどもの視点に立ち、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性の検討が本格的に進められ、同年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。そして、令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され、「こども基本法」が施行され、同年に「こども大綱」と「こども未来戦略」が閣議決定されました。

こども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

本市では、令和6年度に「こども部」を創設し、妊娠・出産から子育て期のライフステージに合わせた切れ目ない相談支援体制を構築するとともに、子育てを市の重要事務事業に位置づけ、社会全体でこどもを育てる意識と取組を強化しました。また、同年に策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画」は、総合的な子育て支援とこどもの育成支援を推進しており、その「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、「こども基本法」の目指すこども施策を総合的に推進するための計画として、「こども計画」を策定します。地域の実情に応じた施策を着実に推進し、こどもと家庭の福祉や健康の向上を目指し、子育て支援とこどもの育成支援を図り、笠間市のすべてのこどもが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいきます。

(2)こどもまんなか社会の実現に向けて

こども基本法の基本理念は以下のように示されています。こども基本法に基づき、こどもの意見を尊重し、最善の利益を優先することが基本であり、こどもたちが自らの意見を表明し、社会に参加する機会を確保していくことが基本となる考え方です。

そして、「こども大綱」では、こどもや若者と共に社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見をもてるよう様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重視されています。そのために、おとなの経験や考えを一方向的に押しつけることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要となります。

【こども基本法の基本理念】

- すべてのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- すべてのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- すべてのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- すべてのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

【こどもまんなか社会とは】

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

2 計画の概要

(1) 法的位置づけ

本計画はこども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市のこども・若者施策に関する事項を定める計画です。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の計画と一体のものとして作成することができるかとされており、本市においては以下の計画の内容を包含して策定・推進します。

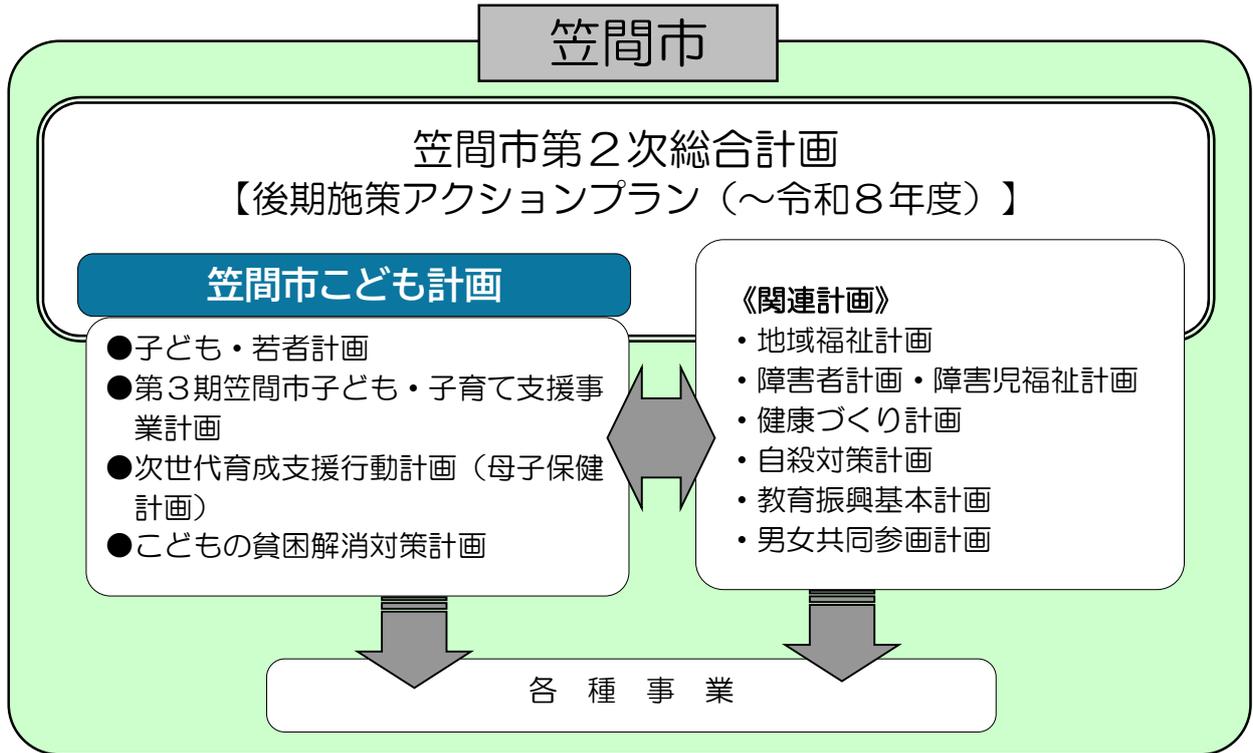
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「子ども・若者計画」
- こどもの貧困解消対策の推進に関する法律第9条に規定する「こどもの貧困解消対策計画」
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの（「次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画」「子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画」）次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に含まれる親子の健康支援施策、健やか親子21（第2次）に基づく「母子保健計画（成育医療基本方針に基づく計画）」

また、国が示したこどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるにあたっての視点等の内容を理解し、本計画に方針や施策を位置づけます。

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「笠間市第2次総合計画」の分野別計画のひとつ（健康・福祉施策の「子どもを産み育てやすい環境を整えます」に基づく事業計画）として位置づけるとともに、こどもまんなか実行計画をはじめ、茨城県こども計画、市の関連分野計画と整合・連動を図り、策定・推進します。

【計画の位置づけ・関連】



(3) 計画の対象

こども基本法では「こども」を年齢で区切ることなく、“心身の発達の過程にある者”と定義されており、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

これを踏まえ、本計画においても、「こども」を成長の課程にある者すべてとします。そして、本計画の対象はすべてのこどもとその家族、並びに地域、幼児教育・保育施設、学校、企業、行政といったそれぞれの立場で子育てに関わるすべての市民や団体を対象とします。

本計画では、こども基本法、こども大綱における定義を勘案して、ライフステージを以下のように定め、こども施策実施にあたり、こどもの発達過程において切れ目なく対応していきます。

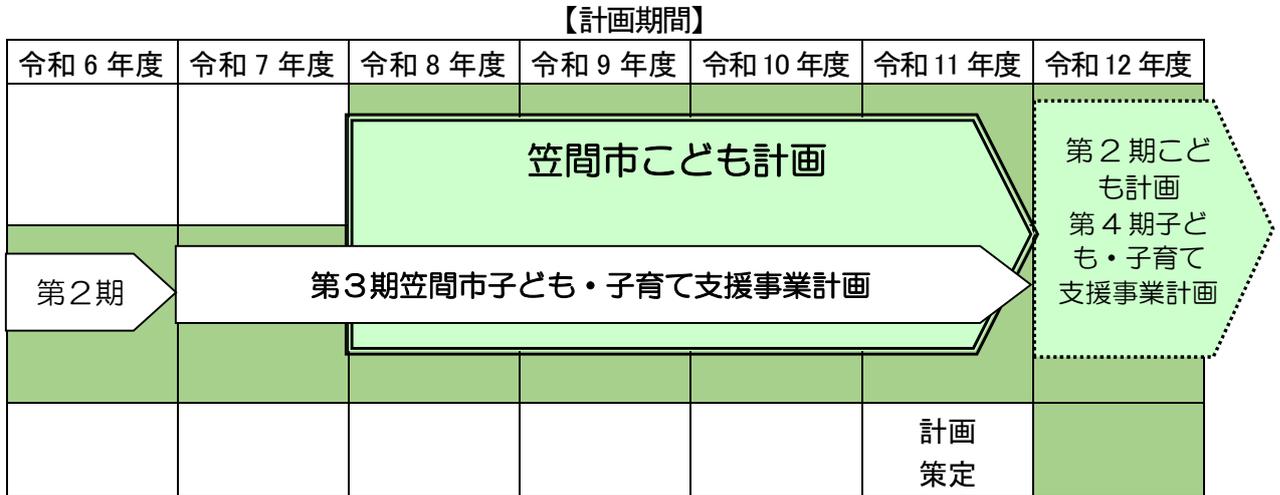
なお、法律や事業名等では「子ども」や「児童（児童生徒）」を用いる場合があります。

	ライフステージ					
こども基本法	妊娠・ 出産期	新生児期	乳幼児期	学童期	思春期	大人になるまで
こども大綱	こどもの誕生前から幼児期まで			学童期・思春期		青年期(子育て世代)(「若者」とする 場合がある)
想定する こどもの年齢	誕生前	0～5歳		6～12歳	13～18歳	19歳～

(4)計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

ただし、こどもと子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合があります。



3 計画の策定体制

(1) 笠間市子ども・子育て会議

「笠間市子ども・子育て会議」において、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を行いました。会議委員は、様々な見地からの意見を反映できるよう、学識経験者、子育て支援機関代表者、教育関係者、保育関係者、保護者代表、公募市民等の計20人で構成されています。

(2) アンケート調査

策定にあたっては、令和6年度に実施した子育て家庭生活実態調査（就学前児童保護者、小中学生保護者を対象）、生活状況に関するアンケート調査（小学5年生と中学2年生の児童生徒本人とその保護者を対象）の結果を基礎資料としました。また、令和7年度には、こどもたちの意見聴取の場を確保して、小中学生・高校生やこどもの居場所に通う児童を対象にした生活状況に関するアンケート調査やヒアリング、若者の結婚や子育てに関するアンケート調査を実施し、施策の検討や推進の参考及び策定の基礎資料としました。

【令和6年度アンケート調査概要】

子育て家庭生活実態調査	就学前児童保護者	小学生保護者(5年生以外)
配布数	1,541 件	1,148 件
回答数・回答率	579 件 37.6%	694 件 60.5%
調査方法	WEB調査(保育施設・小・義務教育学校を通して依頼、一部郵送)	

生活状況調査	保護者		こども本人	
	小学5年生保護者	中学2年生保護者	小学5年生	中学2年生
配布数	323 件	352 件	323 件	352 件
回答数	203 件	195 件	264 件	243 件
回答率	62.8%	55.4%	81.7%	69.0%
調査方法	WEB調査(小・中・義務教育学校を通して依頼)			

【令和7年度アンケート調査概要】

調査対象	小中学生アンケート調査			若者の結婚や子育てに関するアンケート調査
	小学生	中学生	全体	40歳未満の笠間市に勤務する若者
対象者数	1,129 人	1,758 人	2,887 人	-
回答状況	495 人 (43.8%)	1,131 人 (64.3%)	1,668 人※ (57.8%)	238 人
調査方法	WEB調査(小・中・義務教育学校を通して依頼)			

※全体の回収状況に学年無回答を含んでおり、合計は合致しない。

(3)パブリック・コメント

本計画の内容について、広く市民の方からご意見を伺い、本計画の策定と今後の施策の参考にさせていただきます。（予定）

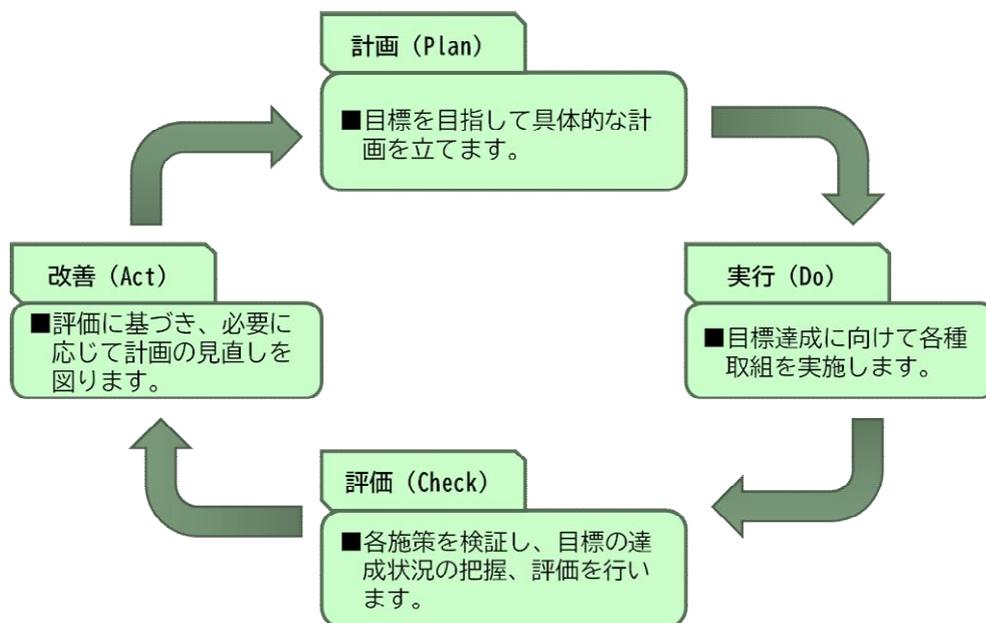
また、本計画の「こども計画」について、広くこどもに知らせ、意見、感想を求めていきます。

4 計画の推進体制

すべてのこどもが健やかに成長でき幸福な生活を送ることができる社会を実現するため、こども部を中心に、保健・医療・福祉・教育・文化・スポーツ・都市基盤など分野を超えて、施策に関わる関係部局と連携・協力し、こども政策に関する取組を強化していきます。

また、本計画の着実な推進を図るため、計画を立案し（Plan）、実行（Do）するだけでなく、計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、PDCAサイクルに基づき、計画を実施していきます。

【PDCAサイクルのイメージ】

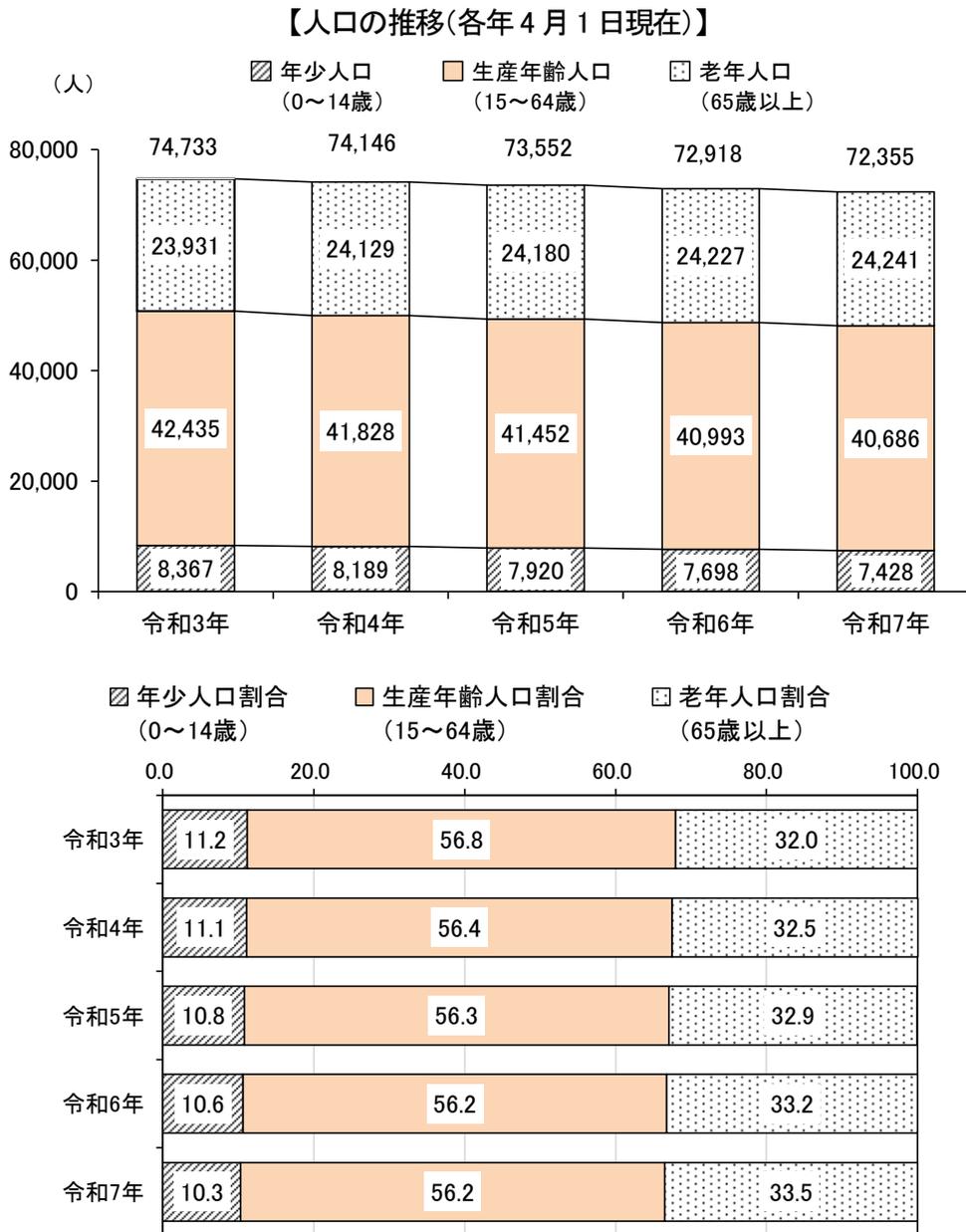


第2章 こども、子育て世代を取り巻く状況

1 人口動向

(1)人口・世帯

総人口は、令和3年の74,733人から令和7年は72,355人と3.2%減少し、14歳以下の年少人口は令和5年に8,000人を下回っています。人口構成は、老年人口割合は増加、年少人口割合・生産年齢人口割合は減少しており、年少人口割合は令和7年で10.3%となっています。



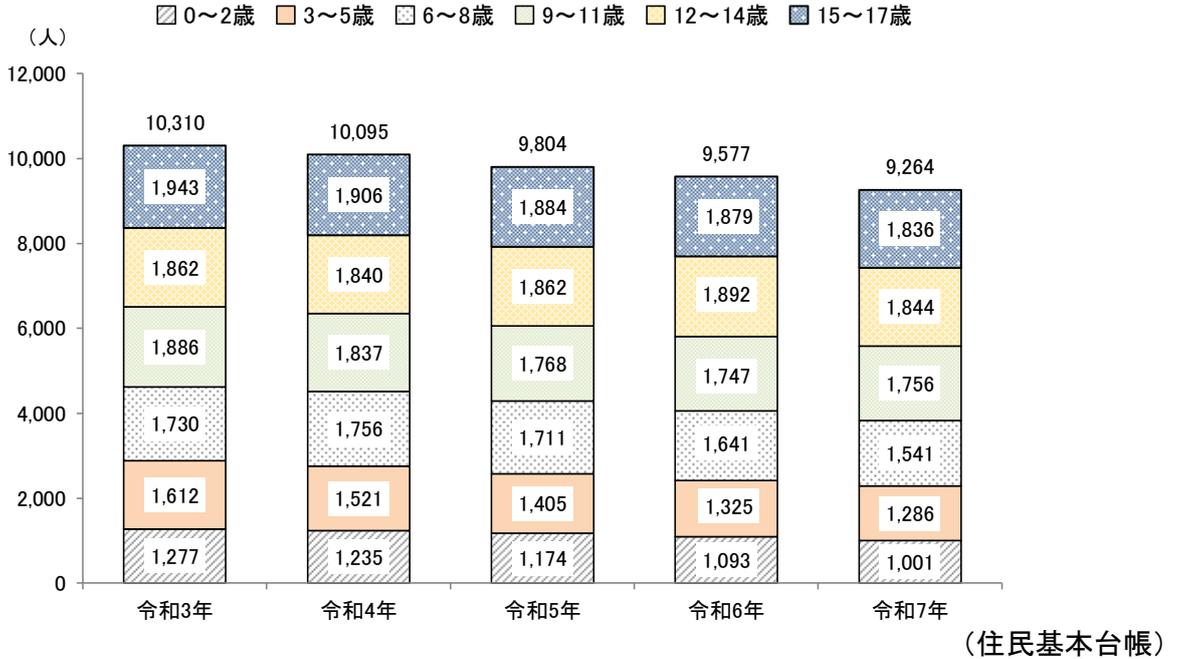
(住民基本台帳)

第2章 子ども、子育て世代を取り巻く状況

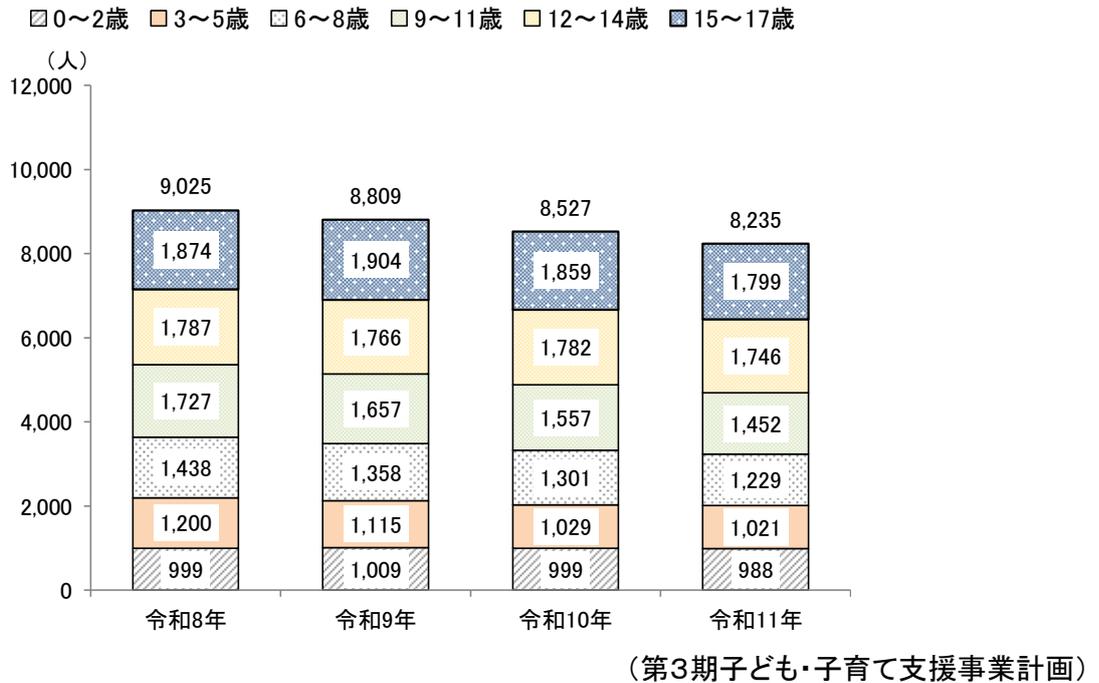
18歳未満のこどもの数は、令和3年は10,310人でしたが、令和5年に1万人を下回り、令和7年は9,264人となっています。年齢別では3～5歳の減少が大きくなっています。第3期子ども・子育て支援事業計画におけるこどもの数の推計は、令和7年以降年間200～300人減少し、令和9年に9,000人を下回り、令和11年は8,235人と推計されます。

【こどもの数の推移・推計(各年4月1日現在)】

令和3～7年実績

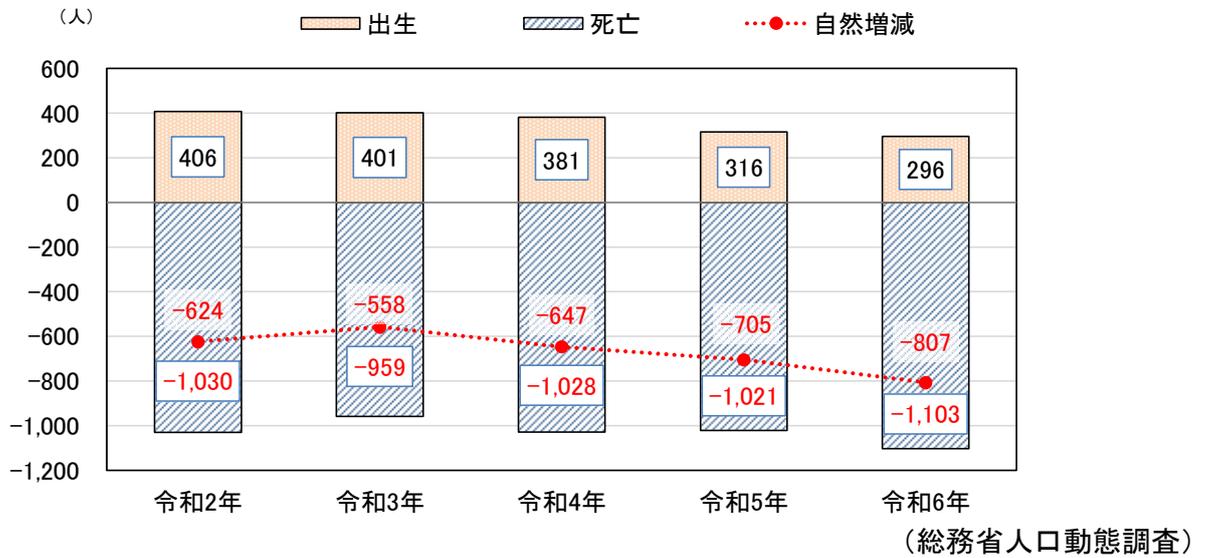


令和8～11年推計



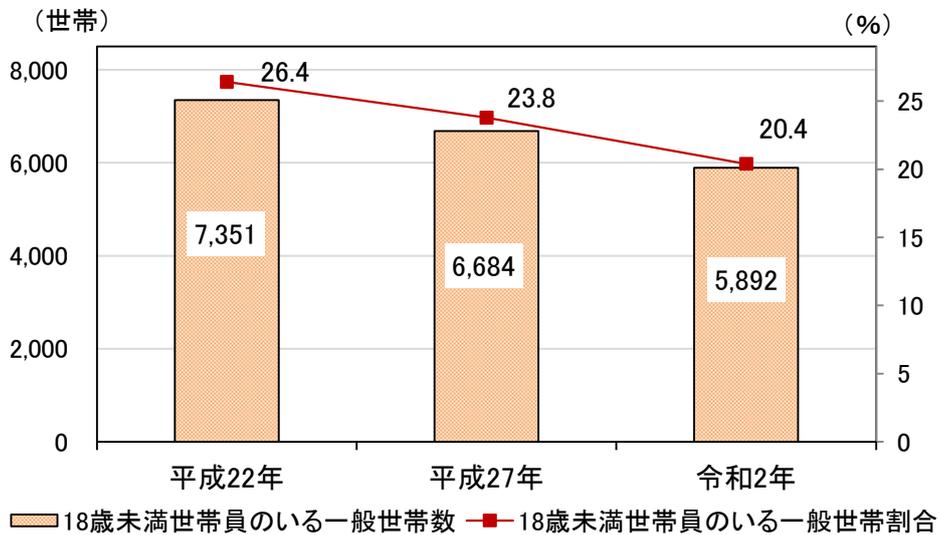
人口動態は、死亡数が出生数を上回って自然減となっています。出生数は令和4年以降400人を下回り、令和6年は300人を下回って296人となっています。

【人口動態(各年1月1日～12月31日の計)】



18歳未満世帯員のいる一般世帯数は、平成22年の7,351世帯から令和2年は5,892世帯に減少しており、一般世帯に占める割合も低下し、令和2年は20.4%となっています。

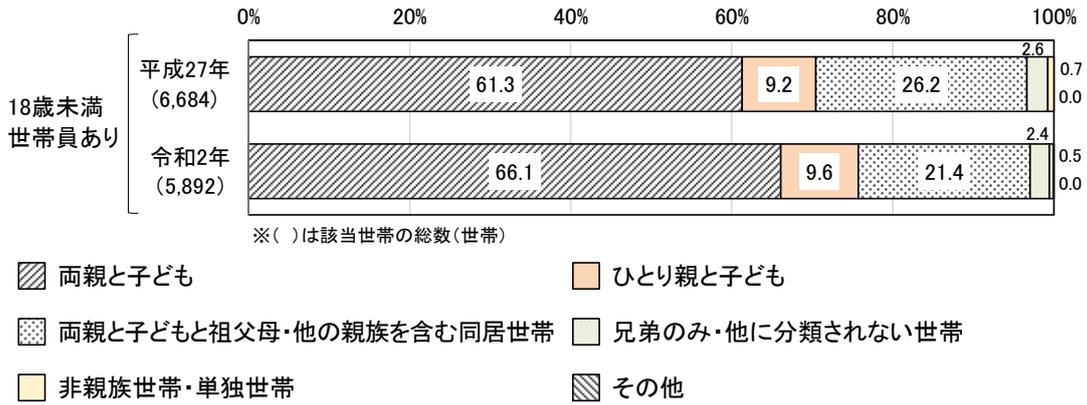
【18歳未満の世帯員のいる一般世帯数・割合(各年10月1日現在)】



※一般世帯: 高齢者世帯、母子世帯以外のすべての世帯のこと。(国勢調査)

18歳未満のこどものいる世帯の世帯構成は、平成27年と令和2年では、「両親とこども」の世帯は61.3%から66.1%に微増し、「両親とこどもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」は26.2%から21.4%に微減しています。

【18歳未満の世帯員のいる世帯構成(各年10月1日現在)】

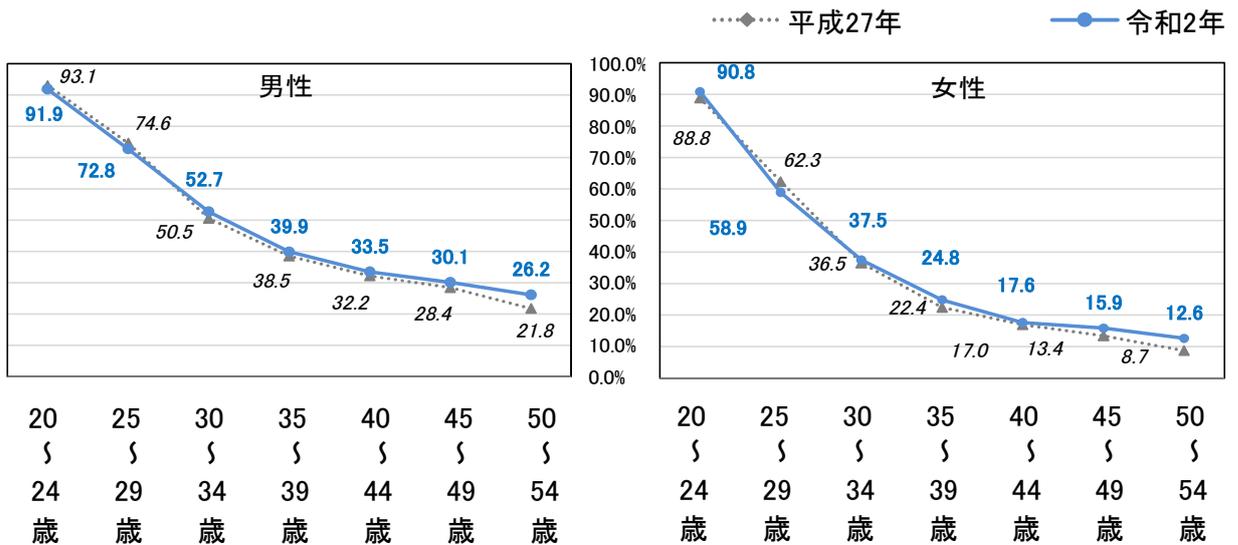


(国勢調査)

(2)未婚率

令和2年の未婚率は、男性は30歳以上の年代で、女性は25～29歳以外の年代で平成27年を上回っており、50～54歳は男女ともに4ポイント程度増加しています。

【男女5歳階級別未婚率(各年10月1日現在)】



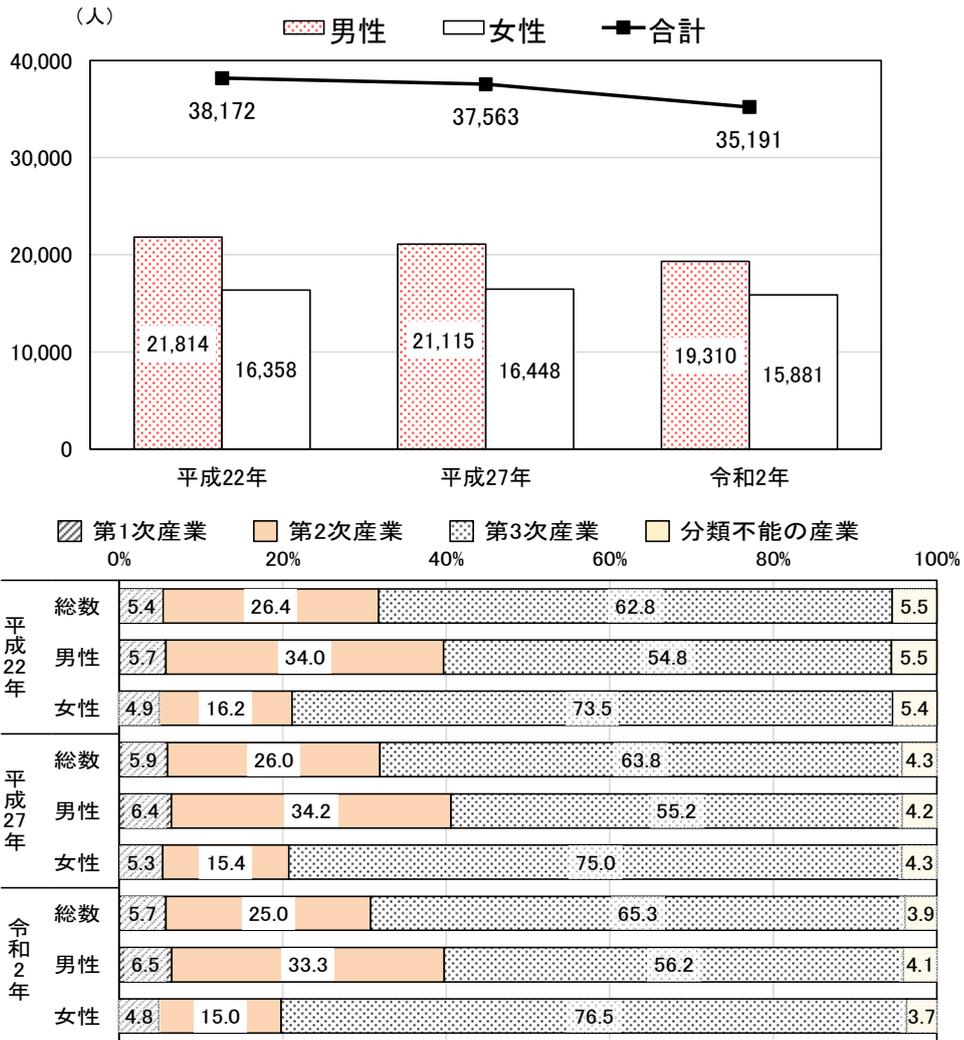
(国勢調査)

(3)就業状況

就業者数は、平成22年の38,172人から令和2年は35,191人と7.8%減少しています。第1次・第2次産業に比べ第3次産業は男女ともに従事者割合が高く、特に女性では、すべての年代で70%を超えています。

第2章 こども、子育て世代を取り巻く状況

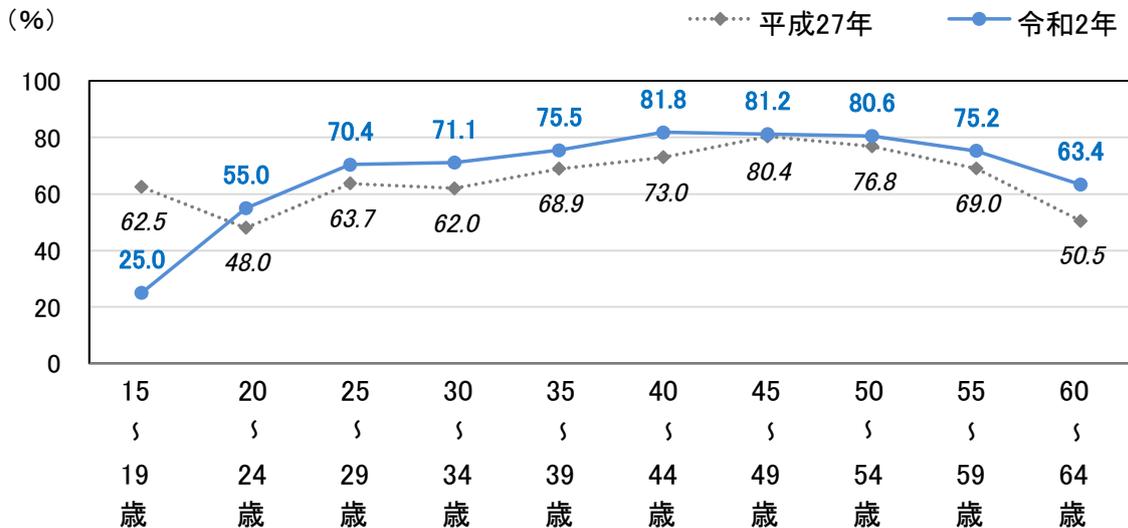
【就業者数(各年10月1日現在)】



(国勢調査)

既婚女性の就業率は、15～19歳を除いたすべての年代で令和2年が平成27年を上回っています。25～59歳で70%を超え、40～54歳は80%を上回っています。

【既婚女性の就業率(各年10月1日現在)】



(国勢調査)

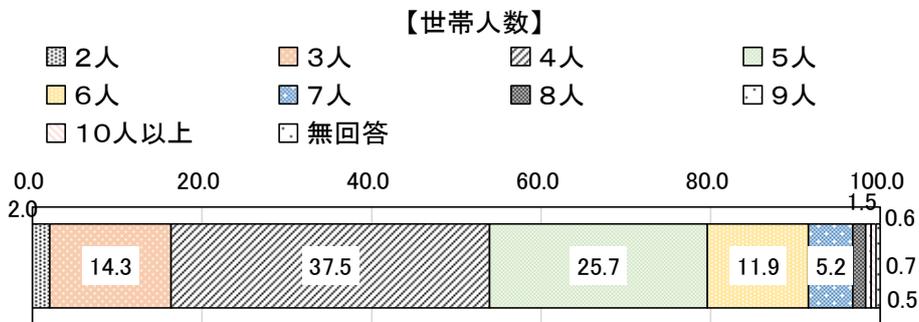
2 アンケート調査からみられる状況

こども計画の策定にあたり、令和6年度に実施した子育て家庭生活実態等調査、生活状況調査をはじめ、令和7年度に小中学生の児童生徒、市内高等学校の通学者などへのアンケートやヒアリングを通じて、こどもたちの状況を把握するとともに、こどもたちの考えていることや思いをきいて計画に反映できるように努めて策定しました。

(1) 小中学生アンケート調査結果

① こどものいる世帯の状況

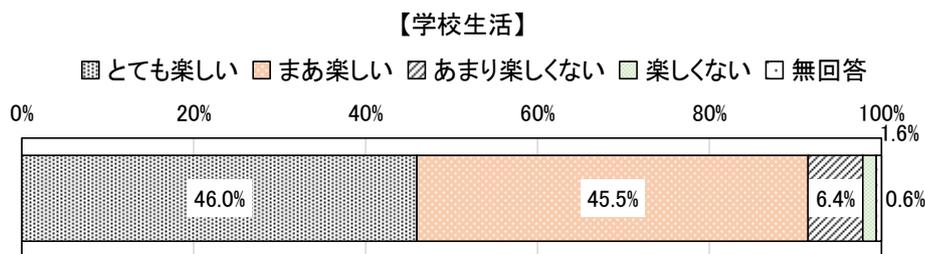
世帯人数は「4人」が37.5%、「5人」が25.7%となっており、世帯構成は「親と子の2世代世帯」が71.1%と多く、「祖父母等と親子の3世代世帯」は25.1%となっています。令和6年度調査でも、就学前児童・小学生保護者の世帯人数は「4人」が35.3%、「親と子の2世代世帯」が74.3%と同程度となっています。



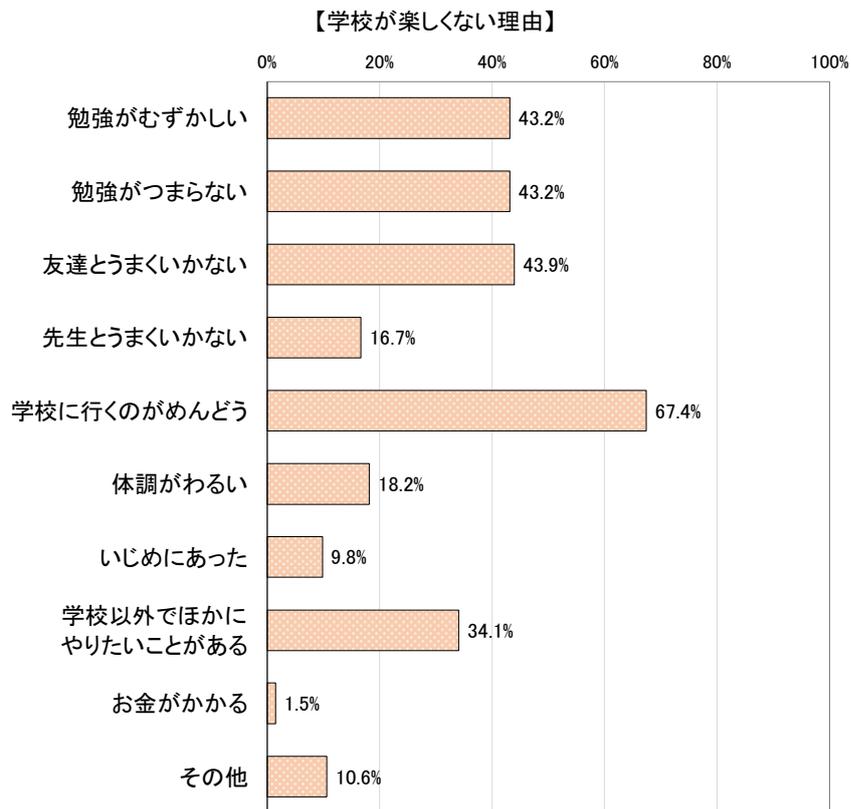
(小数点以下の数値処理により割合の合計が100%とならない場合がある。以下同様)

② 学校生活

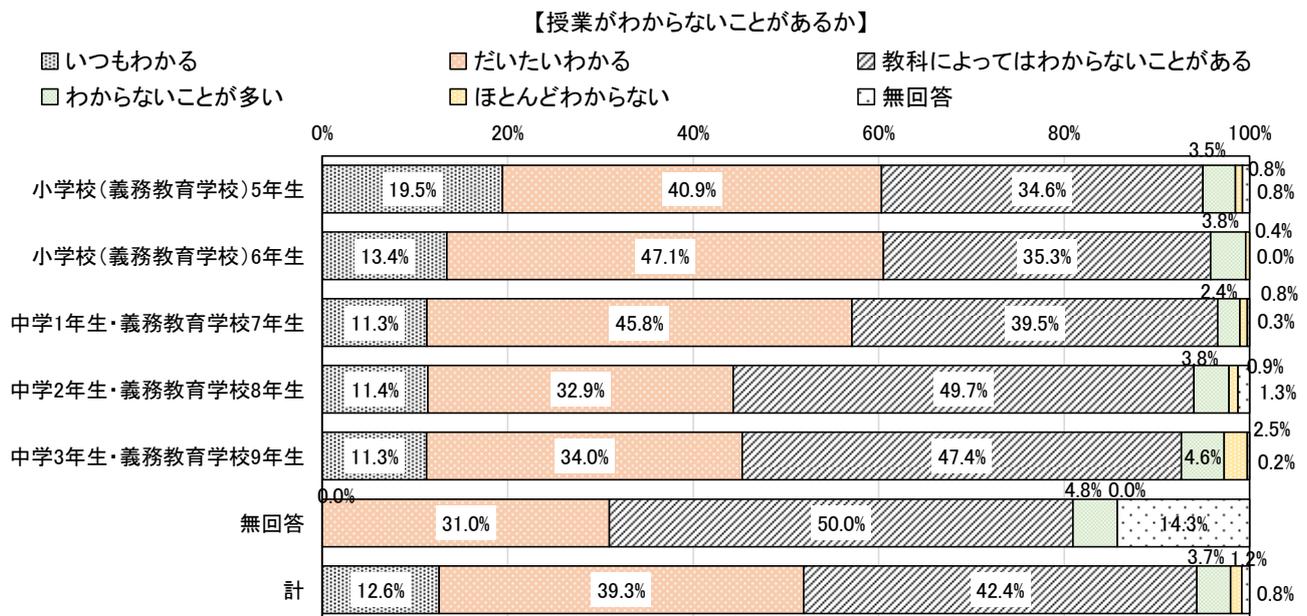
学校生活は「とても楽しい」が46.0%、「まあ楽しい」が45.5%と多くを占めていますが、「あまり楽しくない」が6.4%、「楽しくない」が1.6%となっており、楽しくない理由は、「学校に行くのが面倒」が67.4%、「友達とうまくいかない」が43.9%、「勉強が難しい」と「勉強がつまらない」が43.2%、「学校以外で他にやりたいことがある」が34.1%、「体調が悪い」が18.2%、「先生とうまくいかない」が16.7%、「いじめにあった」が9.8%など、多くの回答に分布されており、理由も複数であることが考えられます。



第2章 こども、子育て世代を取り巻く状況

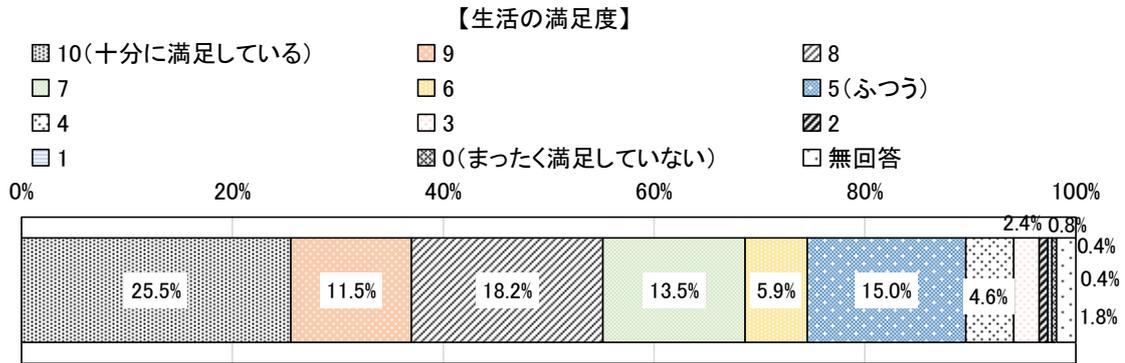


授業の理解は「教科によってはわからないことがある」が42.4%、「だいたいわかる」が39.3%と回答率が高く、「いつもわかる」が12.6%、「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」をあわせて5%程度となっています。また、学年が上がると「教科によってはわからないことがある」が増えています。



③生活の満足度と自己肯定感

「10（十分に満足している）」が25.5%で、6以上で74.6%を占めている一方で、0（まったく満足していない）～4は8.6%みられます。



自己肯定感に関連する以下の項目については、がんばればむくわれると「思う」が42.4%、「とても思う」が38.6%をあわせて81.0%となっています。自分は価値のある人間だと「思う」は43.0%、「とても思う」が20.0%をあわせて63.0%ですが、「思わない」と「あまり思わない」があわせて30%程度みられます。自分は家族に大事にされていると「とても思う」が62.0%、「思う」が31.4%をあわせて93.4%と大半を占めています。自分は友だちに好かれていると「思う」が54.0%、「とても思う」が25.1%をあわせて79.1%となっています。

自分の将来が楽しみに「思う」が38.6%、「とても思う」が33.1%をあわせて71.7%、「あまり思わない」が20.6%、「思わない」が6.5%となっています。令和6年度調査では『思う』が64.3%となっています。

自分のことが好きだと「思う」が36.7%、「とても思う」が21.4%をあわせて58.1%で、「あまり思わない」が26.4%、「思わない」が13.8%となっています。令和6年度調査では、『思う』が50.1%となっています。

【自己肯定感に関すること】

(%)

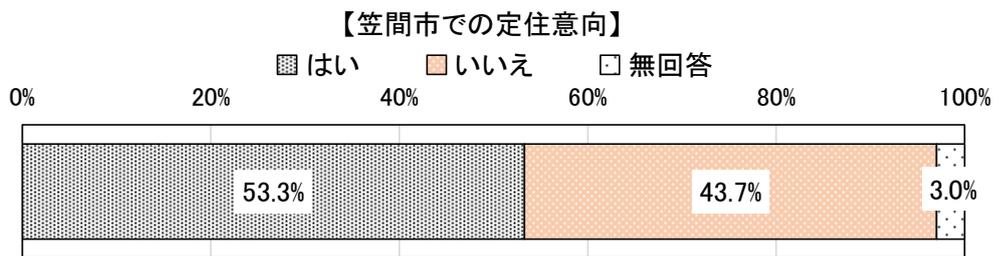
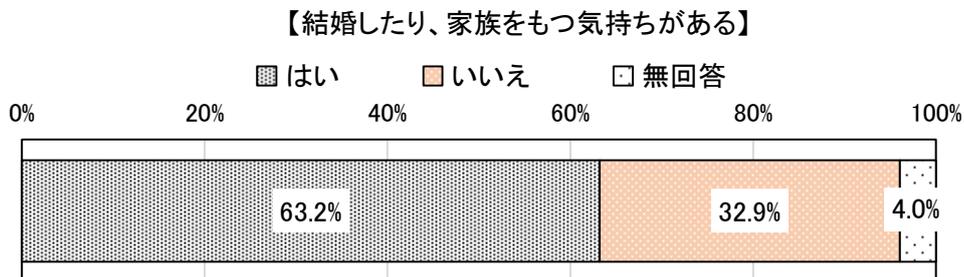
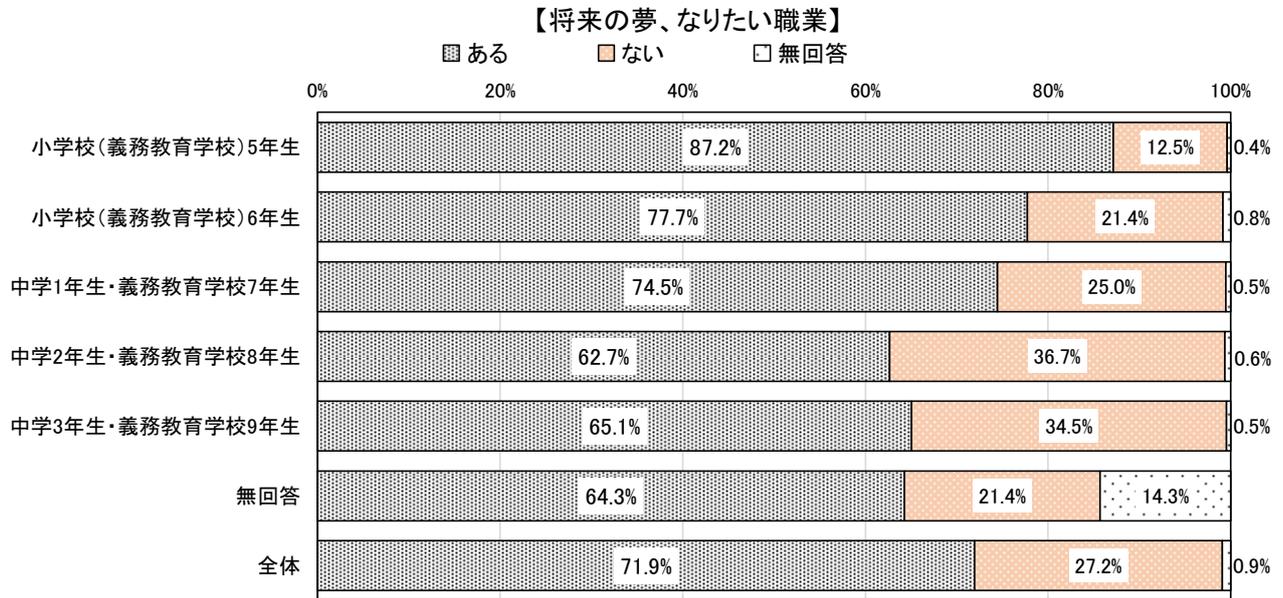
令和7年度 小・中学生調査	とても思う	思う	あまり思わない	思わない	無回答
がんばればむくわれると思う	38.6	42.4	13.8	4.3	0.8
自分は価値のある人間だと思う	20.0	43.0	27.2	8.2	1.7
自分は家族に大事にされていると思う	62.0	31.4	4.9	0.5	1.2
自分は友だちに好かれていると思う	25.1	54.0	15.3	4.1	1.6
自分の将来が楽しみだ	33.1	38.6	20.6	6.5	1.1
自分のことが好きだ	21.4	36.7	26.4	13.8	1.6

令和6年度 生活状況調査 小・中学生	とても思う	思う	あまり思わない	思わない	無回答
自分の将来が楽しみだ	36.9	27.4	20.5	11.0	4.1
自分のことが好きだ	19.9	30.2	22.5	22.3	5.1

④将来のこと

将来の夢・なりたい職業が「ある」が71.9%と多く、「ない」が27.2%となっていますが、学年が上がると「ある」が少なくなっています。

将来、結婚や家族をもつ意向はあるが63.2%と多く、ないが32.9%となっています。笠間市での定住意向はあるが53.3%、ないが43.7%となっています。



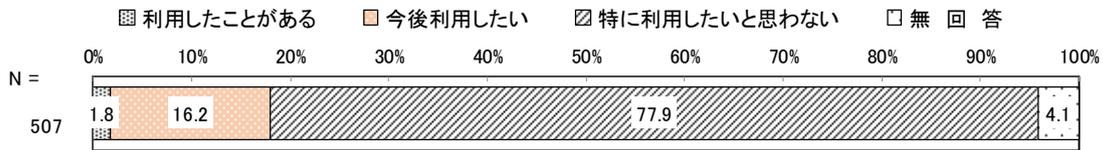
⑤ 困り事や家族の世話に関すること

令和6年度調査では、なんでも相談できる場所を「特に利用したいと思わない」が77.9%、「今後利用したい」が16.2%となっています。

世話をしている家族等が「いる」は20.7%で、家族の世話をしていることで、「自分の時間がとれない」「学校を休んでしまう」という意見が一部みられました。

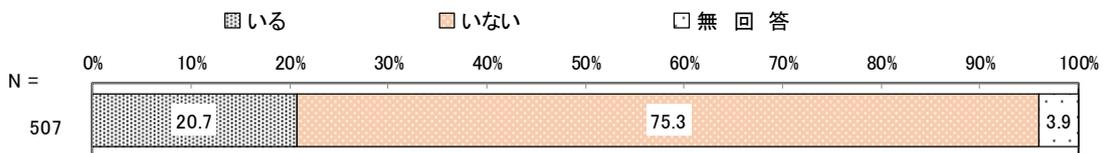
【なんでも相談できる場所の利用意向】

問28利用状況等4. 何でも相談できる場所[%]



【お世話をしている家族】

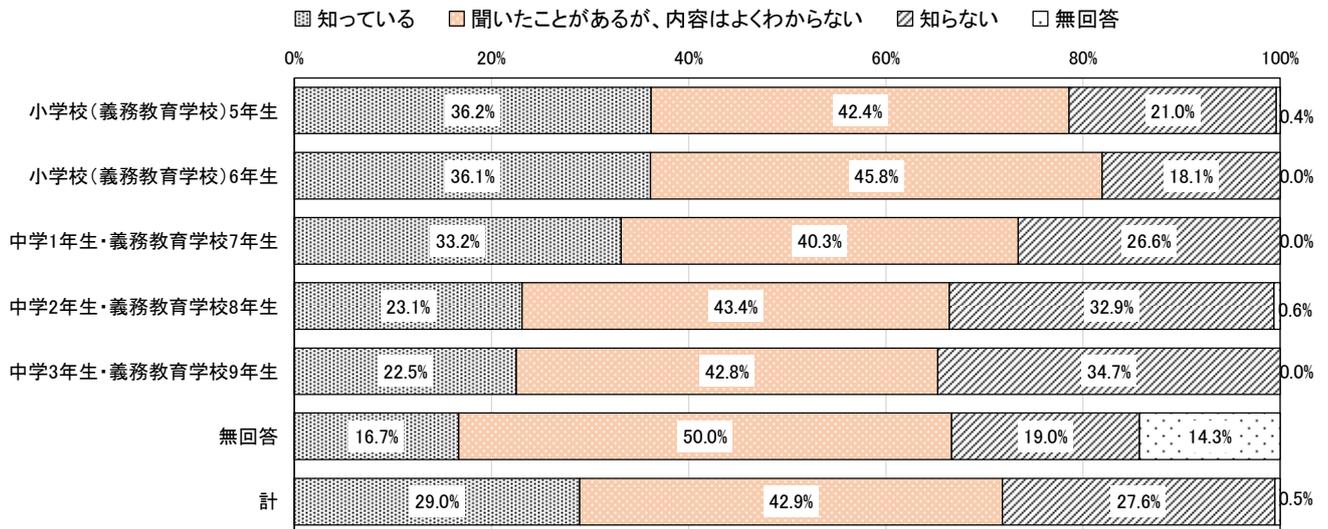
問31お世話をしている家族[%]



⑥ こどもの権利やこどもの意見に関すること

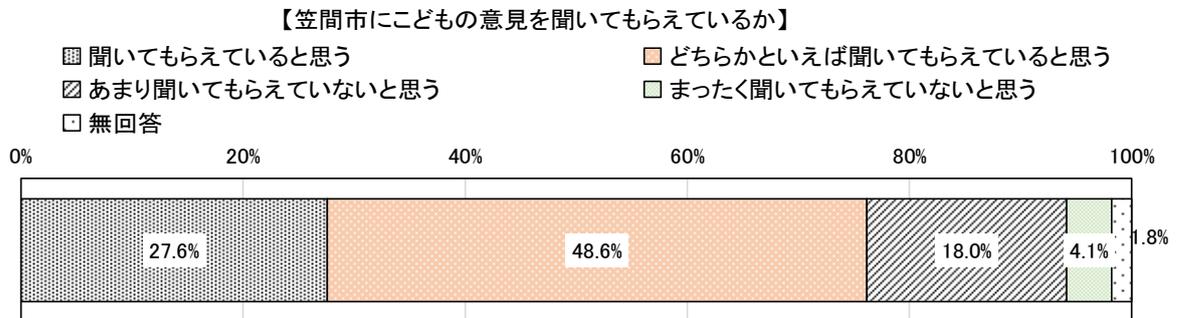
「こどもの権利」について「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が42.9%と多く、「知っている」が29.0%、「知らない」が27.6%となっていますが、中学生の方が認知度は低くなっています。

【「こどもの権利」の認知】

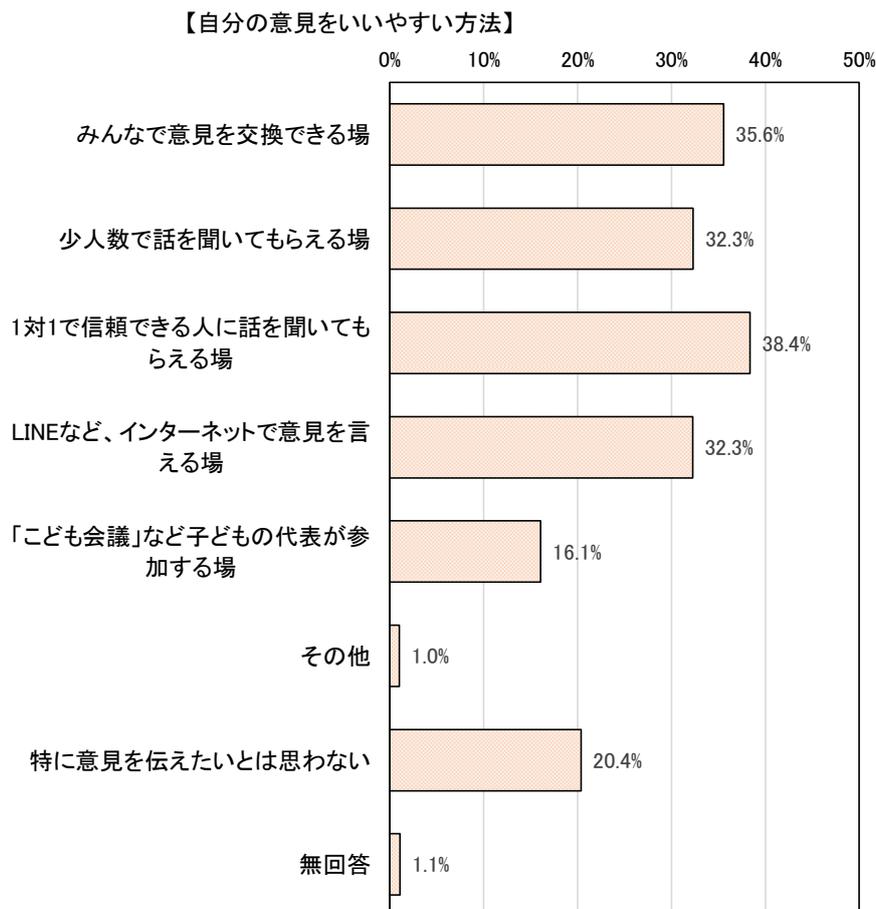


第2章 子ども、子育て世代を取り巻く状況

笠間市にこどもの意見を「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」が48.6%、「聞いてもらえていると思う」が27.6%で、合わせて76.2%となっていますが、「あまり聞いてもらえていないと思う」が18.0%、「まったく聞いてもらえていないと思う」が4.1%となっています。



おとなに意見を伝える方法として、「1対1で信頼できる人に話を聞いてもらえる場」が38.4%、「みんなで意見を交換できる場」が35.6%、「少人数で話を聞いてもらえる場」と「LINEなど、インターネットで意見を言える場」が32.3%、「特に意見を伝えたいとは思わない」が20.4%、「『こども会議』など子どもの代表が参加する場」が16.1%などとなっています。



(2)若者の結婚や子育てに関するアンケート調査結果

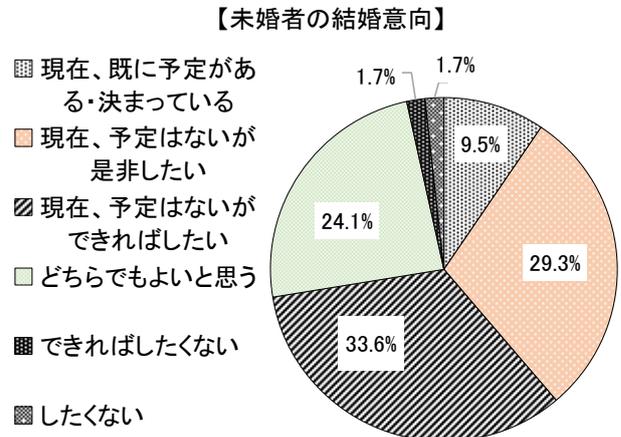
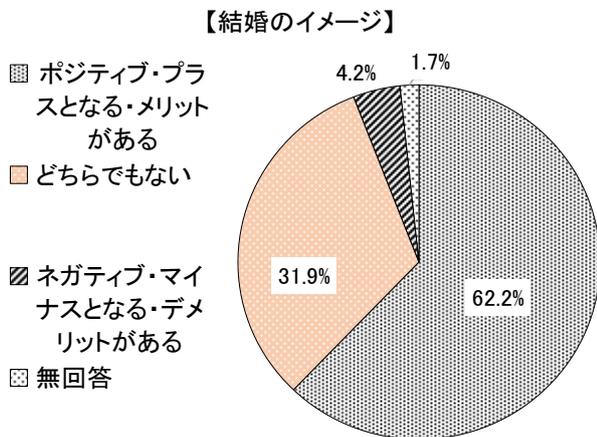
①回答者の状況

回答者は「男」が60.9%、「女」が36.6%で、年齢は「25歳～29歳」が33.2%、「35歳～39歳」が24.8%、「30歳～34歳」が23.5%で、24歳以下は18%程度となっています。住まいは「笠間市内」が58.8%、「笠間市外」は39.9%となっています。

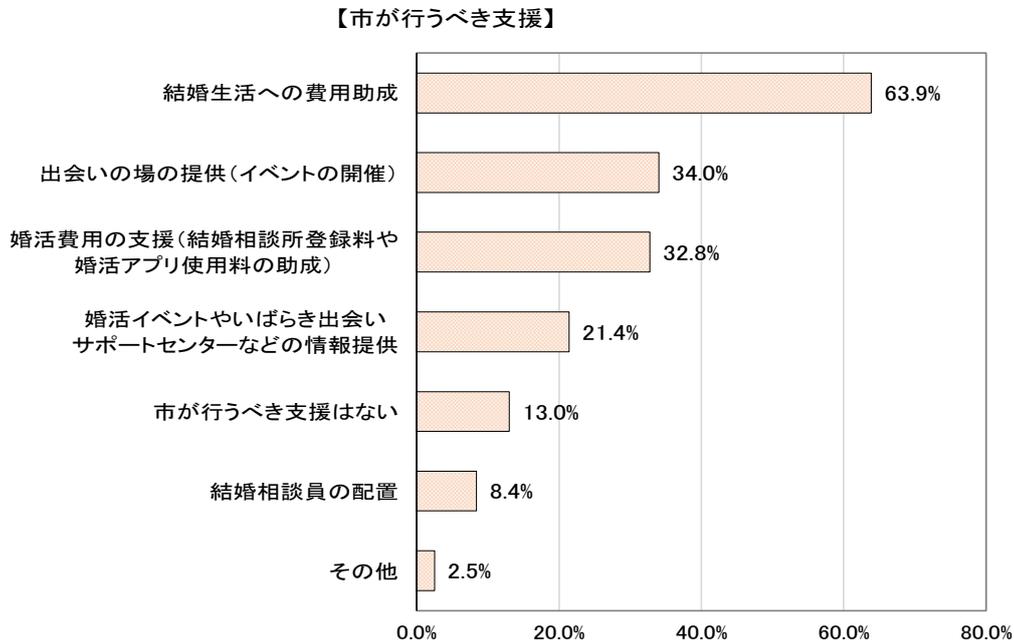
②結婚に関する意識

結婚のイメージは「ポジティブ・プラスとなる・メリットがある」が62.2%と多く、「ネガティブ・マイナスとなる・デメリットがある」は31.9%となっています。

未婚者の結婚意向は「現在、予定はないができればしたい」が33.6%、「現在、予定はないが、是非したい」が29.3%、「どちらでもよいと思う」が24.1%などとなっています。

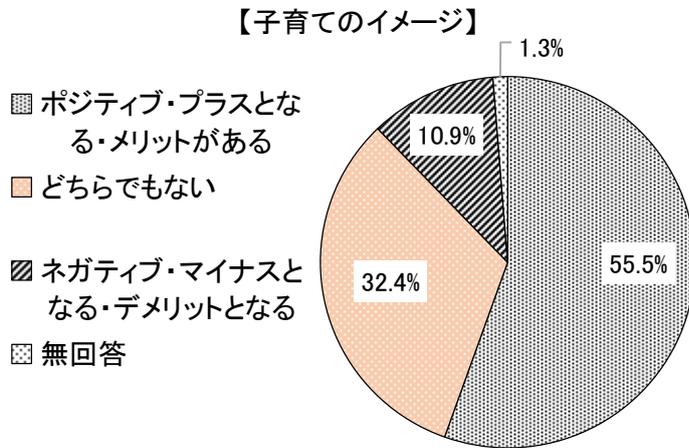


市が行うべき支援として、「結婚生活への費用助成」が63.9%と多く、「出会いと場の提供（イベントの開催）」が34.0%、「婚活費用の支援（結婚相談所登録料や婚活アプリ使用料の助成）」が32.8%回答されています。

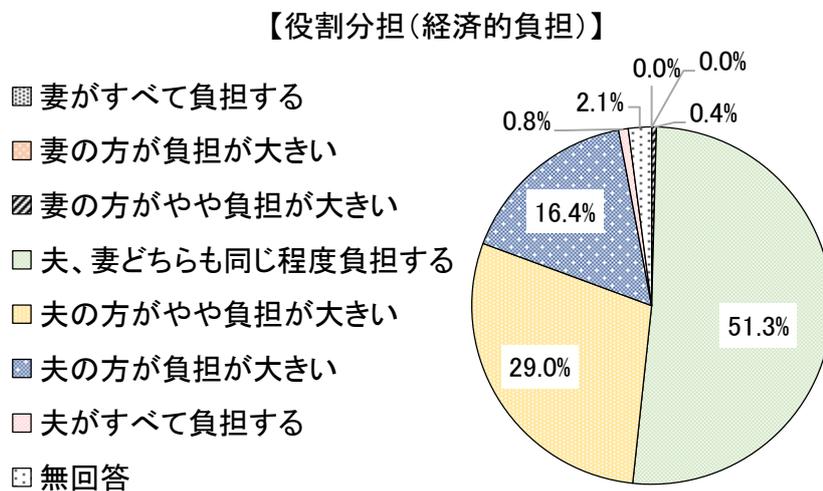
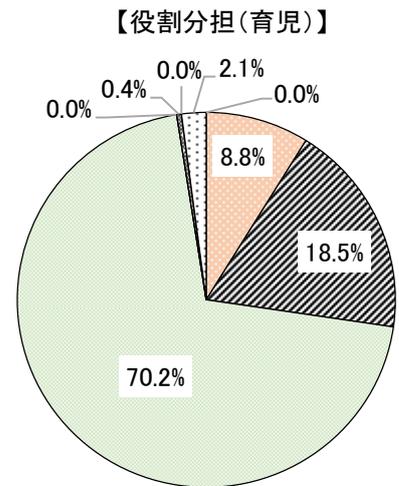
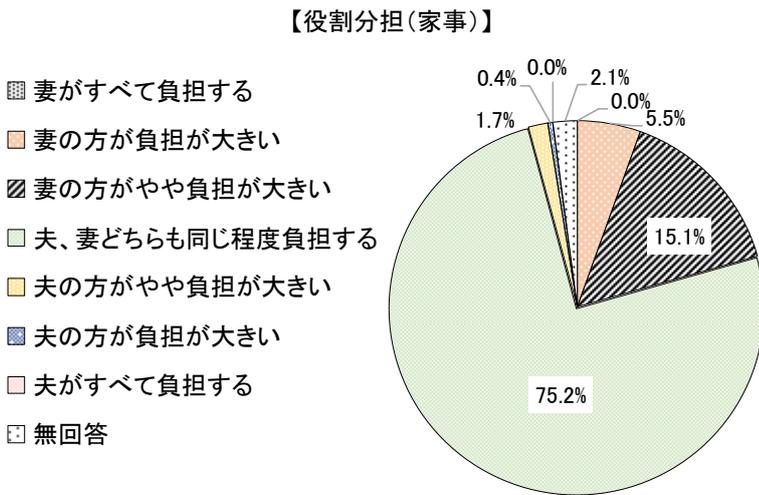


③子育てや家庭生活の役割分担に関する意識

子育てのイメージは「ポジティブ・プラスとなる・メリットがある」が55.5%と多く、「どちらでもない」が32.4%、「ネガティブ・マイナス・デメリットとなる」が10.9%でした。



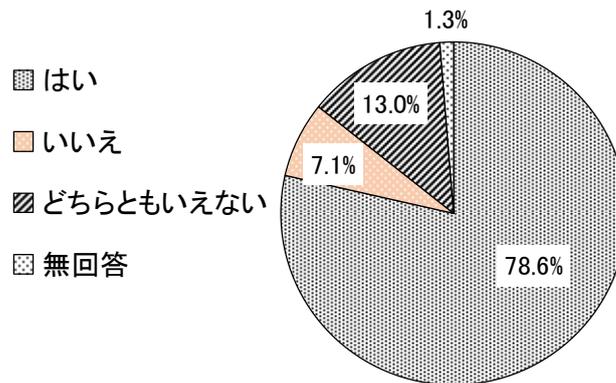
役割分担については、「夫、妻どちらも同じ程度負担する」は、家事が75.2%、育児が70.2%と多く、経済的負担は「夫、妻どちらも同じ程度負担する」が51.3%回答されています。



④子どもをもつこと

子どもをもつ意向があるは78.6%、「どちらともいえない」が13.0%、「いいえ」が7.1%でした。子どもをもちたい理由は「家族をもちたい」が69.8%、「自分の子どもがほしい」が60.8%、「子どもが好き」が49.2%、「子育てをしてみたい」が29.6%などと回答されており、子どもをもたない理由は「子育ての負担」が51.7%、「自分の時間を大切にしたい」が48.3%、「経済的理由」が44.8%などみられます。

【子どもをもつ意向】



令和6年度調査では、理想の子ども数は、「3人」が38.3%と多く、「2人」が28.4%となっています。予定の子ども数は、「2人」が38.3%と多く、「3人」が19.6%、「1人」が12.3%となっています。理想と予定の子ども数が異なる理由は、「子育てや教育にお金がかかる」が67.3%、「金銭的に不可能」が50.6%と多く、「仕事ができなくなる」が23.5%、「忙しい」が23.3%となっています。

【理想の子ども数・予定の子ども数】

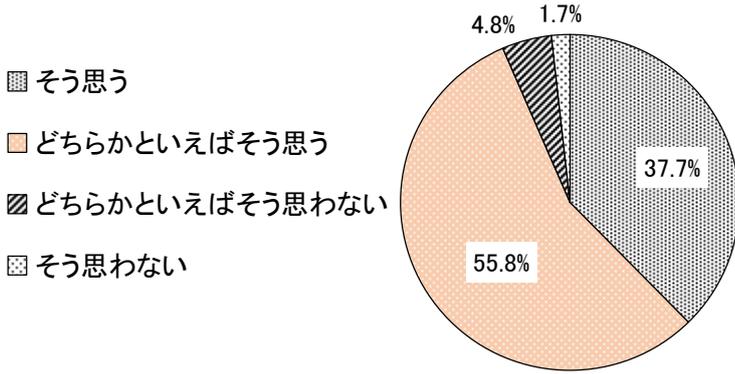


⑤幸せ度・社会貢献に関すること

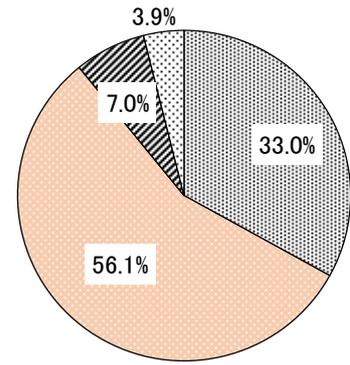
自分が幸せだと「どちらかといえばそう思う」が55.8%、「そう思う」が37.7%で、合わせて93.5%となっており、「どちらかといえばそう思わない」が4.8%みられます。

社会や地域のために役立ちたいと「どちらかといえばそう思う」が56.1%、「そう思う」が33.0%で、合わせて89.1%に上り、「どちらかといえばそう思わない」が7.0%、「そう思わない」が3.9%みられます。

【現在の幸せ度】



【社会や地域のために役立ちたい】

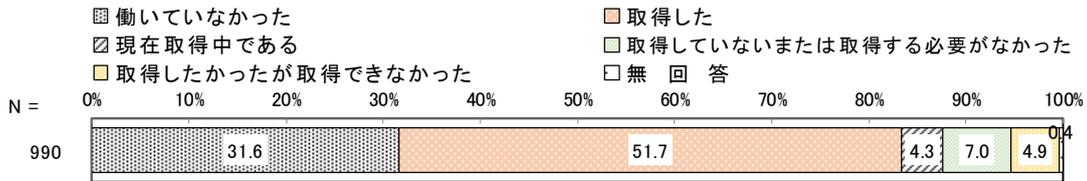


⑥子育て支援施策・育児休業等に関すること

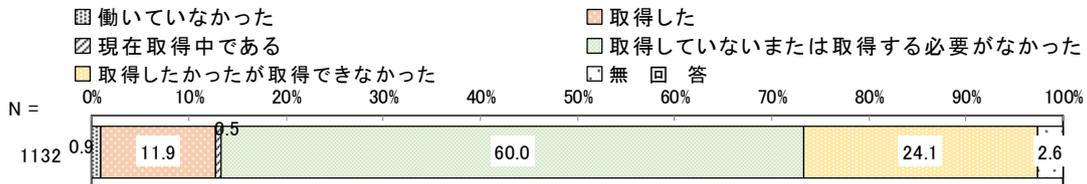
令和6年度調査では、就学前・小学生の母親の育休取得率は51.7%、父親の取得率は11.9%となっています。

【育児休業の取得】

問14育児休業の取得(母親)[%]



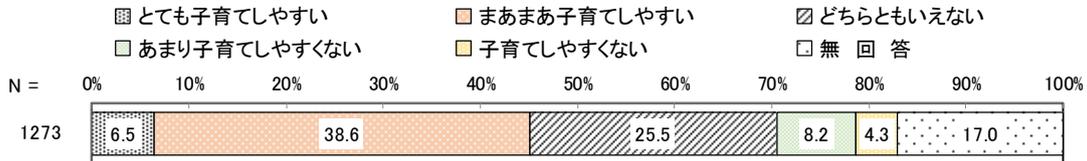
問14育児休業の取得(父親)[%]



令和6年度調査では、就学前児童・小学生保護者では『子育てしやすい(とても子育てしやすいと子育てしやすいの計)』は45.1%となっています。

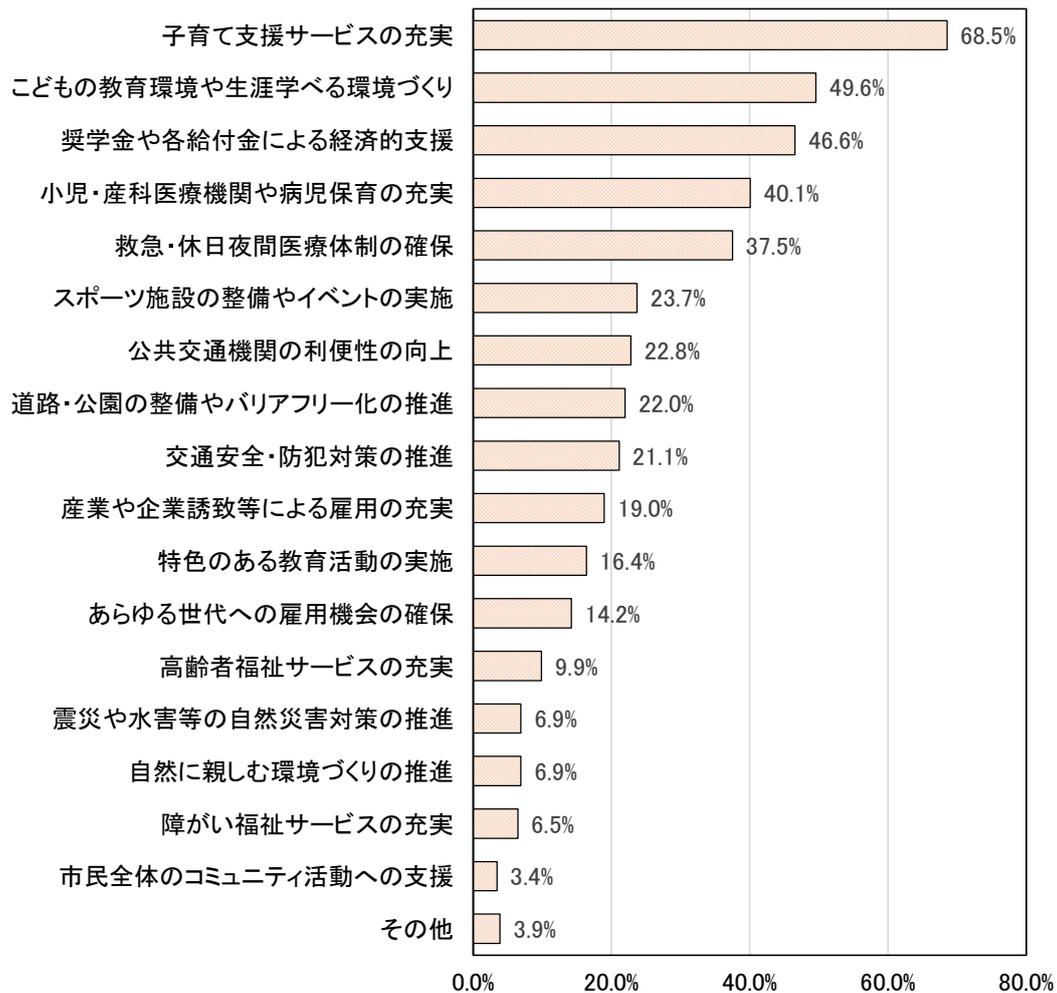
【子育てのしやすさ】

問51居住地域の子育てしやすさ[%]



若い世代をはじめ市民が住みたいと思える市となるために重要な取組は、「子育て支援サービスの充実」が68.5%、「こどもの教育環境や生涯学べる環境づくり」が49.6%、「奨学金や各給付金による経済的支援」が46.6%、「小児・産科医療機関や病児保育の充実」が40.1%、「救急・休日夜間医療体制の確保」が37.5%回答されています。令和6年度調査では、就学前児童・小学生保護者では、市の子育て支援に期待することとして、「子どもの医療環境を充実する」が44.7%、「病児保育、病後児保育のサービスを増やす」が23.2%回答されています。

【住みたい市となるための重要な取組】



3 子ども・子育て世代を取り巻く課題

課題1 こどもの権利の認知と擁護(保障)

小中学生アンケート調査では、こどもの権利について「知っている」と回答したのは29.0%で、小学校(義務教育学校)5年生では36.2%ですが、学年が上がると割合が下がっています。また、「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」が42.9%と多くみられます。このため、継続してこども基本法の趣旨や内容、こどもの権利について学ぶ機会を確保することで理解を深め、こどもが権利の主体であるという認識を広げていく必要があります。そして、こどもが自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組み、こどもの最善の利益を凶らなくてはなりません。

課題2 子育て・保育環境の充実

子育て家庭生活実態等調査では「預かってくれるところがない、預けるところを増やしてほしい」などの意見が、社会情勢や働き方の変化によりみられることから、保護者の就業状況にかかわらず、地域の身近な場を通じてニーズに合った子育てサービスが求められています。共働きの増加とともに働き方・保育ニーズが多様化しており、若い世代が希望する育児休業の取得や保育サービスの利用ができることが重要です。そして、職場や地域の理解が深まり、共働き・共育てを社会全体で推進していく必要があります。

すべてのこどもが、自分の良さや可能性を認識し、自分の考えをもち、意見をいえる生きる力を育てていくために、時代の変化に応じた多様で豊かな学びにつながる教育環境を整備するとともに、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるように支援することが必要です。さらに、課題を抱えるこどもの支援体制の充実を図り、心身の状況や置かれた環境にかかわらず、学びたい意欲を持ち、それぞれの夢をあきらめない環境づくりが重要です。

また、支援が必要なこどもが地域で共生するため、インクルージョンの推進、特別支援教育、社会参加の支援体制づくりにも取り組んでいかなければなりません。

課題3 親子の健康支援・子育て支援

子育て家庭生活実態等調査では、子育てに関する相談で「頼れる人がいない」という回答が少数みられました。子ども、子育て世代が抱く孤立感や負担感などの様々な課題に向き合い、相談支援機能の強化を図り、子どもが健やかに成長するよう安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを進めていくことが重要です。

また、多様な価値観・考え方をもつ若い世代が、経済的な不安から将来の展望を描けない状況となり、結婚や子どもを産み育てることを断念することがなくなるよう、生活基盤の安定に向けて実情に応じた負担軽減策の検討を行っていかねばなりません。

課題4 困難や生きづらさの課題を抱える子どもの支援

困難な状況にある子ども支援について、「子育て家庭生活実態等調査」で支援機関や関係課が支援や活動について感じる事として「保護者との接触や信頼関係の構築が難しい」が39.3%、「支援が必要であるのに訴えがないため、支援にはいることができない」が36.1%など、課題が潜在化したり、わかりにくいことが見受けられます。児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、困難な状況に置かれた子どもを早期に発見し、包括的に支援する体制の強化が必要です。

また、子どもを取り巻く課題が複雑かつ多様化する中、すべての子どもが安心して過ごせる居場所を提供できるよう、子ども食堂、児童館、放課後児童クラブ、学習支援の場など地域資源を活用した居場所づくりの取組も必要です。

そして、すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されず幸せな状態で成長できるよう支援していかなければなりません。様々な不安や悩みを抱える子どもに寄り添い、支える施策を検討し、子どもが将来に明るい希望を持ち、身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会を実現していくことが重要です。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

すべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こどもの権利が守られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるまちづくりを目指します。

【基本理念】

こどもが夢と希望をもち 未来を切り拓くまち かさま

2 基本視点

基本視点1 こどもの意見を聴き、社会参画を後押しする視点(こども)

こどもの今とこれからの最善の利益を図ることを基本とします。このため、こどもや子育て当事者の意見を聴き、対話しながら、共に施策を進めることを基本とします。声を上げにくい状況に留意し、「こどもと共に」「こどもに寄り添う」姿勢で、こどもの成長を後押しすることを基本とします。

基本視点2 こどもの育ちを伸ばす支援の視点(こども)

こどもが安心して過ごせる居場所があり、様々な学びや多様な体験活動・遊びの機会を通じて自己肯定感を高め、幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、良好な環境づくりを基本とします。

基本視点3 子育てを支える視点(子育て世代)

こどもと子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援する良好な成育環境の確保を重視して、各種施策を推進します。

基本視点4 こどもと子育て家庭を地域で応援する視点 (こどもまんなかまちづくり)

こども、子育て家庭のことを知り、こどもと子育て家庭を見守り、地域や社会で孤立しないよう、地域の社会資源と協働して支援する視点をもって施策を推進します。

3 基本目標

基本目標1 こどもが学び成長を実感できる取組の推進

- こどもの命と権利を守り、地域が健やかな成長・生活を後押しできるように、こどもと大人、地域がこどもの権利や人権についての理解を深められるように啓発します。
- こどもが抱える困り事を相談できる場を知り、こどもからの相談に寄り添って支援する体制づくりを進めます。
- こどもの学び、遊びや体験の場、居場所をライフステージに応じて地域資源を活かして拡充し、次代を生き抜く力の育成を支援します。
- こどもが意見を表明できる場・機会を増やし、おとながこどもの意見をきいて共に社会活動への参加が促進される仕組みづくりに取り組みます。

基本目標2 支援や関わりが必要なこども・家庭への支援

- こどもと子育て家庭が抱える課題が複雑化している状況を踏まえ、障害や発達で支援が必要なこども、ひとり親家庭等のこどもの自立支援をはじめ、生活困窮やこどもの貧困、児童虐待やひきこもりなどの課題を抱え、支援や関わりが必要なこども・家庭を包括的に支援する体制づくりを進めます。

基本目標3 すべてのこどもの健やかな育成支援【母子保健計画】

- すべてのこどもの健やかな発育と望ましい生活習慣を身につけ、生涯を通じた健康づくりに取り組めるように、切れ目なく支援する体制の充実を図るとともに、こどもの成長段階に応じた親子の健康支援、成育環境の向上を図ります。

基本目標4 こどもを安心して産み育てられる子育て家庭への支援

- すべての子育て家庭が気持ちにゆとりをもって子育てができるように、経済的負担の軽減を図り、地域における相談や交流の場づくりや子育て支援サービスを推進します。

基本目標5 地域でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくり

- こども、子育て家庭にやさしいまちづくりを推進します。
- 安心できる生活環境を目指して、地域安全活動を推進します。
- 共働き家庭が増加しており、仕事と家庭、子育ての両立支援や、企業も地域の一員として、こどもや子育ての理解を深め、安心して子育てできる就労環境づくりを推進します。

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策・取組方向 【計画分野】
こどもが夢と希望をもち 未来を切り拓くまち かさま	基本目標1 こどもが学び成長を実感できる取組の推進	(1)こどもの権利を守る取組とこどもに寄り添う支援の推進 (2)こどもの学びと体験の機会の充実 (3)こどもが意見をいう機会創出と居場所づくりの推進
	基本目標2 支援や関わりが必要なこども・家庭への支援	(1)支援が必要なこどもと子育て家庭への支援 (2)こどもの生活支援の推進 (3)児童虐待防止対策・社会的養護の推進 (4)地域で孤立し困難を抱えるこどもの支援
	基本目標3 すべてのこどもの健やかな育成支援【母子保健計画】	(1)妊娠・出産の切れ目ない支援体制の強化 (2)乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化 (3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進 (4)すべての人がこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進
	基本目標4 こどもを安心して産み育てられる子育て家庭への支援	(1)子育て支援体制の充実 (2)子育て費用の負担軽減
	基本目標5 地域でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくり	(1)地域での見守りと声かけネットワークづくり (2)安心して暮らせる環境づくり (3)ワーク・ライフ・バランスの推進

【子ども・若者】

【こども貧困解消】

【子ども・子育て支援】
 【次世代育成支援(母子保健)】

【子ども・若者】:子ども・若者育成支援計画

【子ども・子育て支援】:子ども・子育て支援事業計画

【こども貧困解消】:こどもの貧困解消対策計画

【次世代育成支援】:次世代育成支援推進行動計画(母子保健)

施策体系で示した各施策を成長段階で整理すると次のとおりです。

【こどもの成長段階に応じた施策・取組方向の整理】

成長段階の区分		施策・取組	項目
ライフステージを通して		(1)こどもの権利を守る取組とこどもに寄り添う支援の推進	基本目標1
		(2)こどもの学びと体験の機会の充実	こどもが学び成長を実感できる取組の推進
		(3)こどもが意見をいう機会創出と居場所づくりの推進	
		(1)妊娠・出産の切れ目ない支援体制の強化	基本目標3
		(2)乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化	すべてのこどもの健やかな育成支援【母子保健計画】
		(3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進	
		(4)すべての人がこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進	
ライフステージ別	こどもの誕生前から幼児期まで	(1)子育て支援体制の充実	基本目標4
		(2)子育て費用の負担軽減	こどもを安心して産み育てられる子育て家庭への支援
ライフステージ別	学童期・思春期	(1)支援が必要なこどもと子育て家庭への支援	基本目標2
		(2)こどもの生活支援の推進	支援や関わりが必要なこども・家庭への支援
		(3)児童虐待防止対策・社会的養護の推進	
		(4)地域で孤立し困難を抱えるこどもの支援	
ライフステージ別	青年期(子育て世代)	(1)地域での見守りと声かけネットワークづくり	基本目標5
		(2)安心して暮らせる環境づくり	地域でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくり
		(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	

第4章 計画の内容

基本目標 1 こどもが学び成長を実感できる取組の推進

【モニタリング指標】

モニタリング指標	現状値(令和6年度)
笠間市に住み続けたいと思うこどもの割合	53.3% (令和7年度調査)
自分は価値がある人間だと思うこどもの割合	63.0% (令和7年度調査)
「こどもの権利」を知っているこどもの割合	29.0% (令和7年度調査)
こどもが意見をいう機会・意見聴取の機会(こども部での実施)	12回 (令和7年度)
公民館のこども向け講座の参加者	延 351人
スクールソーシャルワーカーの相談件数	延 3,904件
家庭児童相談室相談対応数	延 525件
児童館利用者数	延 10,900人
こども食堂の開催回数	103回

(1) こどもの権利を守る取組とこどもに寄り添う支援の推進

【現状・課題】

わが国のこどもの自己肯定感は、世界的にみて低いことが指摘されており、アンケート調査における本市のこどもの自己肯定感は年齢が上がると低くなる傾向がみられ、こどもたちの現在の生活の満足度や自己肯定感を高めていくことは重要です。

また、こどもの権利の認知度は29.0%で、「聞いたことがあるが内容がよくわからない」が42.9%となっており、こどもの権利についてこども自身が内容を知り、こどもの権利を尊重する社会の実現につながるよう理解を深める取組やこどもまんなか社会の実現に向けた啓発が必要です。あわせて、こどもと地域全体に向けた人権についての啓発、人権教育を推進していくことも必要です。

令和6年度の小中学生のアンケートでは、悩みや心配ごとは、小学5年生は「なやみや心配ごとはない」が50.4%、「勉強のこと」が17.8%、「自分の性格のこと」が15.9%となっており、中学2年生は「勉強のこと」が49.0%と多く、「進学・進路のこと」が39.5%、「なやみや心配ごとはない」が28.8%となっています。年齢が上がると悩みや心配ごとが増え、家族等以外に相談する場合も増えています。

すべてのこどもが誕生前から幼児期などそれぞれの成長段階において、心身の状況やこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの成長に寄り添い、切れ目なく支援する取組、こどもの生きづらさに寄り添い、こどもの自己決定を支えられる施策や相談支援など、こどもの成長段階に寄り添った支援体制が重要となっています。

〔取組方向・施策〕

- こどもが自分を大切に思い、その有する権利についての関心と理解が深まるように、こども、子育て世代と市民・事業所等地域全体に広く啓発するとともに、学校における人権教育の推進、家庭教育等での学習機会の提供等により取り組んでいきます。
- こどもの気持ちを受け止め、一緒に問題を整理しながら具体的に改善・解決を図れるように、こども・子育て世代が安心して相談できる場所、安心して居場所などの環境づくりを推進します。

①こども基本法やこどもの権利条約に関する普及・啓発

取組	事業概要等	担当課
こども基本法・こどもの権利条約の周知啓発	こども向けに、こどもの権利条約の考え方、こども基本法の趣旨や内容について、笠間市子育てポータルサイト(かさまぼけっと)等で広報します。	こども政策課
家庭教育学級	保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者などこどもの健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなには、啓発素材などの情報を手軽に入手できるよう、情報共有を行います。 市内企業や教育・保育施設、小中学校と連携をしながら家庭教育学級でこども基本法やこどもの権利条約の内容、こどもが権利の主体であることを周知します。	生涯学習課
小中学生に対するWEB調査	小中学生へのweb調査でこどもの権利条約等についての認知度を定期的に調査して把握します。	こども政策課

②人権教育と人権に関する啓発の推進

取組	事業概要等	担当課
学校における人権教育	市教育研究会と連携し、こどもの権利条約やこども基本法等に関する県・団体事業等へ参加を促進し、各校での人権教育活動の一層の推進を支援します。 学校等の新任者研修や校内研修等において、人権教育の内容を取り入れた研修を行います。	学務課
人権啓発活動	「こどもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項として掲げ、人権教室の開催、人権作文、人権標語のコンテストの実施を支援します。継続して特設無料人権相談の開設、こどもの人権 SOS レター、市内人権啓発活動など地域住民と一体となった活動・啓発を支援します。 各学校の人権教室等の実施を支援します。	社会福祉課
人権教育講演会	笠間市人権教育講演会を継続して開催し、こどもの人権を守るテーマを題材とした講演を積極的に取り入れていきます。	生涯学習課

③こどもに寄り添う支援の推進

取組	事業概要等	担当課
こども家庭相談機能の強化	<p>こども(こどもの保護者)及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行います。生活上の悩みをはじめ、生活困窮、DV被害など社会的な繋がりが希薄で支援が必要な人の相談窓口の周知を図ります。</p> <p>こどもや妊産婦、ヤングケアラーのいる家庭等へのニーズに応じたサービスの提供や、児童虐待の予防・早期発見のための相談支援に対応します。また、女性相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性への相談支援を行います。</p>	こども政策課
スクールソーシャルワーカーの配置	<p>様々な課題を抱えるこどもに対し、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における教育相談体制の充実を促進します。また、こどもが悩みを気軽に相談することができるよう、教育相談体制の強化を進めます。</p>	学務課
オンライン相談窓口等の周知と開設	<p>「こどもの人権 110 番」、「インターネット人権相談受付窓口(こどもの人権 SOS-e メール)」、「こどもの人権 SOS ミニレター」及び「LINE じんけん相談」などの各種相談窓口の周知を図るとともに、各校で1人1台端末等から相談可能なオンライン相談窓口の利用促進を図ります。</p>	学務課

(2)こどもの学びと体験の機会の充実

[現状・課題]

時代の変化に応じた多様で豊かな学びにつながる教育環境の充実、さらに登下校時の見守りや給食の提供等を含め、こどもたちの生活の場としての安全・安心な学校環境づくりが求められており、このためには、こどもに関わる関係者の連携・協働を図っていくことも必要です。

また、少子化の進行や生活環境の変化等などにより、地域で共に遊び、育ち、学び合う機会が少なくなっています。遊びや体験活動はこどもの健やかな成長の原点であることから、市・地域・関係団体・学校・事業所等が連携して、多様な学びと体験の場を確保し、こどもの創造性・自主性・社会性を育てていく必要があります。

[取組方向・施策]

- すべてのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、持続可能な社会の創り手となることができるよう、小中学校において個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図ります。
- 体験活動を通して、こどもが生きる力や豊かな人間性を養うことができるよう、地域や学校での様々な体験の機会を提供します。
- 共同体験活動による異文化交流の機会を確保するとともに、外国にルーツをもつこどもの教育支援に取り組みます。

①多様な遊びや体験活動の推進

取組	事業概要等	担当課
ブックスタート	3～4か月児相談時に絵本を通して親子がふれ合い語り合う時間や、読み聞かせ体験の機会を提供し、乳幼児のことばと心を育みます。	図書館
児童館	地域のこどもたちが放課後や休日に気軽にできる健全な遊びを提供し、心身の健康増進と豊かな情操を育みます。また、子育て支援センターを併設し、子育て中の親子のふれあいや交流、育児相談などを行います。	こども福祉課
ABC 笠間プロジェクト（英語教育の強化推進）	発信力（話す・書く力）の強化、生徒の英語力の地域間格差の解消や教師の英語力・指導力の向上等、小・中・高等学校を通じた英語教育の強化を図ります。	学務課
学力向上の支援	対象校において、放課後学習塾を実施します。	学務課
多様な学習、課題解決のための教育等の推進	こどもたちが科学へ興味・関心をもつことができるよう、理科系学習活動、実験器具などの理科教育設備の整備等の支援を行います。 各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくため、STEAM教育等の横断的な学習の充実を図ります。 学習や生活上の困難に着目してその解消を図るとともに、個性や才能を伸ばすための学びの場の充実を図ります。	学務課

第4章 計画の内容

取組	事業概要等	担当課
学校における体験活動の推進	こどもの豊かな心や創造性を育むため、学校において宿泊を含む自然体験活動等の実施を促進します。	学務課
こどもの文化芸術体験機会の提供	各校での芸術鑑賞会等の実施を支援し、芸術教育の充実につなげます。	学務課
子ども読書活動の推進	図書館・学校図書館の機能強化と読書活動の総合的な推進を図ります。	図書館 学務課
郷土食材を活用した食育の推進	学校給食を通して、地域の食材や生産に親しみ、食への関心を高めます。	おいしい給食 推進室
オーガニック給食推進	オーガニック給食モデル校を中心として通年特別栽培米の提供及び有機野菜を使用した給食提供を行います。栄養バランスのとれたおいしい給食の提供を通じて、自然環境への理解増進、地場産物等の使用を促進します。	おいしい給食 推進室
コミュニティ・スクール	すべての小・中・義務教育学校の地域と連携・協働する体制を強化するため、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進します。地域学校協働活動推進員と連携して、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを推進するとともに、地域やこどもに係る課題解決のための基盤となる、学校を核とした地域づくりを推進します。	生涯学習課
部活動指導員、部活動総括コーディネーターの配置	将来にわたりこどもがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、運営団体・実施主体の体制整備、指導者の質の確保、地域における活動内容の充実、参加費用負担への支援等、部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。	学務課
キャリアコーディネーターの配置	学校、地域・社会、産業界等が連携・協働して取り組む体験的な活動等、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、校種間の連携を推進し、教育活動の充実に資します。	学務課
スポーツに接する機会の創出	指定管理者によるスポーツ教室や笠間スポーツコミッションによるアーバンスポーツ教室の開催、笠間市スポーツ協会やスポーツ少年団への支援など、地域の子どもたちがスポーツに接する機会の創出や支援を実施します。	生涯学習課
スポーツ国際交流の推進	共同体験を伴う異文化交流や意見交換等の機会の充実を図ります。 台湾とゴルフを通じた交流を実施します。	生涯学習課
公民館講座	市民の生活文化の振興に寄与することを目的に、市民の教育の向上、健康増進等に資する各種講座を開設します。児童向け講座として「子ども大学」、夏休み児童向け講座「サマースクール」を実施します。	公民館

取組	事業概要等	担当課
公民館まつり	公民館を利用する個人や各団体が日頃の学習成果や美術など各種の創作を試みる市民の作品を公募し、発表や鑑賞できる機会を設け、市民相互の交流を通じて芸術文化の振興を目的として実施します。 親子でパラスポーツを体験する機会を確保し、障がい者スポーツの魅力や可能性について啓発するとともに、障がい者との共生や相互理解を深める場となるように実施します。	公民館
賑わいと憩いの公園があるまちづくり	子どもや保護者の視点を重視し、時代の変化に対応した、賑わいと憩いを創出する公園の整備・維持を推進します。	都市計画課

②外国にルーツをもつ子どもの教育支援と国際交流の推進

取組	事業概要等	担当課
外国人の子ども等への教育の充実	県の実施する外国人の子ども等の教育の充実に係る取組について案内を行います。日本語指導や教科学習の教材のほか、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書など、外国人の子ども等の教育に関する情報や資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の活用を推進します。	学務課
外国人等の日本語教育の推進	外国人等に対する日本語教育活動を支援します。	総務課
外国人人材支援	外国人材雇用促進セミナーの実施及び外国人材等に関する相談支援を行います。	商工課

(3)こどもが意見をいう機会創出と居場所づくりの推進

[現状・課題]

こどもが安心して遊べる場所や体験の機会などとあわせ、こどもの居場所づくりや意見をいえる場づくりは、こどもの成長に必要な機能・環境づくりとして重要となっています。また、地域にもこどもがほっとできる居場所があることで、地域がこどもの成長に関わり応援する地域づくりにつながります。令和6年度の小学5年生と中学2年生のアンケートでは、ほっとできる場所として、1位は「自分の家」がそれぞれ80%程度、2位は「親せきの家（おじいちゃん・おばあちゃんの家など）」が続いており、「ない」が約19%回答されています。家庭・学校・地域が連携して、こどもが学ぶ場や体験する機会を増やし、地域に家庭・学校以外の安心して過ごせる場所や相談できる場所を確保していくことが必要です。

こどもまんなか社会を形成していく上で、こどもの意見や思いを言える場を創出していくこととあわせて、地域や大人たちがこどもの意見や思いを聞き、取組等に反映していける仕組みや手法をつくっていく必要があります。そして、こどもが意見を出しやすい環境づくりも必要です。

[取組方向・施策]

- こどもに関わる各種行事やイベント事業等への参加を促し、こどもが声をあげられる場づくりについて検討し、こどもを含めたすべての市民が市政やまちづくりに対して意見表明・参加できるよう推進します。
- 学校や教室以外のこどもの居場所や相談できる場所を確保します。放課後児童クラブ等の放課後の居場所、多くのこどもの居場所となっている児童館、学習支援の場など地域にある居場所、公民館や図書館等について、こどもにとってよりよい居場所となるようにします。

①こどもが意見をいう機会の創出

取組	事業概要等	担当課
こどもが意見をいう機会・場の確保	笠間市子育てポータルサイト(かさまぽけっと)等で、意見を出しにくいこどもが意見をいえる場、意見に耳を傾ける機会を確保します。	こども政策課
こどもの意見聴取の取組	こどもの意見を聴き、施策に反映する取組を行います。	こども政策課

②こどもの居場所づくりの推進

取組	事業概要等	担当課
こどもの居場所拠点	困難を抱えるこどもたちに対して、安心して過ごせる居場所を開設し、生活習慣の形成や食事の提供、学習支援、課外活動など必要な支援を提供します。	こども政策課
放課後児童クラブ	放課後児童クラブの受け入れ体制の充実を図り、待機児童の解消、常勤職員配置の改善、安定的な運営支援を図ります。	こども福祉課
こどもの居場所づくり	学校の始業前に学校の施設等を利用して、児童が安全・安心に過ごすことができる居場所を設け、児童への見守りを行います。	学務課
教育支援室「ここから」	市内小・中・義務教育学校児童生徒及び市内在住の笠間市立中・義務教育学校卒業後の18歳までの生徒を対象に、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒の心の居場所となるよう教育支援室「ここから」を運営し、社会的自立を支援します。	学務課
校内フリースクール	自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができる環境を提供します。	学務課
こども食堂の支援	地域の居場所となっているこども食堂の開催状況の周知を図るとともに、連絡や調整などネットワークづくりに取り組みます。	こども政策課
寺子屋	小学5・6年生を対象に学校教育以外の場で学習の基礎・基本を教える「学びの場」を提供します。	生涯学習課
児童館	地域のこどもたちが放課後や休日に気軽にできる健全な遊びを提供し、心身の健康増進と豊かな情操を育みます。また、子育て支援センターを併設し、子育て中の親子のふれあいや交流、育児相談などを行います。	こども福祉課
地域交流センターともべ(トモア)・いわま(あたご)	市民活動の交流拠点となる施設として、キッズコーナーや交流ルームをフリースペースとして提供します。	総務課

基本目標 2 支援や関わりが必要なこども・家庭への支援

【モニタリング指標】

モニタリング指標	現状値(令和6年度)
「ヤングケアラー」を知っているこどもの割合(言葉も内容も知っている)	13.2%
「ヤングケアラー」と思われるこどもの割合	5.5%
スクールソーシャルワーカーの相談件数	延 3,904 件
家庭児童相談室相談対応数	延 525 件
こども育成支援センター相談件数	延 1,371 人
子育ての相談で頼れる人がいる保護者の割合	73.4%
こども食堂の開催回数	103 回
産後1か月程度の指導・ケアが十分に受けられたと感じた人の割合	87.8%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる親の割合	77.6%

(1) 支援が必要なこどもと子育て家庭への支援

【現状・課題】

こどもと子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、ひとり親家庭など経済的に厳しい状況にある家庭や障がい・発達に関する支援が必要な児童、また、家庭の養育環境に課題があり、支援や関わりが必要な家庭などが増加しており、こどもと家庭を包括的に支援する体制の強化が重要となっています。

●ひとり親家庭の支援

経済的な課題を抱えるひとり親家庭を対象に、児童扶養手当やこどもの就学援助等の経済支援とともに、個別の相談や指導等を行う母子・父子自立支援員を1人配置し、ひとり親家庭の生活状況等に応じた支援を行っています。また、就職に役立つ資格を取得するための高等職業訓練促進費の支給や、県の事業を活用した家庭生活支援員の派遣などを行い、多様な課題を抱えるひとり親家庭の自立を支援しています。

●障がい等で支援が必要なこどもの支援

障がいや発達に関して支援が必要な児童の相談と各種教室・サービスの利用は増大しており、支援が必要なこどもの発達やライフステージに応じた支援に努めています。

幼児教育施設から小・中学校などの義務教育段階への就学や進学が円滑に進むように、幼児施設の巡回相談、就学に向けた発達相談会、こどもの課題にあわせた教室、個別指導や個別の指導計画を小学校に引継ぐなど、関係機関と連携を図りながら、継続的、包括的な支援体制を構築しています。また、小・中・義務教育学校の特別支援学級の児童生徒や通常の学級に在籍する配慮を必要とする児童生徒に「個別の教育支援計画」、
「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりに適した指導を行っています。

さらに、医療的ケア児に対する支援として、保健・医療・福祉・教育等の分野を超えた連携の下、集団生活での環境面をととのえ、こどもの成長を切れ目なく支援できる体制をとっています。

●その他

支援が必要な子どもや家庭の抱える課題が重複化かつ、複雑化しています。支援機関・団体等からの意見においても、「学校の授業についていけない」状況や生活面での影響が見受けられました。生活困窮・貧困の課題、保護者の健康や介護の課題などが子どもの学習や生活に影響を及ぼしていることが多く、子ども達を地域で見守るサポート体制づくりや子どもの体験や居場所の確保などに取り組む必要があります。

[取組方向・施策]

- ひとり親家庭の状況に応じ、相談支援や経済的支援、生活支援、保護者の就労支援などを推進し、自立を促進します。
- 障がい・発達等で支援が必要な子どもが成長段階にあわせて地域で育ち学ぶことができるように、療育支援と生活支援、教育支援を推進します。支援が必要な子どもや困難な状況にある世帯に対して包括的な支援体制の強化を図ります。

①発達特性や障がいのある子どもの支援

取組	事業概要等	担当課
地域における障がい児支援体制の強化とインクルージョンの推進	こども育成支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担う機関として機能強化を図るとともに、保育所等への巡回支援等の充実を図ります。	こども育成支援センター
発達に関する総合相談	相談窓口を一本化し、発達が気になる18歳までの児童の保護者の相談に応じ、助言や適切な支援につながるようサポートします。	こども育成支援センター
幼児施設巡回相談	こども園等を巡回し、特別な支援が必要な幼児の早期発見に努め、適切な支援が受けられるよう助言します。	こども育成支援センター
親子フォローアップ教室	心身の成長や発達などに不安や悩みを抱える児童及び保護者に対し、児童の成長や発達を促すこと、保護者の児童との関わり方の習得を目的とする親子で参加する育成支援を実施します。	こども育成支援センター
基幹相談支援センターによる相談支援	障がい児等に関する相談支援について、関係各課と連携し、就労・自立といった視点も視野に、生涯にわたり切れ目ない支援を実施します。	社会福祉課
児童発達支援事業所「まろん」	通所受給者証の発行を受けた児童に対し、児童にとって適切な関わり方を保護者と一緒に考え、小集団や個別での指導を通じて、児童の成長・発達を促す教室や通園している保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応に向けた支援を行います。	こども育成支援センター

第4章 計画の内容

取組	事業概要等	担当課
インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組	インクルーシブ教育システムの実現に向けて、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、すべての障がいのある子どもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有する子どもへのICT活用も含めた支援基盤の強化を図ります。さらに、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもへの支援として、自校通級や効果的・効率的な巡回指導等による通級指導体制の充実、多様な支援スタッフの確保・活用等を推進します。教師の専門性向上のための施策、新しい学びの実現に向けた環境整備なども含め、特別支援教育の充実に取り組みます。	学務課
児童発達支援（障害児通所支援）	通所受給者証の発行を受けた就学前の児童に対し、日常生活における知識機能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。	社会福祉課
保育所等訪問支援（障害児通所支援）	通所受給者証の発行を受けた保育所などを利用している児童が集団生活に適応することができるよう、訪問支援員が保育所などを訪問して専門的な支援を提供します。	社会福祉課
放課後等デイサービス（障害児通所支援）	通所受給者証の発行を受けた就学後から18歳までの児童に対し、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	社会福祉課
日中一時支援（地域生活支援）	障がいのある人等の介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。	社会福祉課
保幼小中特別支援の連携	保幼小中を接続するための特別支援連携コーディネーターを配置し、市内幼児教育施設について、こども育成支援センターと連携をしながら、小学校進学に向けた協議などを実施します。小・中・義務教育学校の特別支援学級を巡回訪問し、個々の実態に応じた指導計画の作成について助言を行います。	学務課
特別支援教育支援員の配置	特別な支援や配慮が必要な児童生徒に対し、食事・排泄・教室移動補助など、学校における日常生活動作の補助や学習活動上の支援を行います。	学務課
医療的ケア児の支援体制の強化	保健・医療・福祉・教育等の分野を超えた連携の下、「笠間市医療的ケア児支援に関する協議の場」を通じて、医療的ケアが必要なこどもの実態把握に努めるとともに、そのニーズに応えられる支援体制の強化を図ります。	社会福祉課 こども政策課 こども福祉課 こども育成支援センター 学務課
医療的ケア児の保育支援	日常的に医療的ケアを必要とする児童が保育施設を利用する際に安全な保育サービスを提供するため、施設内において専任看護師による医療的ケアが実施される体制を整え、安心・安全な保育環境の充実を図ります。	こども福祉課

第4章 計画の内容

取組	事業概要等	担当課
医療的ケア児の学校訪問看護	医療的ケア児が安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療・保健・福祉等の関係機関と連携した学校における医療的ケアの実施体制の構築や医療的ケア児の保護者の負担軽減に向け、医療的ケア看護職員の配置促進等の取組を推進します。	学務課
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいをもつ20歳未満の児童を家庭で監護、養育している保護者に対して特別児童扶養手当を支給します。	社会福祉課
障害児福祉手当	身体または精神に重い障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の重度の障がい児に給付します。	社会福祉課
在宅心身障害児福祉手当	身体または精神に重い障がいのある20歳未満の児童と同居・養育している保護者に給付します。	社会福祉課
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の就学に係る経済的負担を軽減するため、学用品・通学用品購入費・給食費などの一部を補助します。	学務課

②ひとり親家庭の自立支援

取組	事業概要等	担当課
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭の自立に向けた支援計画をつくり、必要な情報提供や助言・就労の相談などを行います。(母子・父子自立支援プログラム策定事業)	こども福祉課
女性相談支援員の配置	困難な問題を抱える女性への支援を行います。	こども政策課
母子生活支援施設への入所	ひとり親家庭が修学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員による支援を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行います。	こども政策課
母子・父子家庭の高等職業訓練促進	ひとり親家庭の父・母が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で修学する期間、生活資金を支給します。	こども福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18歳までの児童を養育するひとり親等に、所得の状況や児童の数に応じて手当を支給します。	こども福祉課

(2)こどもの生活支援の推進

[現状・課題]

わが国のこどもの貧困率は2021（令和3）年は11.5%となっており、改善傾向がみられるものの、ひとり親世帯の貧困率が44.5%と高い水準にあり、こどもの貧困問題は潜在化・深刻化が懸念され、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されやすいことや、貧困が連鎖することが指摘されています。令和6年度の実態調査において、貧困リスクは世帯状況や日常生活での影響、生活の満足度が低調な世帯で生活全般に貧困リスクの影響が一部みられます。また、貧困リスクのある世帯のこどもの進学希望や将来の夢が低調な傾向など、希望や可能性が家庭状況の影響を受けることが考えられます。このようなことから、こどもの貧困の解消に向けては、関係機関と連携しながら、学習、生活、保護者の就労、家庭の経済状況といったそれぞれの面から支援を行う必要があります。

[取組方向・施策]

- すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に夢や希望をもって成長できる環境を整え、貧困による負の連鎖を断ち切ることができるよう、こどもと子育て家庭に様々な機関が関わり、学習、食事、体験活動などができるように、関係機関が連携しながら切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者には、学習支援事業と家庭相談支援事業を実施します。
- ヤングケアラーの認知度向上と、ヤングケアラーと思われるこどもを早期発見する仕組みづくりを推進するために、関係機関等の連携を強化し、家事や育児、介護サービス、こどもの居場所づくり事業等の利用を推奨し、こどもが自分らしく過ごせる時間と居場所づくりを進め、守るべきこども自身の権利を守るための支援に取り組みます。
- 貧困、ひきこもり、ヤングケアラーの実態把握と相談機能の連携強化を図るため、関係者相互のネットワークづくりと支援のコーディネート機能の確保により、包括的な支援体制の確立を目指します。
- 地域の関係団体との連携を強化し、多様な主体との協働または多様な主体の活動支援により、各種施策・事業の推進を図ります。

①教育の支援

取組	事業概要等	担当課
学校生活や学習の支援	貧困によってこどもの将来が閉ざされることがないように、こどもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の中学生とその保護者を対象に、学習支援や生活習慣、学校生活に関する助言、関係機関との連絡調整など、きめ細かで包括的な支援を行います。	生涯学習課
親子フォローアップ教室	心身の成長や発達などに不安や悩みを抱える児童及び保護者に対し、児童の成長や発達を促すこと、保護者が児童との関わり方を習得することを目的として親子で参加する育成支援を実施します。	こども育成支援センター
児童発達支援事業所「まろん」	通所受給者証の発行を受けた児童に対し、児童にとって適切な関わり方を保護者と一緒に考え、小集団や個別での指導を通じて、児童の成長・発達を促す教室や通園している保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応に向けた支援を行います。	こども育成支援センター
児童発達支援（障害児通所支援）	通所受給者証の発行を受けた就学前の児童に対し、日常生活における知識機能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。	社会福祉課
校内フリースクール	自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができる環境を提供します。	学務課
教育支援室「ここから」	市内小・中・義務教育学校児童生徒及び市内在住の笠間市立中・義務教育学校卒業後の18歳までの生徒を対象に、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒の心の居場所となるよう教育支援室「ここから」を運営し、社会的自立を支援します。	学務課

②生活の安定に資するための支援

取組	事業概要等	担当課
子育て家庭への訪問支援	家事・育児に不安を抱える妊産婦、子育て家庭、ヤングケアラー等の家庭に訪問支援員を派遣し、家事・育児支援を行います。	こども政策課
家庭児童相談室	家庭児童相談員がこども(こどもの保護者)及び妊産婦、子育て家庭、ヤングケアラーのいる家庭等の様々な悩みに対する相談支援を行います。	こども政策課
地域子育て支援拠点	子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消するため、地域の身近な場所でふれあいや交流、育児相談などを行う事業を子育て支援センターで実施します。	こども福祉課
多様な保育体制	家庭での保育が一時的に困難となった時に保育施設で預かる一時預かり保育や、保育時間を延長して預ける延長保育、病児・病後児を専用スペースで預かる病児保育、乳児等通園支援事業など、多様な保育体制の充実を図り、保護者を支援します。	こども福祉課

第4章 計画の内容

取組	事業概要等	担当課
養育支援	養育支援を必要とする家庭に、保健師・助産師等が訪問し、養育に関する指導や助言を行います。	こども政策課
親子の関わり方の支援	こどもとの関わり方や子育てに不安を抱える保護者、その児童へ情報提供・相談支援を行うとともに、情報交換の場を提供します。	こども政策課
子育て短期支援（ショートステイ）	保護者が一時的に児童の養育が困難になったとき、児童を児童養護施設で養育保護し、支援します。	こども政策課
スクールソーシャルワーカーの配置	様々な課題を抱えるこどもに対し、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における教育相談体制の充実を促進します。また、こどもが悩みを気軽に相談することができるよう、教育相談体制の強化を進めます。	学務課
こども食堂の支援	地域の居場所となっているこども食堂の開催状況の周知を図るとともに、連絡や調整などネットワークづくりに取り組みます。	こども政策課
こどもの居場所拠点	困難を抱えるこどもたちに対して、安心して過ごせる居場所を開設し、生活習慣の形成や食事の提供、学習支援、課外活動など必要な支援を提供します。	こども政策課
児童館	地域のこどもたちが放課後や休日に気軽にできる健全な遊びを提供し、心身の健康増進と豊かな情操を育みます。また、子育て支援センターを併設し、子育て中の親子のふれあいや交流、育児相談などを行います。	こども福祉課
こども家庭相談機能の強化	こども（こどもの保護者）及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行います。生活上の悩みをはじめ、生活困窮、DV被害など社会的な繋がりが希薄で支援が必要な人の相談窓口となるように周知を図ります。 こどもや妊産婦、ヤングケアラーのいる家庭等へのニーズに応じたサービスの提供や、児童虐待の予防・早期発見のための相談支援に対応します。女性相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性への相談支援を行います。	こども政策課
母子生活支援施設への入所	ひとり親家庭が修学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員による支援を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。 DV、虐待の被害を受けた母子の居住場所を確保し、生活、子育てを支援します。一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行います。	こども政策課
民間シェルター	緊急一時避難の場を確保し、避難者の生活支援と自立に向けた支援を行います。	こども政策課
ひきこもりサポート	社会復帰に向けた適切な支援につなぐことを目的に、精神科医など多職種チームにより、自宅を訪問、本人及びその家族への支援のためのアウトリーチ活動を行います。	社会福祉課
ヤングケアラーの支援	ヤングケアラーの認知度向上に向けた啓発活動及び関係機関との連携による実態把握を行い、サービスの案内、利用勧奨等の適正な支援に努めます。	こども政策課

③保護者の職業生活の安定と就労支援

取組	事業概要等	担当課
被保護者に対する就労支援	被保護者就労準備支援事業において、雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。生活困窮者向けの就労準備支援事業について、生活保護受給者の利用を促進します。	社会福祉課
生活保護受給者等の就労自立促進	生活困窮者や生活保護受給者等への就労支援について、ハローワークと福祉事務所等が連携した支援を実施します。	社会福祉課
母子・父子家庭の就労支援	ひとり親家庭の自立を促進し、就業相談から就業情報の提供等、就業支援サービスやひとり親家庭個々のケースに応じた自立支援プログラム策定など、きめ細かな支援に取り組みます。ひとり親家庭の主体的な能力開発の取組を支援する自立支援教育訓練給付金について、周知を図ります。	こども福祉課
再就職に向けた就業支援	子育て中の女性等に対する就職支援を行うため、「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置し、求職者の状況に応じた支援を行います。	商工課
幼児教育施設等の運営支援	幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育サービスの提供体制の確保と質の高い幼児教育・保育の推進を図ります。	こども福祉課
延長保育	多様な働き方に対応するため、就労支援の一環として、保護者の勤務時間に応じて時間外保育を実施します。	こども福祉課
病児保育	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を目的として、病児保育を実施します。	こども福祉課
児童クラブの運営	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業期間に実施します。	こども福祉課

④経済的支援

取組	事業概要等	担当課
妊婦のための支援給付	妊婦であることの認定後に 50,000 円を支給し、その後妊娠しているこどもの人数に応じ(1人につき 50,000 円)給付します。	こども政策課
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者(妊産婦)で、妊娠 85 日(4 か月)以上で出産された方に一時金を支給します。	保険年金課
産前産後期間の国民健康保険税の軽減	出産する国民健康保険の被保険者(妊産婦)で妊娠 85 日以上(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含む)の方の国民健康保険税の軽減を図ります。	保険年金課
産前産後期間の国民年金保険料の免除	国民年金第 1 号被保険者で妊娠 85 日以上(死産、流産、早産、人工中絶を含む)の方の国民年金保険料を免除します。	保険年金課
国民健康保険税におけるこどもに係る均等割の軽減措置	国民健康保険加入中の 18 歳未満のこども(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である国保被保険者)を対象に、国民健康保険税の均等割の 5 割軽減を行います。	保険年金課

第4章 計画の内容

取組	事業概要等	担当課
医療福祉費の支給 (マル福)	医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。○妊産婦医療費助成(マル福) ○小児医療費助成(マル福) ○ひとり親医療費助成(マル福) ○重度心身障害者医療費助成(マル福)	保険年金課
生活保護による支援	生活に困窮している相談者に対し、その状況に応じた就労や家計支援等、自立に向けた支援をします。	社会福祉課
在宅育児応援給付金	妊娠・出産に伴い離職または休職をした方で、育児休業給付金等を受けることができない方に、一時金を支給します。	こども福祉課
児童手当	18歳年度末までの児童を養育している保護者に手当を支給します。	こども福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18歳までの児童を養育するひとり親等に、所得の状況や児童の数に応じて手当を支給します。	こども福祉課
JR通勤定期券割引	児童扶養手当の支給を受けている本人または世帯員が、JRの通勤定期券を購入する場合に、割引(3割引)を受けられます。	こども福祉課
公営住宅の子育て世帯支援	公営住宅(福原)に入居している中学3年生以下の子とその子を扶養する者が同居している世帯に対し、子育て等に係る費用の一部を助成します。	都市計画課
実費徴収費用の給付	保育所等に入所する生活保護世帯に対し、施設で必要な費用の一部を補助します。	こども福祉課
多子世帯の保育料軽減	こどもを2人以上もつ世帯の第二子以降の保育料を無償化し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。	こども福祉課
保育料の軽減	生活保護世帯・住民税非課税世帯・ひとり親世帯等に対し、特定教育・保育施設に入所するこどもの保育料を軽減します。	こども福祉課
通学用ランドセルの給付	次年度小学校等へ入学する児童のうち希望者に、通学用ランドセルを給付します。(令和9年度より通学用カバンとして指定化)	学務課
通学支援	○遠距離通学の路線バス定期代補助:路線バスを使用している小学生に、距離、学年、居住地区に応じて路線バス定期代の全額または一部を補助します。 ○自転車購入費の補助:自転車通学の小学生の保護者に対し、距離や学年に応じて自転車購入費の一部を補助します。 ○スクールバス利用経費補助:スクールバス利用者の保護者に対し、距離、兄弟姉妹の数、居住地区に応じて通学に関わる経費の一部を補助します。 ○ヘルメット配布:自転車通学の小中学生に対し、ヘルメットを配布します。	学務課
制服等購入費の支援	次年度中学校等へ入学または義務教育学校後期課程へ進む児童の保護者に対し、学校指定の制服等を購入するために必要な経費の一部を助成します。	学務課
学校給食費の負担軽減	学校給食費を値上げすることなく、食材高騰分を市が負担し、保護者の負担の軽減を図ります。	おいしい給食推進室

第4章 計画の内容

取組	事業概要等	担当課
第三子の給食費無償化	小学1年生から18歳までの子を3人以上養育し、生計を同じくしている家庭の第三子以降の給食費を無償とします。※国の動向をみて支援を行います。	おいしい給食推進室
就学援助	経済的に義務教育を受けることが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な経費の一部を助成します。	学務課
実用英語技能検定受検費用の助成	市内在住で小・中・義務教育学校に在籍する小学5年生から中学3年生で英語検定を受検する者に対して、費用の一部を助成します。	学務課
高校生等の生活応援	中学校等を卒業する生徒の保護者に対し、新生活を始めるために必要な経費の一部を助成します。	学務課

⑤関係機関の連携

取組	事業概要等	担当課
スクールソーシャルワーカーの配置	様々な課題を抱えるこどもに対し、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における教育相談体制の充実を促進します。また、こどもが悩みを気軽に相談することができるよう、教育相談体制の強化を進めます。	学務課
ケース会議	妊産婦・乳幼児等のケースを協議し、貧困などの問題を抱えている世帯について、関係機関と連携し、適切な支援を行います。	こども政策課
民生委員・児童委員との連携	地域における相談窓口であり、また行政とのパイプ役でもある民生委員児童委員と協力・連携を図ることで、適切な福祉サービスの提供を図ります。	社会福祉課
こども食堂の支援	地域の居場所となっているこども食堂の開催状況の周知を図るとともに、連絡や調整などネットワークづくりに取り組みます。	こども政策課
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が行う貧困家庭への支援活動を支援します。 ○フードパントリー ○フードバンク(きずなBOX)	こども政策課
児童虐待防止啓発活動	市民向けに児童虐待防止に関する出前講座やオレンジリボン運動等の啓発活動を行います。	こども政策課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止と早期発見及び適切な対応のための連携会議を行います。	こども政策課

(3) 児童虐待防止対策・社会的養護の推進

[現状・課題]

児童虐待、貧困、いじめなど、様々な要因により、こどもの権利が守られない状況が深刻化しています。また、不登校、ひきこもり、こどもの自殺などの問題も顕在化してきています。こどもや家庭が抱える課題とその要因は複雑化しており、それぞれに対して重層的な視点からのアプローチが必要となっています。

不登校や児童虐待の相談件数はコロナ禍で増加しているといわれており、本市においても家庭児童相談員の相談利用件数が年々増して、継続的な相談者が多くなっていると同時に、相談内容も多様化しています。そのような中、児童虐待防止対策として、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、学校、病院等の関係機関と連携し、情報共有や早期の対応を行っており、あわせて要保護児童対策地域協議会において関係者の専門性向上と関係機関同士の連携強化を図っています。

こどもの権利侵害が起きた場合に、相談を受け、必要な支援等を行い、救済と問題解決に取り組む体制が求められており、児童虐待やヤングケアラーなど、こどもの権利侵害が起きないように、こどもと家庭が抱える様々な課題を早期に発見し、必要な支援につなぐために、地域や関係機関との連携や協働をより一層推進し、予防的な関わりを強化する必要があります。

[取組方向・施策]

- 児童虐待の課題をはじめ、ヤングケアラーやひきこもり等の問題を含め社会的養護を必要とするこどもと家庭等の抱える様々な課題に地域で気づき、未然防止に向けた意識啓発と、相談、見守りや支援を適切につなげられる体制を強化します。

①児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

取組	事業概要等	担当課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止と早期発見及び適切な対応のための連携会議を行います。	こども政策課
家庭児童相談室	家庭児童相談員が、こども(こどもの保護者)及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行います。	こども政策課
要支援妊婦の相談支援・個別支援	予期せぬ妊娠を含めた性に関する相談支援や若年妊婦等のハイリスク妊婦を早期に発見し、継続的に妊婦の状況を把握し、適切な支援につなげていきます。	こども政策課
家庭支援事業の推進	子育ての負担を軽減し、子育て家庭やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業や、レスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事業を含めた家庭支援事業を推進します。	こども政策課
スクールソーシャルワーカーの配置	様々な課題を抱えるこどもに対し、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における教育相談体制の充実を促進します。また、こどもが悩みを気軽に相談することができるよう、教育相談体制の強化を進めます。	学務課
母子生活支援施設への入所	ひとり親家庭が修学や疾病、就業等により生活援助、保育等のサービスが必要となった際に家庭生活支援員による支援を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。 DV、虐待の被害を受けた母子の居住場所を確保し、生活、子育てを支援します。一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援をします。	こども政策課
児童虐待防止啓発活動	市民向けに児童虐待防止に関する出前講座やオレンジリボン運動等の啓発活動を行います。	こども政策課
包括的相談支援機能の強化	虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など包括的な相談支援体制の強化を図るため、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能の充実を図ります。	こども政策課
こどもが意見をいう機会・場の確保	笠間市子育てポータルサイト(かさまぼけっと)等で、意見を出しにくいこどもが意見をいえる場、意見に耳を傾けられる機会を確保します。	こども政策課
ヤングケアラー支援の推進	ヤングケアラーは、家庭内の課題であり、表面化しにくいことを踏まえた実態把握に努めます。 ヤングケアラーを様々な支援に結びつけるコーディネーターの配置等、支援窓口の設置を推進します。	こども政策課

(4)地域で孤立し困難を抱えるこどもの支援

[現状・課題]

令和7年度の小中学生アンケートにおいて、困りごとを抱えているこどもは年齢が上がると増える傾向であり、家族等に相談している状況がアンケートでわかりました。しかし、悩みの相談相手がいないこどもが一定数いることから、こどもが家族以外に相談し、SOSを出せるようにすることをこどもに啓発するとともに、こどものSOSに気づき、支援につながるように、こどもの相談や情報提供の支援体制の確立が必要です。

また、厚生労働省・警察庁の自殺統計によると、令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人（令和5年：513人）と過去最多となっており、全国的に深刻な問題となっています。このため、学校や地域が協力して児童生徒の心や体調の変化を早期に発見し、見守りや相談、スクールソーシャルワーカー等による支援などの連携強化が必要です。

[取組方向・施策]

- 学校生活での課題や不登校のこどもへの支援を行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどに安心して相談できる体制や環境の整備を進めます。
- 「SOS の出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を推進し、こども自身が心の変化や危機に気づき、相談できる力の育成を支援するとともに、こどものSOSに気づき、見守りや支援につながる自殺対策を推進します。

①学校生活での課題を抱えるこどもの支援

取組	事業概要等	担当課
スクールソーシャルワーカーの配	様々な課題を抱えるこどもに対し、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における教育相談体制の充実を促進します。また、こどもが悩みを気軽に相談することができるよう、教育相談体制の強化を進めます。	学務課
校内フリースクール	自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができる環境を提供します。	学務課
教育支援室「ここから」	市内小・中・義務教育学校児童生徒及び市内在住の笠間市立中・義務教育学校卒業後の18歳までの生徒を対象に、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒の心の居場所となるよう教育支援室「ここから」を運営し、社会的自立を支援します。	学務課
いじめ問題対策連絡協議会	犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等は適切な援助をする必要があることから、いじめ問題対策連絡協議会での研修・連携により学校現場への周知徹底を図ります。	学務課
いじめ調査委員会	専門家による有識者会議を活用し、いじめに関する情報を把握・共有し、いじめ防止対策の改善・強化につなげていきます。いじめ重大事態が発生した際に、いじめ調査委員会による事案の調査・報告を行います。	学務課
不登校等対策	不登校等の対策として、NPO 法人や民間フリースクール等との連携を強化します。	学務課

取組	事業概要等	担当課
学校警察連絡協議会	学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度の推進等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図ります。	学務課
校則の見直し	学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、校則の内容や必要性について各校での見直しを推進します。	学務課

②こどもの自殺予防対策・孤立による課題を抱えるこどもの支援

取組	事業概要等	担当課
こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報	オンライン窓口相談の開設、SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育の推進、夏休みの集中的な呼びかけなど、こどもの自殺対策を強化します。 自殺予防週間(9月10～16日)・自殺対策強化月間(3月)において、関係機関と連携して、こどもの自殺対策に向け、こどもに届くような広報に取り組みます。	学務課 社会福祉課
「SOS の出し方に関する教育」の推進	こどもが自身の心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOS の出し方に関する教育」を少なくとも年に1回実施することを周知徹底する等、自殺予防教育の確実な実施を進めます。	学務課
スクールソーシャルワーカーの配	様々な課題を抱えるこどもに対し、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における教育相談体制の充実を促進します。また、こどもが悩みを気軽に相談することができるよう、教育相談体制の強化を進めます。	学務課
わかものハローワーク等における支援	茨城労働局との雇用対策に関する協定に基づき、ハローワーク等が実施する若者を対象にした各種事業に協力します。	商工課
ひきこもりサポート	社会復帰に向けた適切な支援につなぐことを目的に、精神科医など多職種チームにより、自宅を訪問、本人及びその家族への支援のためのアウトリーチ活動を行います。	社会福祉課

基本目標3 すべてのこどもの健やかな育成支援【母子保健計画】

【モニタリング指標】

モニタリング指標	現状値(令和6年度)
子育ての相談で頼れる人がいる保護者の割合	73.4%
プレコンセプションケアの受診者数	16人
産後1か月程度の指導・ケアが十分に受けられたと感じた人の割合	87.8%
父親の育児参加の割合	68.8%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる親の割合	77.6%
各種教室参加者の満足度	95.4%
5歳児健康診査の受診率	—

(1) 妊娠・出産の切れ目ない支援体制の強化

【現状・課題】

すべてのこどもの健やかな成長を目指し、成育基本法や母子保健の国民運動である「健やか親子21」等を基盤として、成育過程にある者に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供することが求められています。

こどもの心身の健康は人生の基盤となるものであり、親と子の健康づくりを関係機関が連携して、妊娠期からこどもの成長段階に沿った支援に取り組まなければなりません。

核家族化の進行、結婚や出産の年齢が上がっていることから、妊娠や出産に関する正しい情報の提供や相談支援の周知徹底など、妊婦を孤立させないように取り組んで行くことも必要です。子育て家庭が抱える課題が多様となっていることや支援が必要な子育て家庭が増えている状況をとらえて、切れ目なく支援できる体制づくりを拡充していくことが重要となっています。

【取組方向・施策】

- 妊娠前から経済的支援と相談支援を組み合わせた包括的な支援体制を整備し、安心して妊娠・出産ができる環境を整備します。また、妊婦一人ひとりの不安等に早期に対応し必要なサポートにつなげられるよう、周産期における相談支援と妊娠期及び出産前後の親子の健康づくりを支援します。
- 妊娠期から子育て期まで、関係機関が連携し、切れ目のない支援ができる体制整備に取り組み、こどもの発育・成長にあわせて必要な支援ができるよう体制の充実を図ります。

①妊娠や出産に関する啓発と相談支援の推進

取組	事業概要等	担当課
プレコンセプションケアの推進	男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを含め、性や生殖に関する相談などの健康支援を、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じて行います。そのため、性に関する教育等の研修を継続的に実施します。	こども政策課
妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化	不妊症・不育症に関する広報・啓発を継続的に実施し、不妊症や不育症に関する正しい理解を深めるための啓発・情報提供を行います。	こども政策課
不育症検査・治療費助成	不育症と診断された方の不育症検査・治療に要した費用の一部を助成します。	こども政策課
生殖補助医療費等助成	生殖補助医療、男性不妊治療、一般不妊治療に要した費用の一部を助成します。	こども政策課
若年がん患者等妊孕性温存療法等助成	若年がん患者等が行った妊孕性温存療法と生殖補助医療に要した費用の一部を助成します。	こども政策課
母子健康手帳交付と健康相談	保健師・助産師による面接を全妊婦に対し行い、母子健康手帳を交付します。交付の際には、各種手当の支給等必要な情報提供を行います。 出産までに妊婦とその家族が必要な情報を個別に整理する“妊娠出産サポートプラン”を作成します。	こども政策課

②妊娠期からの切れ目ない支援体制の充実

取組	事業概要等	担当課
母子保健のデジタル化の推進	電子母子手帳機能のある子育て支援アプリを導入し、母子保健のデジタル化を推進するとともに、子育て家庭の利便性を向上させます。	こども政策課
妊婦のための支援給付	すべての妊産婦、子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境をより充実させるために、経済的支援を実施します。	こども政策課
妊婦等包括相談支援	すべての妊婦に対し、個別の面談を行い、妊婦とその家族が必要な情報を個別に整理する、産後の“子育てサポートプラン”を作成します。	こども政策課
要支援妊産婦への個別支援とサポートプランの作成	要支援妊産婦の状況を把握し、関係機関と予防的介入を行います。必要時、サポートプランを作成し支援を行います。 関係機関との調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。	こども政策課
要支援妊婦等への相談支援	妊婦健診未受診の妊婦などを必要な支援につなげるため、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見して、適切な支援につなげます。	こども政策課

第4章 計画の内容

取組	事業概要等	担当課
妊婦の支援を充実するためのネットワーク構築	関係機関と事業推進について話し合う場、困難事例を検討する場、タイムリーにケースの情報共有ができる場等を設け、様々な機関が行っている支援について保健師等がコーディネートし、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施します。	こども政策課
妊婦健康診査及びB型肝炎の母子感染防止	妊婦健康診査により異常の予防、早期発見・治療ができ、妊婦及び胎児の健康維持、促進を図ります。また産後の精神面の観察と問診の強化により、産後の精神面の支援強化を図ります。	こども政策課
身障者等用駐車場利用証の交付	母子健康手帳を交付された妊娠7か月から産後6か月の方で歩行が困難な方に対し、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を利用しやすくするために利用証を交付します。	社会福祉課
マタニティクラス	妊娠、出産、育児に関する適切な情報や助言の提供をし、安心して妊娠、出産、育児ができるよう援助します。夫婦で学ぶ(参加する)ことにより連帯感をもたせ、親としての意識の高揚を図ります。	こども政策課
産後電話支援	産後2週頃に、全産婦への電話支援を行い、必要時面接や訪問につなげていきます。	こども政策課
産後うつ予防・支援	妊娠期から周産期のメンタルヘルスについての知識を普及させ、産後はEPDSを用いて評価します。必要時には医療機関へつなげ、子育て等継続的なサポートを行います。	こども政策課
産後ケア	希望するすべての産婦に対し、委託医療施設において、「宿泊型」「デイサービス型」「アウトリーチ型」による産後ケアを実施します。希望するすべての方が利用できるように提供体制の確保・拡充を行います。	こども政策課
産前産後サポート (アウトリーチ・パートナー型)	妊娠経過において、個別相談支援を必要とする妊産婦に対し ①保健師による面接や訪問等の相談支援(新生児訪問含む)、 ②専門性を要するような悩み等については助産師による相談支援、 ③子育てに関する悩み等については傾聴ボランティア等による相談支援を実施します。	こども政策課
父親の育児支援 「かさパパサロン」	男性の育児参加を促し、父親同士の交流や子育てに悩む父親に対する支援を行います。	こども政策課
かさママサロン (産前産後サポート・参加型)	妊婦及び生後1～5か月を迎える児と産婦を対象に、保健師等による相談支援を行い、また、妊産婦の交流を促し、親子の健やかな成長を支援します。	こども政策課
多胎児支援	多胎児と多胎妊産婦を対象に相談支援や技術的指導を行い、より丁寧な相談支援を実施します。	こども政策課

第4章 計画の内容

取組	事業概要等	担当課
平日夜間・日曜初期救急診療体制	平日夜間(祝日・12/31～1/3を除く)、日曜(12/30～1/3を除く)に笠間市立病院で初期救急診療を実施します。 祝日及び年末年始期間中は、休日在宅当番医が初期救急診療を実施します。	笠間市立病院 健康医療政策課
救急電話相談の普及	茨城子ども救急電話相談#8000の周知を図ります。	こども政策課

(2)乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化

[現状・課題]

疾病の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や保健指導等を実施し、妊娠届出時から多職種が関わりながら、助言指導や個別相談など一人ひとりに寄り添った支援を行う必要があります。

[取組方向・施策]

- 妊娠期から個々の不安や悩みに寄り添い、出産後に続く継続的な支援のため、相談支援や各種健康診査等の保健施策を推進します。
- すべての子育て家庭が地域の中で支えられていると感じることができるよう、こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備します。妊娠期から子育て期まで、関係機関が連携し、切れ目のない支援ができる体制整備に取り組み、こどもの発育・成長にあわせて必要な支援ができるよう体制の充実を図ります。

①母子保健・乳幼児発育支援の推進

取組	事業概要等	担当課
新生児聴覚検査費用の助成	赤ちゃんが受ける耳の「きこえ」の簡易検査を公費で負担し、聞こえにくさの早期発見に取り組み、きこえや話し言葉に関する専門的な指導に繋がるよう支援します。	こども政策課
乳児健康診査	発育・発達確認や異常の早期発見をし、保護者の育児不安軽減を図ります。医療機関で行う健診の助成を拡充し、保護者の負担の軽減を図ります。	こども政策課
3～4 か月児相談	疾病の早期発見をし、乳児の健全な育成を図り、保護者の育児支援や育児不安の軽減を図ります。	こども政策課
乳幼児訪問指導	乳児全戸訪問や健康診査未受診者の受診勧奨により発育・発達の確認を行うとともに、健診の事後フォローや経過の確認を行います。 虐待の予防を視野に入れ、養育支援を必要とする家庭へ訪問し、子育て支援を行います。	こども政策課
1 歳児相談	1 歳児の発育・発達の確認をし、育児・栄養・歯科指導を行い、乳児の健全育成を図ります。	こども政策課

第4章 計画の内容

取組	事業概要等	担当課
幼児（1歳6か月・3歳）健康診査	幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防、悩みを抱える保護者等の早期発見や支援、児童虐待の予防・早期発見を図るため、幼児の健康診査を実施します。	こども政策課
ブックスタート	3～4か月児相談時に絵本を通して親子がふれ合い語り合う時間や、読み聞かせ体験の機会を提供し、乳幼児のことばと心を育みます。	図書館
2歳児歯科健康診査	う歯の発生急増時期のため、歯科、栄養の両面から指導を行い、幼児の歯科衛生及び発育発達の向上を図ります。また、う蝕に対する歯質の抵抗性を高めるためにフッ化物歯面塗布を行い、う蝕予防効果の向上を図ります。	こども政策課
5歳児健康診査	言語の理解能力や社会性が高まるとともにこどもの特性が顕在化する時期に、特性及び社会適応の困難さや将来的に想定される課題を発見し、適切な育児や支援が行えるよう、サポートプランを作成します。また、生活習慣、健康状態の確認・指導を行い、就学に向けて安心して子育てができる情報の提供を行います。	こども政策課
乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施	乳幼児健診等の未受診児の状況把握と支援を必要とする家庭には寄り添い型の支援等、適切な支援・サービスにつなげる取組を推進します。	こども政策課
育児相談	発育・発達確認をし、健やかな成長を支援しながら、育児不安や悩み等の軽減を図ります。必要時、オンラインを活用した実施方法の構築を図ります。	こども政策課
フッ化物を活用したむし歯予防対策	教育・保育施設の4・5歳児を対象にフッ化物洗口を行い、歯と口腔の健康の保持増進を図ります。	健康医療政策課
永久歯のむし歯予防のための健康教育	歯と口腔の健康を保持するための知識や技術を身につけるため、保育所（園）・幼稚園・認定こども園において、年長児の親子を対象に歯科衛生士による歯みがき教室を開催します。	健康医療政策課
予防接種の勧奨	定期予防接種の未接種者を減らすために、接種の勧奨を継続します。	健康医療政策課

②子育て支援・養育支援の推進

取組	事業概要等	担当課
親子すくすくサロン	離乳食など育児に関する正しい知識の提供、子育ての仲間づくり・情報交換の機会を提供し、育児に関する不安や悩みの軽減を図ります。親子のふれあいを通じて親子の健やかな成長を支援します。	こども政策課
要支援妊婦への個別支援	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対し、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を図ります。	こども政策課
包括的相談支援機能の強化	虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など包括的な相談支援体制の強化を図るため、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能の充実を図ります。	こども政策課

(3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

[現状・課題]

思春期は、身体的・心理的・社会的に成長が著しく、こどもから大人への大きな移行期でもあり、自己を確立しながら自立していく時期です。思春期における性や不健康やせなど健康課題は、次世代の心身の健康づくりに直結する課題であることから、早い時期から認識しておく必要があります。このため、こどもの心身の健康の保持・増進に向けて、児童生徒の状況を捉え、学校と保健や医療の関係者が連携して支えていくことが求められます。また、健康習慣、いのちの大切さ、性に関する正しい情報を得て、適切な判断のもと、正しい行動ができるように支援していく必要があります。

[取組方向・施策]

- こどもの成長段階に応じた健康課題をとらえ、こどもが正しい情報を得て、健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 学校や地域と情報共有をしながら、こどもの状況を捉え、連携してこどもの心身の健康支援を推進します。

取組	事業概要等	担当課
フッ化物を活用したむし歯予防対策	小・義務教育学校の児童等を対象にフッ化物洗口を行い、歯と口腔の健康の保持増進を図ります。	健康医療政策課 学務課
むし歯・歯周病予防のための健康教育	歯と口腔の健康を保持するための知識や技術を身につけるため、小・中・義務教育学校において、歯科衛生士による歯みがき教室を開催します。	健康医療政策課
いのちの教育・思春期教育	学校・地域の中で、いのちの大切さや性に関することをテーマに講座を実施します。	こども政策課
学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の教育	児童生徒に対して、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の教育を行い、自分や他者の健康の保持・増進を図ることができる能力を育成します。	学務課
プレコンセプションケアの推進	男女を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを含め、性や生殖に関する相談などの健康支援を、思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じて行います。そのため、性に関する教育等の研修を継続的に実施します。	こども政策課

(4)すべての人がこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

〔現状・課題〕

こどもと子育て家庭が地域の中で過ごし、育つことができるように、こどもの成長を見守り、子育てを応援する地域づくりを進めていくことは地域にとっても重要なことです。より多くの市民の理解と参加が進むよう、子育て支援活動を行う人材の育成、各種団体等の活動を支援して行く必要があります。

〔取組方向・施策〕

市民や各種団体など地域が子育て支援に関わり、地域ぐるみの子育て支援を推進します。

取組	事業概要等	担当課
子育てを応援する広報活動	子育てに関する正しい知識の普及や母子保健事業のPRなどを、かさまぼけっとや広報紙、子育て支援アプリ等で周知を図ります。	こども政策課
祖父母向けの子育て支援	シニア世代に、最近の子育てについて周知します。	こども政策課
父親向けの子育て支援の強化	父子健康手帳の交付を継続して行います。マタニティクラスと父親向けの支援(かさパパサロン)を開催します。	こども政策課
地域における子育て支援	地域における市民団体やボランティア等の子育てに関する講話等を行うことで、地域における子育ての見守りを強化します。	こども政策課
子育て交流を促す取組	親子すくすくサロンを開催します。子育て支援センターでの講話や相談支援を行います。	こども政策課
食育教室	成長段階にあわせたテーマを設けた食育教室を開催します。地域の関係者等と連携してこどもへの食育活動を推進し、情報発信等による食育への理解促進を図ります。	健康医療政策課 こども政策課
要保護児童対策地域協議会	児童虐待の未然防止と早期発見及び適切な対応のための連携会議を行います。	こども政策課

基本目標 4 こどもを安心して産み育てられる子育て家庭への支援

【モニタリング指標】

モニタリング指標	現状値(令和6年度)
子育ての相談で頼れる人がいる保護者の割合	73.4%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる親の割合	77.6%
子育て支援センター利用者数	延 14,669 人
乳児等通園支援事業利用者数	延 130 人
家庭児童相談室相談対応数	延 525 件
多子世帯保育料無償化対象者の割合	15.7% (令和7年12月1日時点)

(1) 子育て支援体制の充実

【現状・課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てにおける孤立感や負担感が増している状況があることから、こどもの保護者が必要とする子育てサービスを必要とときに利用できるよう、安心できる成育環境を確保していくことが重要となっています。そのため、乳幼児健診などをきっかけにつながりを持ち、子育てに関する情報の提供や気軽に相談ができる体制を確保して、孤立した子育てにならないように関わることのできる体制づくりを進めています。

アンケートでは、就学前児童保護者と小学生保護者ともに、子育てを父親と母親の両方で行っているという回答が多く、就学前児童保護者で特に多くみられます。一方で、親と子だけの世帯が増え、急にこどもを預けられる家族がいない世帯が増えている状況もあり、保育のニーズは多様化することが見込まれます。

また、市の子育て支援に期待することとして、「子どもの医療環境を充実する」が最も多いものの、「病児保育、病後児保育のサービスを増やす」が23.2%、「親子が安心して集まれるイベント、子育ての相談場所を増やす」が16.7%、「子どもの発育や発達に関する情報提供や支援を充実する」が16.5%、「就学前の教育や保育の質を高める」が16.3%など、子育て支援に関する回答も多くみられます。

地域における子育て支援の充実には、子育てに関する情報が子育て世代に行き渡り、子育て支援の利用につながるということが重要です。アンケートでは、子育てに関する情報を「幼稚園、保育所、認定こども園、学校」や「笠間市の広報」、「口コミ、友人や親族からの情報」などから入手している状況が見られ、より一層、市の子育て支援ポータルサイトの活用促進を図るとともに、子育てに関する情報の充実が必要です。

【取組方向・施策】

安心して子どもを預けられる体制整備に向けて、幼児教育・保育の質の維持・向上に努めます。また、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を推進します。

子育てに関する情報提供を充実するとともに、家庭での子育てを支援するため、親子が集まる場づくりと一時的な保育サービスを推進します。

①教育・保育サービス等の推進

取組	事業概要等	担当課
教育・保育提供体制の確保	保育を必要とする子どもに適切な保育が提供されるよう、地域の保育機能の維持なども含めて提供体制の確保を図ります。	こども福祉課
地域子育て支援拠点	子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消するため、地域の身近な場所でふれあいや交流、育児相談などを行う事業を子育て支援センターで実施します。	こども福祉課
地域医療センターかさま病児保育	子どもが病気療養中、保護者が仕事を休めないなどの事情により家庭での保育が困難な場合に、地域医療センターかさま内の専用保育室において、病気の子どもを一時的に保育し支援します。	こども福祉課
幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進	保幼小の関係者が連携したカリキュラムや「保幼小の架け橋プログラム」の活用に向けて、研修会での協議、計画訪問等の交流を通じ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進します。	学務課 こども福祉課
保育対策総合支援	多様な保育需要に対応するため、保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保など、安全・安心な保育を行うために必要な措置を総合的に講じることで、子どもを安心して育てることができる環境整備を行います。	こども福祉課
子育て支援ポータルサイト「かさまぼけっと」の運営	子育てに関する情報を一元的に集約し、保護者が必要とする情報や役に立つ情報を提供します。	こども政策課
子育て支援アプリの運営	子育て支援アプリ「笠間市おやこ手帳」を利用し、市から直接対象者へ子育て情報を通知するなど、子育て世代の利便性の向上を図ります。	こども政策課

②家庭での保育を支援する取組

取組	事業概要等	担当課
地域子育て支援拠点	子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消するため、地域の身近な場所でふれあいや交流、育児相談などを行う事業を子育て支援センターで実施します。	こども福祉課
こども家庭相談機能の強化	こども(こどもの保護者)及び妊産婦、子育て家庭等に対する相談支援を行います。生活上の悩みをはじめ、生活困窮、DV被害など社会的な繋がりが希薄で支援が必要な人の相談窓口となるように周知を図ります。 こどもや妊産婦、ヤングケアラーのいる家庭等へのニーズに応じたサービスの提供や、児童虐待の予防・早期発見のための相談支援に対応します。女性相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性への相談支援を行います。	こども政策課
乳幼児の通園支援 (こども誰でも通園制度)	保育所等に未就園の生後6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定の利用可能時間の枠内で保育施設へ通園できる乳児等通園支援事業を実施します。	こども福祉課
一時預かり	一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる一時預かり事業を実施します。	こども福祉課
ファミリーサポートセンター	乳幼児や小学生等のこどもがいる子育て家庭等を会員として、こどもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施します。	こども福祉課
在宅子育て支援 (ママ・リフレッシュ)	家庭で保育をしている保護者のリフレッシュを図るため、託児付きの講座を開催します。	こども福祉課

(2)子育て費用の負担軽減

[現状・課題]

アンケートでは、理想のこどもの数と予定のこどもの数が異なる理由として、「子育てや教育にお金がかかる」と「金銭的に不可能」が多く、子育てや教育にかかる費用の負担感が大きいことがうかがえます。また、就学前児童保護者と小学生保護者では、子育てで大変なこととして、「こどもの健康管理・食生活」に続き、「仕事と子育ての両立」と「将来の進学のための学費の貯金等」がともに39.7%、「生活習慣や勉強を教えること」が39.5%となっています。小学5年生と中学2年生の保護者では「将来の進学のための学費の貯金等」は43.0%で、「こどもの受験・進学」は中学2年生の保護者で46.7%と、高学年になるにつれてこどもの教育に関する回答が増えています。また、教育費で負担が重いものとして、就学前児童保護者と小学生保護者では、「学習塾、通信教育、習い事など学校以外の教育費」が53.0%と多く、「制服、靴、かばんなど学校指定用品」が41.2%、「学級費、教材費などの学校徴収金」が20.0%となっています。小学5年生と中学2年生の保護者においても同様の回答順位となっており、中学2年生保護者では「修学旅行などの積立」も41.0%と多くなっています。

少子化が進む背景として、生産年齢人口の減少に加え、未婚化・晩婚化の進行と夫婦のもつこどもの数が少なくなっていることがいわれており、理想のこどもの数をもたない理由として、経済的な理由、年齢・身体的な理由、育児負担などが指摘されています。

これまでも、子育て費用の経済的負担の緩和を図るための取組が段階的に推進されるとともに、市単独事業として親子の健康を支援するための検査費の助成や就学・通学に関する支援などを実施してきました。こどもと子育て家庭の状況や社会動向等を勘案して必要な支援に継続して取り組み、支援していくことが必要となっています。

[取組方向・施策]

- 医療費の助成等を実施し、妊娠・出産期の負担軽減を推進します。
- 児童手当の他、就学や通学に関する支援策を推進します。

①医療費助成等による負担軽減の推進

取組	事業概要等	担当課
未熟児養育医療	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院治療が必要な乳児の入院治療に要する医療費の一部を助成します。	こども政策課
医療福祉費の支給 (マル福)	医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。○妊産婦医療費助成(マル福) ○小児医療費助成(マル福) ○ひとり親医療費助成(マル福) ○重度心身障害者医療費助成(マル福)	保険年金課

②こどもと子育て家庭の生活支援の推進

取組	事業概要等	担当課
妊婦のための支援 給付	妊婦であることの認定後に 50,000 円を支給し、その後妊娠しているこどもの人数に応じ(1人につき 50,000 円)給付します。	こども政策課
在宅育児応援給付 金	妊娠・出産に伴い離職または休職をした方で、育児休業給付金等を受けることができない方に、一時金を支給します。	こども福祉課
多子世帯の保育料 軽減	こどもを2人以上もつ世帯の第二子以降の保育料を無償化し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。	こども福祉課
児童手当	18歳年度末までの児童を養育している保護者に手当を支給します。	こども福祉課
就学援助	経済的に義務教育を受けることが困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な経費の一部を助成します。	学務課
通学用ランドセル の給付	次年度小学校等へ入学する児童のうち希望者に、通学用ランドセルを給付します。(令和9年度より通学用カバンとして指定化)	学務課
制服等購入費の支 援	次年度中学校等へ入学または義務教育学校後期課程へ進む児童の保護者に対し、学校指定の制服等を購入するために必要な経費の一部を助成します。	学務課
通学支援	○遠距離通学の路線バス定期代補助:路線バスを使用している小学生に、距離、学年、居住地区に応じて路線バス定期代の全額または一部を補助します。 ○自転車購入費の補助:自転車通学の小学生の保護者に対し、距離や学年に応じて自転車購入費の一部を補助します。 ○スクールバス利用経費補助:スクールバス利用者の保護者に対し、距離、兄弟姉妹の数、居住地区に応じて通学に関わる経費の一部を補助します。 ○ヘルメット配布:自転車通学の小中学生に対し、ヘルメットを配布します。	学務課
高校生等の生活応 援	中学校等を卒業する生徒の保護者に対し、新生活を始めるために必要な経費の一部を助成します。	学務課
実用英語技能検定 受検費用の助成	市内在住で小・中・義務教育学校に在籍する小学5年生から中学3年生で英語検定を受検する者に対して、費用の一部を助成します。	学務課
学校給食費の負担 軽減	○学校給食費を値上げすることなく、食材高騰分を市が負担し、保護者の負担の軽減を図ります。 ○小学1年生から18歳までの子を3人以上養育し、生計を同じくしている家庭の第三子以降の給食費を無償とします。 ※国の動向を見て支援を行います。	おいしい給食 推進室
公営住宅の子育て 世帯支援	公営住宅(福原)に入居している中学3年生以下の子とその子を扶養する者が同居している世帯に対し、子育て等に係る費用の一部を助成します。	都市計画課

基本目標 5 地域でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくり

【モニタリング指標】

モニタリング指標	現状値(令和6年度)
児童館利用者数	延 10,900 人
こども食堂の開催回数	103 回
就学前児童・小学生保護者の育児休業取得率	母親 51.7% 父親 11.9%
父親の育児参加の割合(乳児～幼児期)	68.8%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる親の割合	77.6%
結婚をポジティブ・プラスとなる・メリットがあると答えた若者の割合	62.2% (令和7年度)
子育てをポジティブ・プラスとなる・メリットがあると答えた若者の割合	55.5% (令和7年度)
キラリかさま優良企業認定数	7 事業所

(1) 地域での見守りと声かけネットワークづくり

【現状・課題】

地域における、子育て支援や青少年健全育成に関わる団体等のネットワークにより、こどもを守る運動や青少年健全育成活動が推進されていますが、核家族化や共働き世帯の増加に伴い、日中に留守の家庭が増加しており、地域の防犯組織の活動支援と地域安全活動を支援し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、安心安全な環境づくりが必要です。

【取組方向・施策】

- 地域の安全を守るため、交通安全や防犯に関する意識を啓発するとともに、交通安全対策と地域安全活動を継続して推進し、地域ぐるみで子どもたちを事故や犯罪から守る取組を推進します。

①地域の力を生かした地域安全活動の推進

取組	事業概要等	担当課
犯罪被害から子どもを守るための取組の推進	学校、警察、県、保護者、防犯ボランティア、地域住民等と連携し、通学路等における安全対策、学年や理解度に応じた防犯教室の実施等の犯罪被害から子どもを守るための取組を推進します。	学務課 危機管理課
青少年健全育成活動の推進	子どもを取り巻く環境の変化を踏まえつつ、毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、関係機関・団体・地域住民等が相互に協力・連携しながら、地域が一体となった子どもの非行・被害防止に向けた諸活動を集中的に実施します。そして、子どもの健全育成について市民の理解を深めるとともに積極的な参加を促し、活動の充実と定着を図ります。	生涯学習課
通学路等の交通安全対策・登下校防犯対策の推進	学校、地域、警察等が協力して登下校の見守り等子どもの安全な通学・通行を確保します。	学務課 生涯学習課 危機管理課
非行防止と相談支援、自立支援の推進	関係機関と連携しながら、少年非行情勢に直結・即応した非行防止のための講演会や各校での非行防止教室を実施するなど、非行防止教育等の推進を図ります。	学務課

(2)安心して暮らせる環境づくり

[現状・課題]

こどもと子育て家庭にやさしく、安心できる生活環境をつくるには、地域のつながりや支援力が不可欠です。市民が利用する公共施設や生活道路、通学路の安全確保のための整備を行うとともに地域の安全活動を推進する中で、地域住民からはこども達の使う道路や遊ぶ場所の安全を気にかける意見が地域福祉に関するアンケートの中で上がっています。このような地域の声に耳を傾け、こどもと子育てにやさしいまちづくりを進めていきます。

[取組方向・施策]

- こども連れが安心して外出できるよう、こどもが利用する公共施設のバリアフリー化や通学路や学校の安全管理など、安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- 地域の身近な場を活用し、幅広い年齢の方が集い、情報交換や育児相談などつながりの関係ができる環境づくりに努めます。

取組	事業概要等	担当課
こどもと子育て家庭にやさしいまちづくり	公共施設等において、こどもと子育て家庭にやさしい環境の整備を推進します。	こども政策課 こども福祉課 都市計画課 資産経営課
賑わいと憩いの公園があるまちづくり	こどもや保護者の視点を重視し、時代の変化に対応した、賑わいと憩いを創出する公園の整備・維持を推進します。	都市計画課
通学路における合同点検	安全な通学を確保するため、道路交通環境の整備促進と、教育委員会、学校、警察、道路管理者等で連携し「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施等継続的な取組を支援します。	学務課
学校の安全管理の取組及び家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進	学校における安全点検や、学校管理下において発生した事故等の検証と再発防止等に関する取組を充実します。家庭、地域、関係機関等と連携・協働し、学校安全を推進します。	学務課
こども食堂の支援	地域の居場所となっているこども食堂の開催状況の周知を図るとともに、連絡や調整などネットワークづくりに取り組みます。	こども政策課
児童館	地域のこどもたちが放課後や休日に気軽にできる健全な遊びを提供し、心身の健康増進と豊かな情操を育みます。また、子育て支援センターを併設し、子育て中の親子のふれあいや交流、育児相談などを行います。	こども福祉課
地域交流センターともべ(トモア)・いわま(あたご)	市民活動の交流拠点となる施設として、キッズコーナーや交流ルームをフリースペースとして提供します。	総務課

(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

[現状・課題]

家庭におけるこどもの情緒的な成長や社会性の発達促進には、保護者自身のワーク・ライフ・バランスの実現が推奨されます。本市では、男性も女性もともに仕事と子育て、介護などを調和させることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて広報、情報提供等による啓発を行っています。

また、女性の登用や育成、ワーク・ライフ・バランスの推進等に積極的に取り組んでいる事業者を「キラリかさま優良企業」として認定しています。そして、関係団体と連携し、多様な働き方・生き方、女性活躍の推進に向けた講座やセミナーを開催しています。

職場環境について、就学前児童保護者と小学生保護者のうち就労している保護者では、「子育て中の職員に職場・上司の理解があると思う」は、母親が83.6%、父親が66.5%。「出産や育児が仕事を続けることやキャリアの障害になっていると感じる」は、母親が49.3%、父親が39.0%。「子どものための休暇はとりやすい」は、母親が75.6%、父親が51.3%回答されています。アンケートから、働きやすい環境になってきているものの、父親と母親またはこどもの年齢により職場環境が異なることがうかがえます。

育児休業は父親の取得も増えてきていますが、周りの取得状況は「わからない」という意見がみられます。また、子育てで大変なこととして、「仕事と子育ての両立」は就学前児童保護者と小学生保護者で39.7%と多くみられ、共働き世帯が増加するなか、育児休業の取得促進とともに、継続した就業と保育ニーズの動向を捉えた保育サービスの提供と、働きやすい職場環境づくりや女性の就業支援等を継続して促進していくことが課題となっています。

[取組方向・施策]

ダイバーシティ社会の実現を目指すための取組の一つとして、市民・市内企業に、ワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立支援に関する啓発や情報提供を継続して推進するとともに、「キラリかさま優良企業認定制度」や「いばらきダイバーシティ宣言」への登録勧奨を図ります。

①就労支援と働きやすい環境の支援

取組	事業概要等	担当課
学校における働きやすい環境づくり	学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進めます。次世代型校務支援システムの活用を含む次世代の校務DX化を推進します。	学務課
新卒者等に対する就職支援	就職・採用活動の円滑な実施のため、広報紙等を活用して、各種情報提供を行います。大学卒業後に地方に移住する学生への支援を推進します。	商工課
合同企業説明会	県央9市町村で構成される、いばらき県央地域連携中枢都市圏において圏域内の企業と就職を考える学生や求職者をマッチングする合同企業説明会を開催し就労支援を行います。	商工課
わかものハローワーク等における支援	茨城労働局との雇用対策に関する協定に基づき、ハローワーク等が実施する若者を対象にした各種事業に協力します。	商工課
創業支援	地域における社会的課題の解決に資する起業への支援や新規就業者等への支援を推進します。	商工課
事業承継支援	茨城県事業承継・引継支援センター等と連携し、中小企業の円滑な事業承継の支援、新たな産業立地を通じた地域経済の活性化・雇用創出等を通じて地域の良質な雇用を創出します。	商工課
女性の活躍支援	女性活躍応援サイト「キラリかさま」の情報更新や情報提供を促進します。	総務課
マザーズコーナー	子育て中の女性等に対する就職支援を行うため、ハローワークが設置する「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」と連携し、求職者の状況に応じた支援を行います。	商工課

②就業生活や家庭生活の充実支援

取組	事業概要等	担当課
多様な働き方の推進	多様性を認め合い誰もが平等に活躍できる社会の構築を目指す事業を推進します。	総務課
市職員のワーク・ライフ・バランスの推進支援等	市職員のワーク・ライフ・バランス推進のための取組、子育てとキャリア形成の両立支援、男性職員の育児休業等の取得が一層推進されるよう取り組みます。	人事課 こども政策課
出会いのサポート	少子化対策の一環として、結婚を望む方に相談や情報提供等の伴走型の結婚支援事業を推進します。	総務課
若者の就業環境・家庭生活状況等の意向把握	若者の就業環境や家庭生活状況等の意向の把握に努め、効果的な結婚支援の推進に向けた更なる方策を検討します。	こども政策課

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本市では第1期計画より広範囲の児童を柔軟に受け入れ、一時的な需要の増減に広域で対応するため市内1区域としており、本計画期間においても1教育・保育提供区域を継続して設定します。

2 量の見込み及び確保の内容と実施時期

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6年4月1日施行）」に基づき、令和7年度から5年間の見込み量と提供体制を示します。

【こども(0～5歳)の数の推計】

(人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	333	331	329	323	321
1歳	329	344	342	340	333
2歳	344	324	338	336	334
3歳	429	349	330	343	341
4歳	416	431	351	332	345
5歳	424	420	434	354	335

※各年4月1日現在

(住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法で推計)

[量の見込み、確保方策の考え方]

アンケート調査で保護者の就業状況等から家族形態を把握し、利用希望を把握するとともに、近年の利用状況を踏まえて量の見込みを推計します。1号認定及び2号認定は微減を見込み、提供体制を確保します。3号認定は利用率の高まりを踏まえて利用者数を見込み、提供体制を確保します。引き続き、認定こども園、保育所（園）、幼稚園等を中心に提供体制を確保します。

(人)

区分	年齢	主な利用施設		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	3～5歳 (教育)	幼稚園 認定こども園	量の見込み	393	372	346	319	317
			提供体制 (確保の内容)	453	425	395	347	346
2号認定	3～5歳 (保育)	保育所 認定こども園	量の見込み	875	825	769	710	704
			提供体制 (確保の内容)	912	869	812	763	763
3号認定	0歳	保育所 認定こども園 小規模保育 施設	量の見込み	121	120	118	115	114
			提供体制 (確保の内容)	123	123	123	121	121
	1歳		量の見込み	171	185	182	179	175
			提供体制 (確保の内容)	220	223	226	226	226
	2歳		量の見込み	225	212	221	220	219
			提供体制 (確保の内容)	236	222	239	236	232

①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

母子保健と児童福祉を一体化した相談支援機関（こども家庭センターの機能を有した組織）の運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

本市では、こども政策課において、妊娠中から子育て期の親を対象に相談業務を実施しています。また、身近な相談機関である子育て支援センター（3か所）に月に1度出張し、利用者からの相談にも応じ、関係機関と連携し必要な支援を行います。

[量の見込み、確保方策の考え方]

こども政策課において、引き続き実施します。

(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1	1	1	1	1

※令和6年度実績 11月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
提供体制(確保の内容)	1	1	1	1	1

②延長保育事業(時間外保育事業)

保育施設において、通常保育の前後の時間に、従来の預かり時間を延長して保育を実施する事業です。本市では認定こども園、保育所（園）等において実施しています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と当該年度の対象者数に、今後の利用ニーズを踏まえ算出しました。提供体制の確保方策は、現行の認定こども園、保育所（園）等において、引き続き実施します。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	602	530	499	589	484

※令和6年度実績 11月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	600	600	600	600	600
提供体制(確保の内容)	600	600	600	600	600
実施か所	15	15	15	15	15

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況を勘案して、保育施設等に保護者が支払う日用品、文房具、教材費、行事への参加費などの一部を助成することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。

[量の見込み、確保方策の考え方]

事業の性質上、量の見込みは設定しません。今後も保育施設等と連携して、対象となる世帯の把握に努めます。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	実績	8	8	7	1	1
児童数	実績	8	8	8	1	1

※令和6年度実績 11月末時点

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

今後も、教育・保育ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用するため、事業者に対する助言・指導等の支援策を講じます。

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績		1	0	0	0	1

※令和6年度実績 11月末時点

⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業期間に実施します。市内の小学校に在籍している1年生から6年生を対象としています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者(登録者)は増えていることから、利用実績と今後の児童の数の減少を踏まえ、計画期間の量を見込みました。毎年度、公設と民設児童クラブで連携し提供体制の確保を図ります。

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	実績	823	820	883	889	875
高学年	実績	442	439	425	463	490
合計	実績	1,265	1,259	1,308	1,352	1,365

※各年度実績5月1日時点

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
低学年	量の見込み	860	815	790	762	731
	提供体制(確保の内容)	860	815	790	762	731
高学年	量の見込み	562	561	546	535	501
	提供体制(確保の内容)	562	561	546	535	501
合計	量の見込み	1,422	1,376	1,336	1,297	1,232
	提供体制(確保の内容)	1,422	1,376	1,336	1,297	1,232
実施か所(合計)		19	19	19	19	19
公設		11	11	11	11	11
民設		8	8	8	8	8
クラス数(合計)		41	41	41	41	41
公設		29	29	29	29	29
民設		12	12	12	12	12
定員数(合計)		1,427	1,427	1,427	1,427	1,427
公設		1,026	1,026	1,026	1,026	1,026
民設		401	401	401	401	401

※公設と民設児童クラブの合計数

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

利用条件は、保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、保護を適切に行うことのできる児童養護施設等において養育・保護を行うもので、原則7日以内となっています。

なお、本市では夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は実施していません。

[量の見込み、確保方策の考え方]

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）の利用者数の見込みは、事業の利用状況と当該年度の対象者数、利用ニーズの高まりを加味して算定しました。提供体制の確保方策は、県内の児童養護施設等と連携し、引き続き実施します。

(延人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	75	53	33	42	79

※令和6年度実績 11月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	110	110	110	110	110
提供体制(確保の内容)	110	110	110	110	110
短期入所生活援助事業 (実施か所)	10	10	10	10	10

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、保健師等が生後4か月以内にすべての家庭を訪問しています。訪問後は乳児全戸訪問指導票を作成し、支援が必要な対象家庭に対しては会議等を開催し、支援を行います。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、すべての乳児の家庭を訪問するため、各年度の0歳児童数で見込みます。提供体制の確保方策は、保健師等がすべての乳児を対象に、引き続き実施します。

(延人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	379	403	330	316	161

※令和6年度実績 11月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	333	331	329	323	321
提供体制(確保の内容)	333	331	329	323	321

⑧養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

養育支援訪問事業には、「育児・家事援助」と「専門的相談支援」がありましたが、令和6年度の制度変更に伴い「育児・家事援助」が、子育て世帯訪問支援事業に移行し、保健師等による「専門的相談支援」のみとなりました。

「専門的相談支援」の利用実績を踏まえ、当該事業として見込みを算定しています。こども・家庭支援への相談、要保護・要支援児童等への支援や関係機関との連絡調整の強化を図ります。

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	47	42	36	90	0

※令和6年度実績 11月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
提供体制(確保の内容)	3	3	3	3	3

⑨地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消するため、地域の身近な場所でふれあいや交流、育児相談などを行う事業です。市内3地区に設置する子育て支援センターで実施しています。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、こどもの数の推計値や利用実績、ニーズ調査の結果を踏まえ算出しました。提供体制は、引き続き、子育て支援センター「みつばち」「くりのこ」「かんがるー」において実施します。

(延人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	11,502	12,084	18,644	19,747	9,598

※令和6年度実績 11月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	21,930	21,778	21,996	21,778	21,538
提供体制(確保の内容)	21,930	21,778	21,996	21,778	21,538
実施か所	3	3	3	3	3

⑩一時預かり事業

保護者の病気やケガ、育児疲れその他の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、認定こども園、保育所(園)、幼稚園等において一時的にこどもを預かる事業です。

幼稚園型は、認定こども園・幼稚園の在園児を対象とした預かり保育及び2号認定相当による定期的な利用です。幼稚園型以外は、未就園児が対象となり、認定こども園、保育所(園)での一時的な利用です。

本市では、2号認定相当による定期的な利用が最も多く、利用者数も増えています。一方で、認定こども園・幼稚園の在園児及び未就園児の利用は減少傾向にあります。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と当該年度の対象者数に、今後の利用ニーズを加味して算出しました。提供体制の確保方策は、現行の各施設において、引き続き実施します。

(延人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型	実績	21,372	22,551	16,130	23,066	10,998
幼稚園型以外	実績	807	591	558	861	424

※令和6年度実績 11月末時点

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園型	量の見込み	20,920	19,930	18,627	17,505	17,505
	提供体制(確保の内容)	20,920	19,930	18,627	17,505	17,505
	実施か所	9	9	9	9	9
幼稚園型以外	量の見込み	985	952	919	878	870
	提供体制(確保の内容)	985	952	919	878	870
	実施か所	10	10	10	10	10

⑪病児保育事業

入院加療の必要のない病中のこどもや、病気の回復期ではあるが集団保育が難しい状態にあるこどもを、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本市では、病児対応型1か所、病後児対応型1か所、体調不良児対応型11か所で実施しています。なお、訪問型及びファミリー・サポート・センターにおける病児・緊急対応は実施していません。

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と今後の利用ニーズを加味して算出しました。提供体制の確保方策は、現行の各施設において引き続き実施します。

(延人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	4,540	3,782	2,919	3,548	2,201

※令和6年度実績 11月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,941	3,809	3,679	3,513	3,480
提供体制(確保の内容)	3,941	3,809	3,679	3,513	3,480
病児対応型(実施か所)	1	1	1	1	1
病後児対応型(実施か所)	1	1	1	1	1
体調不良児対応型(実施か所)	11	11	11	11	11

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

子育ての手助けが必要な方(利用会員)と子育ての手助けができる方(提供会員)の会員制により、こどもの一時預かりや保育所等への送迎など、地域で子育てを支援する仕組みです。アドバイザーが会員のマッチングなど援助活動に関する連絡・調整を行います。

【量の見込み、確保方策の考え方】

利用者数の見込みは、利用実績を踏まえ算出しました。提供体制(確保方策)は、事業の利用促進に向けて提供会員を確保するため、事業の周知と会員募集を実施します。

(延人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	201	230	433	526	280
提供会員(人)	16	23	24	30	32

※令和6年度実績 11月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	423	428	433	438	443
提供体制(確保の内容)	423	428	433	438	443
提供会員(人)	36	40	44	48	53

⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市では、こども政策課で母子健康手帳交付時に医療機関で行う健康診査の受診票を妊婦健康診査は14回分、産婦健康診査は2回分を交付し、受診勧奨と公費助成による経済的負担の軽減を図っています。健康な妊娠期を過ごし、安全に出産できるよう、支援が必要な妊婦に早期より関わり、産科医療機関等と連携し、家庭訪問等の個別支援をしながら、継続した支援を行っています。

【量の見込み、確保方策の考え方】

利用者の見込みは、母子健康手帳の交付実績や受診率をもとに算出しています。提供体制の確保方策は、医師会の協力を仰ぎながら、健康診査の内容や必要性について周知を図り、受診促進に取り組みます。

(延人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	4,797	4,917	4,103	3,810	2,313

※令和6年度実績 10月末時点

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,996	3,972	3,948	3,876	3,852
提供体制(確保の内容)	3,996	3,972	3,948	3,876	3,852

⑭子育て世帯訪問支援事業

要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦、ヤングケアラーのいる家庭等を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

支援数や相談状況から対象となるこども・家庭に月8回程度を3か月間定期的に支援することを想定し、量の見込みを行いました。提供体制については、ヘルパー事業所等と連携し支援体制を確保します。

(延人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	360	360	360	360	360
提供体制(確保の内容)	360	360	360	360	360

⑮児童育成支援拠点事業

養育環境の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童生徒を対象にこどもの居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

相談状況などから支援が必要となる児童数を見込み、月8日程度の利用を見込んでいます。提供体制の確保策については、登録者25人、利用定員20人の拠点を確保して支援します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	25	25	25
提供体制(確保の内容)	25	25	25	25	25
実施か所	1	1	1	1	1

⑯親子関係形成支援事業

要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的としたこどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

提供体制の確保方策については、ペアレンティング・トレーニングの教室を開催します。研修等を行い、実施体制を確保します。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30	30	30	30	30
提供体制(確保の内容)	30	30	30	30	30

⑰妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供し、先を見据えた子育てを行えるように支援を行う事業です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

すべての妊産婦・乳児に、母子健康手帳交付時と乳児家庭全戸訪問事業時に面談を行います。提供体制の確保策については、保健師等がすべての妊産婦を対象に実施します。
(延人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	666	662	658	646	642
提供体制(確保の内容)	666	662	658	646	642

⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に未就園の生後6か月～3歳未満の児童が、1か月あたり10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園制度です。

[量の見込み、確保方策の考え方]

令和6年度のモデル事業の状況を踏まえ、令和7年度は対象年齢のこどもの人数から教育・保育ニーズに該当するこどもの数を差し引き、対象児童に対して利用率を3%、1人月10時間の利用を見込みました。令和8年度以降は本格的な実施となり、事業の認知度が高まり、利用率も上昇することを見込んで算出しました。提供体制の確保策については、市内の教育・保育施設で提供できる体制を確保していきます。

(人/日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	14	14	14	14
提供体制(確保の内容)	12	14	14	14	14
実施か所	1	4	4	4	4

⑲産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型、そして自宅で受ける訪問型があります。

[量の見込み、確保方策の考え方]

要支援妊婦や産後の電話支援等で経過観察の必要な方、産後ケア事業を希望する方などが利用できるように、提供できる体制を確保します。

(日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	131	131	131	131	131
提供体制(確保の内容)	131	131	131	131	131

第6章 こどもの貧困解消対策計画

1 基本方針

(1) こどもの貧困を取り巻く背景と現状

[国の動き]

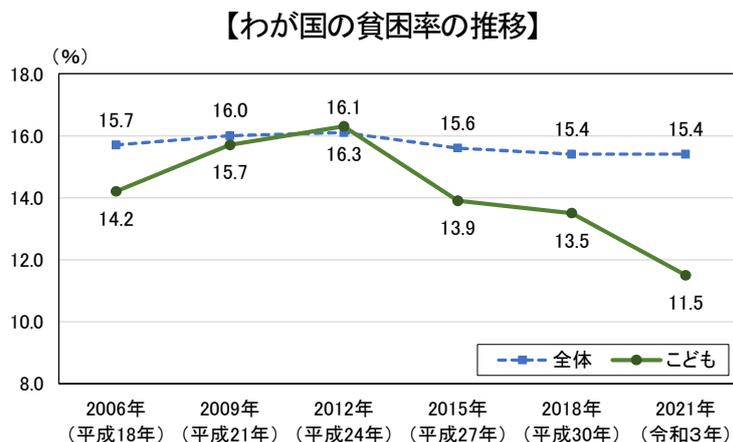
厚生労働省が国民生活基礎調査結果により発表した令和3年のこどもの相対的貧困率は11.5%と、約9人に1人が貧困状態といわれています。平成30年の13.5%（新基準では14.0%）からは改善傾向が続いていますが、国際的にはわが国のこどもの貧困率は、OECD（経済協力開発機構）加盟国の平均を上回っており、少子化が進む中、こどもの貧困問題の潜在化・深刻化が懸念され、こどもの将来が生まれ育った環境に左右されやすいことが指摘されています。この課題の解決には、こどもの成育環境を整備するとともに、生まれ育った環境によってこどもの将来が決定されることなく、教育を受ける機会の均等化を継続的に図っていく必要があります。さらに、生活の支援、保護者への就労支援などをあわせて、こどもの貧困状態を解消するために総合的な施策の推進が求められています。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は令和6年に一部改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する法律」が施行され、現在の貧困の解消と将来の貧困を防ぐことを推進するとともに、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもが大人になるまでの各段階における支援が切れ目なく行われるように推進することが、新たに明記されました。

このため、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に夢や希望をもって成長できる環境を整え、貧困による負の連鎖を断ち切ることができるよう、こどもと子育て家庭に様々な機関が関わり、連携しながら切れ目のない支援体制の充実を図ります。

[わが国の貧困率の推移]

厚生労働省の国民生活基礎調査では、貧困線は直近の2021（令和3）年が127万円、相対的貧困率は15.4%、こどもの貧困率は11.5%となっています。こどもの貧困率は最も高かった2012（平成24）年の16.3%から減少傾向となっています。



【生活困窮リスクの把握】

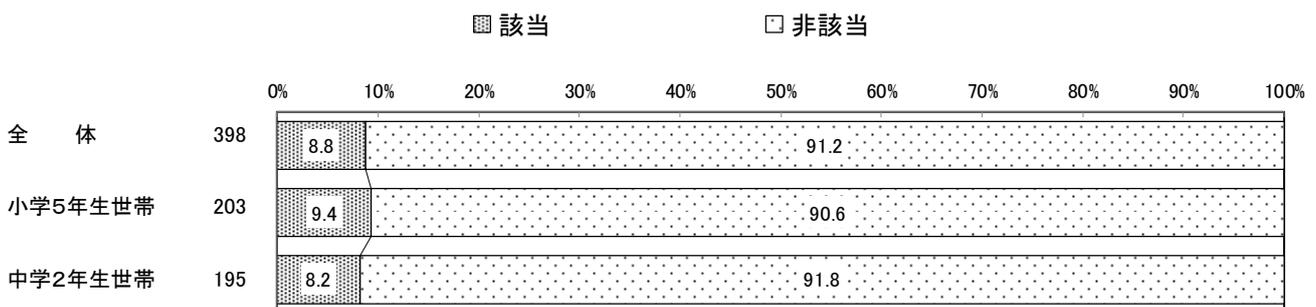
今回実施した小学5年生と中学2年生の保護者・こども本人への設問を中心に、世帯の可処分所得と世帯人数による分布により所得水準を把握するとともに、家計の逼迫リスクやこどもの体験や所有物を把握し、生活困窮のリスクを集計しました。

低所得に該当する世帯は8.8%と少ないものの、家計の逼迫やこどもの体験機会・所有物の要素を加えて集計すると、「困窮家庭」と「周辺家庭」は22.9%となっています。

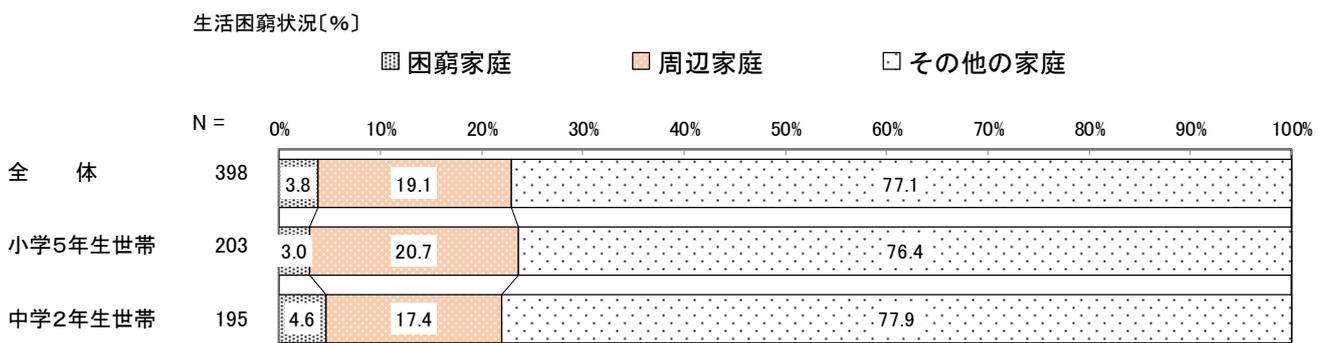
ア低所得	世帯の可処分所得(収入による可処分所得+児童手当等の支給額等)と世帯人数から、低所得のリスクを把握しました。国民生活基礎調査の困窮の区分を参考にしていますが、厚生労働省発表の子どもの相対的貧困率の算出方法と可処分所得の把握方法が異なる箇所があります。(参考:2人世帯175万円未満、3人世帯210万円未満、4人世帯245万円未満、5人世帯275万円未満等)
イ家計の逼迫	5項目(電気・ガス・水道の公共料金、食料・衣類の購入)について、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上ある場合
ウ子どもの体験や所有物の欠如	子どもの体験や所有物など12項目(公民館・図書館・プール等に行く、スポーツ観戦等に行く、映画に行く、キャンプ等に行く、スキー等に行く、海水浴に行く、遊園地等に行く、デパート等に行く、子どもの年齢に合った本、子ども用のスポーツ用品・おもちゃ、自宅で宿題ができる場所、世帯人数分のベッドまたは布団)のうち、経済的な理由で体験していない、所有していないなどで欠如する項目が2つ以上ある場合

アイウで2つ以上の要素に該当 = **困窮家庭**
 1つの要素に該当 = **周辺家庭**
 該当しない世帯 = **その他の家庭** と分類している。(その他の家庭には無回答等により分類できない世帯を含む。)

【低所得率】



【生活困窮状況】



保護者の調査結果では、世帯状況や日常生活での影響がみられるとともに、生活の満足度が低調で生活全体に貧困のリスクの影響が一部みられました。また、教育費の負担については、困窮家庭で「制服、靴、かばんなど学校指定用品」が最も負担が大きいと答えており、将来の進学先については、困窮家庭で「高校」までが多くみられます。こども本人も将来の進学先が「高校」の割合が高く、希望や可能性が家庭状況により影響を受けることが考えられます。また、生活面では朝食欠食がみられたり、学校に行きたくないという回答もみられました。

こどもの貧困を解消するための取組については、総合的な推進が必要であり、低所得の状況に加え、世帯の生活状況やこども自身の生活状況などを踏まえて取り組んでいくことが重要です。

(2)基本視点

アンケートの結果等を踏まえて、以下の4つの視点で貧困解消対策の施策を推進します。

- 基本視点1 親から子への貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこどもが夢や希望を持てる社会を目指します。
- 基本視点2 親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築します。
- 基本視点3 支援が届かない、または届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進します。
- 基本視点4 地域社会全体で、支援の仕組みづくりを構築します。

2 重点的に取り組む項目

(1)教育支援

乳幼児期は様々な機関の事業（乳幼児健診や相談、児童館、子育て支援センター、教育・保育施設等）を通して、乳幼児期に相応しい生活の場での経験や遊び・学びの機会が提供されているかなど様々な観点で見ていくことにより、貧困の兆候に気づき、見極め、関係機関へつなげていくという社会全体で取り組むことが重要です。

また、学齢期は子どもたちの日中の居場所である学校を基盤に、安心して学び、学力・体力を養える環境の向上を図ります。あわせて、身近な地域での多様な居場所づくり、学びや遊びなど体験機会の確保などを行い、学び育つ環境づくりを進めます。

①学びの場の提供

取組	事業概要等	担当課
親子フォローアップ事業「つくしんぼ教室」「さくらんぼ教室」「step up さくら」	発達が気になる未就学児に対し、それぞれの特性に合わせて小集団または個別による指導を行うことで、健やかに成長できるよう支援をします。 就学児に対しては、読み書き指導、アンガーマネジメントなどの個別指導を行います。(step up さくら)	こども育成支援センター
児童発達支援事業所「まるん」	発達が気になり、通所受給者証の発行を受けた未就学児に対し、小集団や個別の指導により、こどもの成長・発達を促すことで健やかな成長、生活できる力をつけるための支援を行います。	こども育成支援センター
児童発達支援（障害児福祉サービス）	発達が気になり、通所受給者証の発行を受けた未就学児に対し、日常生活における知識知能の習得、集団生活において適応することができるよう、必要な支援を行います。	社会福祉課
寺子屋	小学5・6年生に学校教育以外で学習の基礎・基本を教える「学びの場」を提供します。	生涯学習課
学校生活や学習の支援	要保護・準要保護世帯の中学生に学校教育以外で「学びの場」と進路や家庭の悩みなどに対応する「相談の場」を提供します。	生涯学習課
校内フリースクール	自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができる環境を提供します。	学務課
教育支援室「ここから」	市内小・中・義務教育学校児童生徒及び市内在住の笠間市立中・義務教育学校卒業後の18歳までの生徒を対象に、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒の心の居場所となるよう教育支援室「ここから」を運営し、社会的自立を支援します。	学務課

(2)生活支援

妊娠期から切れ目ない支援を行うとともに、家庭の成育環境を高めるため、寄り添い型の相談支援、生活支援に向けた取組を推進します。

複合的な課題を抱える生活困窮者には、学習支援事業と家庭相談支援事業を実施します。

「ヤングケアラー」の認知度向上と、「ヤングケアラー」と思われるこどもを早期発見する仕組みづくりを推進するために、関係機関等の連携を強化し、家事や育児、介護サービス、こどもの居場所づくり事業等の利用を推奨し、こどもが自分らしく過ごせる時間と居場所づくりを進め、守るべきこども自身の権利を守るための支援に取り組みます。

①妊娠期から切れ目のない支援

取組	事業概要等	担当課
妊婦等包括相談支援	伴走型支援として、妊娠届出時から子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や子育て情報の提供など継続的な支援を行います。	こども政策課
かさママサロン	妊娠中の方、生後1か月～5か月までの母子が集まり、助産師の個別相談や他の妊産婦との交流機会として開催します。	こども政策課
赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行い、適切な支援を行います。	こども政策課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態を確認するとともに、相談支援を行い、適切な支援を行います。	こども政策課
子育て家庭への訪問支援	家事・育児に不安を抱える妊産婦、子育て家庭、ヤングケアラー等の家庭に訪問支援員を派遣し、家事・育児支援を行います。	こども政策課
家庭児童相談室	家庭児童相談員がこども(こどもの保護者)及び妊産婦、子育て家庭、ヤングケアラーのいる家庭等の様々な悩みに対する相談支援を行います。	こども政策課

②保護者への支援

取組	事業概要等	担当課
地域子育て支援拠点	子育て中の親子や妊娠している方が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消するため、地域の身近な場所でふれあいや交流、育児相談などを行う事業を、市内3地区に設置する子育て支援センターで実施しています。	こども福祉課
多様な保育体制	家庭での保育が一時的に困難となった時に保育施設で預かる一時預かり保育や、保育時間を延長して預ける延長保育、病児・病後児を専用スペースで預かる病児保育など、多様な保育体制で保護者を支援します。	こども福祉課

取組	事業概要等	担当課
養育支援	養育支援を必要とする家庭に、保健師・助産師等が訪問し、養育に関する指導や助言を行います。	こども政策課
親子の関わり方の支援	子どもとの関わり方や子育てに不安を抱える保護者、その児童へ情報提供・相談支援を行うとともに、情報交換の場を提供します。	こども政策課
子ども家庭総合支援拠点	こどもや妊産婦、ヤングケアラーのいる家庭等へのニーズに応じたサービスの提供や、児童虐待の予防・早期発見のための相談支援に対応します。また、女性相談支援員を配置し、困難な問題を抱える女性への相談支援を行います。	こども政策課

③こどもの育ちを支える生活支援

取組	事業概要等	担当課
母子生活支援施設	DV、虐待の被害を受けた母子の居住場所を確保し、生活、子育てを支援します。	こども政策課
子育て短期支援 (ショートステイ)	保護者が一時的に児童の養育が困難になったとき、児童を児童養護施設で養育保護し、支援します。	こども政策課
ひきこもりサポート	社会復帰に向けた適切な支援につなぐことを目的に、精神科医など多職種チームにより、自宅を訪問、本人及びその家族への支援のためのアウトリーチ活動を行います。	社会福祉課
こどもの居場所拠点	困難を抱えるこどもたちに対して、安心して過ごせる居場所を開設し、生活習慣の形成や食事の提供、学習支援、課外活動など必要な支援を提供します。	こども政策課
スクールソーシャルワーカーの配置	様々な課題を抱えるこどもに対し、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校における教育相談体制の充実を促進します。また、こどもが悩みを気軽に相談することができるよう、教育相談体制の強化を進めます。	学務課
児童館	地域のこどもたちが放課後や休日に気軽にできる健全な遊びを提供し、心身の健康増進と豊かな情操を育みます。また、子育て支援センターを併設し、子育て中の親子のふれあいや交流、育児相談などを行います。	こども福祉課
ヤングケアラーの支援	ヤングケアラーの認知度向上に向けた啓発活動及び関係機関との連携による実態把握を行い、サービスの案内、利用勧奨等の適正な支援を行います。	こども政策課
民間シェルター	緊急一時避難の場を確保し、避難者の生活支援と自立に向けた支援を行います。	こども政策課

(3) 経済的支援

子育て費用や教育費用の負担軽減を図るための各種支援制度及び、安心して医療を受けられるように医療費等助成制度などの経済的支援等を継続して実施し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

① 妊娠・出産に対する支援

取組	事業概要等	担当課
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者(妊産婦)で妊娠 85 日(4か月)以上で出産された方に、500,000 円または 488,000 円を支給します。	保険年金課
妊婦のための支援給付	妊婦であることの認定後に 50,000 円を支給し、その後妊娠しているこどもの人数に応じ(1人につき 50,000 円)給付をします。	こども政策課

② 家庭生活を支える支援

取組	事業概要等	担当課
生活保護による支援	生活に困窮している相談者に対し、その状況に応じた就労や家計支援等、自立に向けた支援をします。	社会福祉課
在宅育児応援給付金	妊娠・出産に伴い離職または休職をした方で、育児休業給付金等を受けることができない方に、一時金 200,000 円を支給します。	こども福祉課
児童手当	18 歳年度末までの児童を養育している保護者に、3歳までは月額 15,000 円、3 歳以上は月額 10,000 円、第三子以降は月額 30,000 円を支給します。	こども福祉課
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、18 歳までの児童を養育するひとり親等に、所得の状況や児童の数に応じて手当を支給します。	こども福祉課
JR通勤定期券割引	児童扶養手当の支給を受けている本人または世帯員が、JRの通勤定期券を購入する場合に、割引(3割引)を受けられます。	こども福祉課
医療福祉費の支給(マル福)	下記の該当者に医療費の自己負担分の一部または全部を助成します。 ○妊産婦医療費助成(マル福) ○小児医療費助成(マル福) ○ひとり親医療費助成(マル福) ○重度心身障害者医療費助成(マル福)	保険年金課
公営住宅の子育て世帯支援	公営住宅(福原)に入居している中学 3 年生以下の子とその子を扶養する者が同居している世帯に対し、子育て等に係る費用の一部を助成します。	都市計画課

③教育・保育費に対する支援

取組	事業概要等	担当課
実費徴収費用の給付	保育所等に入所する生活保護世帯に対し、施設で必要な費用の一部を補助します。	こども福祉課
多子世帯の保育料軽減	こどもを2人以上もつ世帯の第二子以降の保育料を無償化し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。	こども福祉課
保育料の軽減	生活保護世帯・住民税非課税世帯・ひとり親世帯等に対し、特定教育・保育施設に入所するこどもの保育料を軽減します。	こども福祉課
通学用ランドセルの給付	次年度小学校等へ入学する児童のうち希望者に、通学用ランドセルを給付します。(令和9年度より通学用カバンとして指定化)	学務課
通学支援	<ul style="list-style-type: none"> ○遠距離通学の路線バス定期代補助: 路線バスを使用している小学生に、距離、学年、居住地区に応じて路線バス定期代の全額または一部を補助します。 ○自転車購入費の補助: 自転車通学の小学生の保護者に対し、距離や学年に応じて自転車購入費の一部を補助します。 ○スクールバス利用経費補助: スクールバス利用者の保護者に対し、距離、兄弟姉妹の数、居住地区に応じて通学に関わる経費の一部を補助します。 ○ヘルメット配布: 自転車通学の小中学生に対し、ヘルメットを配布します。 	学務課
制服等購入費の支援	次年度中学校等へ入学または義務教育学校後期課程へ進む児童の保護者に対し、学校指定の制服等を購入するために必要な経費の一部を助成します。	学務課
学校給食費の負担軽減	学校給食費を値上げすることなく、食材高騰分を市が負担し、保護者の負担の軽減を図ります。	おいしい給食推進室
第三子の給食費無償化	小学1年生から18歳までの子を3人以上養育し、生計を同じくしている家庭の第三子以降の給食費を無償とします。	おいしい給食推進室
就学援助	経済的に義務教育を受けることが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な経費の一部を助成します。	学務課
高校生等の生活応援	中学校等を卒業する生徒の保護者に対し、新生活を始めするために必要な経費の一部を助成します。	学務課

(4) 保護者の就労支援

ひとり親家庭の経済的自立に向けて、保護者の就労支援を関係機関と連携して取り組み、親の学び直しや職業訓練などの情報提供や相談支援に努めます。

① 困窮家庭・ひとり親家庭への支援

取組	事業概要等	担当課
母子・父子家庭の高等職業訓練促進	ひとり親家庭の父・母が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で修学する期間、生活資金を支給します。	こども福祉課
ひとり親家庭の親への就労支援	ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を策定し、必要な情報の提供や助言、就労の相談など伴走支援を行います。	こども福祉課
生活困窮者自立支援	多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立促進を図ります。	社会福祉課

② 子育て・仕事の両立支援

取組	事業概要等	担当課
再就職に向けた就業支援	子育て中の女性等に対する就職支援を行うため、「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」を設置し、求職者の状況に応じた支援を行います。	商工課
民間保育所運営、民間認定こども園運営、民間幼稚園運営	幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育サービスの提供体制の確保と質の高い幼児教育・保育の推進を図ります。	こども福祉課
延長保育	多様な働き方に対応するため、就労支援の一環として、保護者の勤務時間に応じて時間外保育を実施します。	こども福祉課
病児保育	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を目的として、病児保育を実施します。	こども福祉課
児童クラブ運営	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業期間に実施します。	こども福祉課

(5) 支援ネットワークの強化

実態把握と相談機能の連携強化を図るため、関係者相互のネットワークづくりと支援のコーディネート機能の確保により、包括的な支援体制の確立を目指します。

地域の関係団体との連携を強化し、多様な主体との協働または多様な主体の活動支援により、各種施策・事業の推進を図ります。

また、全庁を挙げてこどもの貧困に関する情報を共有し、適切な支援につなげていく体制を強化します。

① 地域活動の支援

取組	事業概要等	担当課
ケース会議	妊産婦・乳幼児等のケースを協議し、貧困などの問題を抱えている世帯について、関係機関と連携し、適切な支援を行います。	こども政策課
民生委員・児童委員との連携	地域における相談窓口であり、また行政とのパイプ役でもある民生委員児童委員と協力・連携を図ることで、適切な福祉サービスの提供を図ります。	社会福祉課
こども食堂の支援	食の提供、居場所、地域交流の場として活動する団体への運営継続の支援を行うとともに、活動内容の周知徹底、ネットワークの構築により連携した支援を行います。	こども政策課
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が行う貧困家庭への支援活動を支援します。○フードパントリー ○フードバンク(きずなBOX)	こども政策課

② 関係機関との連携

取組	事業概要等	担当課
児童虐待防止啓発活動	市民向けに児童虐待防止に関する出前講座やオレンジリボン運動等の啓発活動を行い、社会全体の気運を高めます。	こども政策課
要保護児童対策地域協議会	児童相談所をはじめこどもに関わる各機関がこどもを守る地域ネットワークを構築し、虐待防止等に向けた支援、ヤングケアラーの早期発見、見守り等を行い、適切な支援を行います。	こども政策課

第7章 計画の進捗管理

1 計画の進捗管理

こども部を中心に、施策に関わる関係部局と連携・協力し、こどもの育成支援と子育て支援に関する取組を推進していきます。

本計画の着実な推進を図るため、計画に掲載する取組・施策及び子ども・子育て支援事業計画において設定した量の見込みやこども計画の主な指標等については、継続して定期的に進捗状況を把握し、子ども・子育て会議に報告し、ご意見をいただきながら取り組んでいきます。

2 主な指標

本計画の基本目標全体の達成度を測るために、令和11年度時点の進捗状況を定めた指標を設定します。また、施策の進捗状況を客観的な数値で確認するため、こども、子育て世代の置かれた状況、取組や現状を把握する指標（モニタリング指標）を設定します。

こどもまんなか社会は、こどもの意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、対話しながら共に社会をつくることであるという認識の下、こどもの意見を聴く機会を確保して指標等に反映し、施策が実効性のあるものとなるように、指標の点検を行いながら取り組んでいきます。

●指標

成果指標	現状値	目標値	備考
自分の将来が楽しみだと思うこども	71.7%	↑増加させる	基本目標1 令和7年度調査
だれにも相談できないこども(だれにも相談できない、相談したくない)	小学生:10.2% 中学生:8.2%	↓減少させる	基本目標1、2 令和6年度調査
笠間市は子育てしやすいまちだと思う保護者	45.1%	↑増加させる	基本目標3、4、5 令和6年度調査

●モニタリング指標（取組や現状を把握する指標）

モニタリング指標	現状値(令和6年度)	備考
「こどもの権利」を知っている人の割合	こども 29.0%(令和7年度) 大人—	基本目標1
笠間市に住み続けたいと思うこどもの割合	53.3%	基本目標1 令和7年度調査
自分は価値がある人間だと思うこどもの割合	63.0%	基本目標1 令和7年度調査
こどもが意見をいう機会・意見聴取の機会 (こども部での実施)	12回(令和7年度)	基本目標1
公民館のこども向け講座の参加者	延351人	基本目標1
「ヤングケアラー」を知っているこどもの割合 (言葉も内容も知っている)	13.2%	基本目標2 令和6年度調査
「ヤングケアラー」と思われるこどもの割合	5.5%	基本目標2 令和6年度調査
スクールソーシャルワーカーの相談件数	延3,904件	基本目標1、2
家庭児童相談室相談対応数	延525件	基本目標1、2、4
こども育成支援センター相談件数	延1,371人	基本目標2、
子育ての相談で頼れる人がいる保護者の割合	73.4%	基本目標2、3、4 令和6年度調査
児童館利用者数	延10,900人	基本目標1、5
こども食堂の開催回数	103回	基本目標1、2、5
各種教室参加者の満足度	95.4%	基本目標3
5歳児健康診査の受診率	—	基本目標3
プレコンセプションケアの受診者数	16人	基本目標3、4
産後1か月程度の指導・ケアが十分に受けられた と感じた人の割合	87.8%	基本目標2、3
子育て支援センター利用者数	延14,669人	基本目標4
乳児等通園支援事業利用者数	延130人	基本目標4
多子世帯保育料無償化対象者の割合	15.7% (令和7年12月1日時点)	基本目標4
就学前児童・小学生保護者の育児休業取得率	母親51.7% 父親11.9%	基本目標5 令和6年度調査
父親の育児参加の割合(乳児～幼児期)	68.8%	基本目標3、5
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる親の割合	77.6%	基本目標2、3、4、5
結婚をポジティブ・プラスとなる・メリットがあると答 えた若者の割合	62.2%	基本目標5 令和7年度調査
子育てをポジティブ・プラスとなる・メリットがあると 答えた若者の割合	55.5%	基本目標5 令和7年度調査
キラリかさま優良企業認定数	7事業所	基本目標5

参考資料

1 笠間市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日

条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、笠間市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令5条例29・一部改正)

(所掌事務)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に定める事務を所掌する。

2 前項に規定するもののほか、市長の諮問に基づき、本市における子ども・子育て支援に関する施策について必要な調査及び審議を行い、これを答申するものとする。

(平26条例21・令5条例29・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(平26条例21・一部改正)

(任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、前条第6号の委員を除く委員については、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が不在のときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の除斥及び回避)

第7条 委員は、第2条に掲げる事務で、自己の関係する団体等に関するものについては、除斥されるものとする。

2 委員は、前項に規定するもののほか、公平な審議を妨げる相当の理由があると認めるときは、自ら回避することができる。

3 前2項の規定による委員の除斥及び回避は、会長が他の委員の意見を聴いて決定する。

(意見の聴取)

第8条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、こども部で処理する。

(平30条例4・令6条例3・一部改正)

(個人情報保護)

第10条 委員は、会議において知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 市長は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるもののほか、個人情報の保護のため適切な措置を講じるものとする。

(令5条例9・一部改正)

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年笠間市条

例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠間市保育料審議会条例の廃止)

2 笠間市保育料審議会条例(平成18年笠間市条例第252号)は、廃止する。

(笠間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 笠間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年笠間市条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成30年条例第4号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第3号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 委員名簿 (R5.11.7~R7.11.6)

区分	氏名	団体名等	備考
学識経験を有する者	室谷 直子	常磐短期大学 教授	会長
	北野 智子	茨城県立中央看護専門学校 講師	
子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	塩田 勝二	笠間市連合民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
	森谷 未来	NPO 法人キズナベース 理事長	
	菊地 規子	子育て支援センターかんがるー	
	谷川 有唯	笠間市ファミリーサポートセンター	
教育・保育関係者	久保木 香澄	友部第二小学校 校長	
	平田 勝	茨城県立友部特別支援学校 教頭	
	荒川 千恵子	さくら幼稚園 園長	
	浅野 学志	めぐみこども園 園長	副会長
	太田 周夫	くるす保育所 所長	
子どもの保護者	國谷 明香	さくら幼稚園 保護者	
	栗原 梨花	ともべ保育園 保護者	
	青木 直美	くるす保育所 保護者	
公募市民	米田 智子	公募市民	
	羽方 義典	公募市民	
その他市長が必要と 認める者	會澤 由希子	笠間市社会福祉協議会	
	大槻 寿子	家庭児童相談員	
	深澤 充	こども部長	
	松本 浩行	教育部長	

3 委員名簿 (R7.11.7~R9.11.6)

区分	氏名	団体名等	備考
学識経験を有する者	室谷 直子	常磐短期大学 教授	会長
	高橋 美恵	茨城県立中央看護専門学校 主任	
子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	羽持 清美	笠間市連合民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
	森谷 未来	NPO 法人キズナベース 理事長	
	小林 まり子	子育て支援センターみつばち	
	谷川 有唯	笠間市ファミリーサポートセンター	
教育・保育関係者	久保木 香澄	友部第二小学校 校長	
	平田 勝	茨城県立友部特別支援学校 教頭	
	荒川 千恵子	さくら幼稚園 園長	
	浅野 学志	めぐみこども園 園長	副会長
	太田 周夫	くるす保育所 所長	
子どもの保護者	富田 俊寛	めぐみこども園 保護者	
	柏崎 美里	さくら保育園 保護者	
	奈良部 稀世子	くるす保育所 保護者	
公募市民	白石 菜摘	公募市民	
	深谷 久美子	公募市民	
その他市長が必要と 認める者	矢口 勝博	笠間市社会福祉協議会	
	大槻 寿子	家庭児童相談員	
	深澤 充	こども部長	
	松本 浩行	教育部長	

4 関係部局・関係課

部 局	担当課
市長公室	人事課
政策企画部	企画政策課
総務部	総務課
	危機管理課
	資産経営課
保健福祉部	社会福祉課
	保険年金課
	健康医療政策課
こども部	こども政策課
	こども福祉課
	こども育成支援センター
産業経済部	商工課
都市建設部	都市計画課
教育部	学務課
	おいしい給食推進室
	生涯学習課
	公民館
	図書館
市立病院	

5 策定経過

年月日	内容
令和7年5月3日・5月4日	シールアンケート ・大人になることが楽しみですか？ ・どんなまちにすみたいですか？
令和7年5月	庁内ワーキング協議
令和7年6月30日	令和7年度第1回笠間市子ども・子育て会議 (1)令和6年度子ども・子育て支援事業計画実績報告について (2)令和7年度笠間市の子育て支援について (3)笠間市こども計画の策定について
令和7年7月	庁内ワーキング協議
令和7年7月～8月	小中学生に対するWEB調査
	放課後児童クラブに通うこどものヒアリング
	高校生の意見交換会
	課題を抱えたこどものヒアリング
令和7年9月	若者の結婚・子育てに関する調査
令和7年10月2日	令和7年度第2回笠間市子ども・子育て会議 (1)笠間市こども計画の骨子案について (2)笠間市こども計画の基本理念について (3)こども・若者の意見聴取結果について
令和7年10月	若者の意見交換会
令和7年10月18日	シールアンケート ・大人になることが楽しみですか？ ・どんなまちにすみたいですか？
令和7年10月・11月	庁内ワーキング協議
令和7年11月26日	令和7年度第3回笠間市子ども・子育て会議 (1)笠間市こども計画の素案について
令和7年12月	庁内ワーキング協議
令和8年1月21日	市議会全員協議会において、笠間市こども計画(案)の報告
令和8年2月12日～3月3日(予定)	パブリック・コメントの実施
令和8年3月25日(予定)	令和7年度第4回笠間市子ども・子育て会議 (1)笠間市こども計画について

6 用語説明

用語	説明
あ行	
アウトリーチ	支援が必要な人に必要なサービスと情報を積極的に届けること。
アーバンスポーツ	速度や高度、物理的に難易度が高い目標などに挑戦するエクストリームスポーツの中で都市での開催が可能なもの。ボルダリング、BMX、スケートボードなど。
アンガーマネジメント	怒りの感情を上手にコントロールすること。
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の認定を受けた就学前児童のこと。
インクルーシブ教育	障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。
EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)	産後うつ病のスクリーニングを行うための調査票のことで、10種類の質問項目に対して回答した結果を点数化して行う。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む)のこと。
か行	
教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所など就学前のこどもに総合的な教育・保育を提供する施設のこと。
子ども・子育て支援	すべてのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施することも及びこどもの保護者に対する支援。
さ行	
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童(保育を必要とするこども)のこと。
シェルター	DVや家庭内暴力などの被害を受けた人が一時的に避難できる施設のこと。
社会的養護	保護者のないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
小規模保育	6～19人までの小規模の多様なスペースで家庭的保育に近い雰囲気の中で、きめ細やかな保育を実施する。
スクールカウンセラー	いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題に対応するため、教職員や保護者への指導・助言を行うとともに、児童生徒の心の相談にあたる心理に関する専門的な知識や経験を有する人のこと。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒が置かれている環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒及び保護者の支援を行う人のこと。福祉的な視点や手法を用いて、学校の問題解決力の向上を図る人のこと。
スポーツコミッション	スポーツ大会等の招致がスポーツ活動の育成等により交流人口を増やすなど、地域活性化につながる取組を推進する組織のこと。

用語	説明
た行	
ダイバーシティ	性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向、宗教・信条、価値観、キャリア、働き方など多様な背景を持つ人材を尊重して活かすこと。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
な行	
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童(保育を必要とするこども)のこと。
認定こども園	保護者の就労の有無に関わらず、小学校就学前の子どもに 教育・保育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援として、相談活動や親子の集いの場の提供等を行う機能を併せもつ施設のこと。
<small>にんようせい</small> 妊孕性	将来こどもを妊娠・出産できる可能性、妊娠するために必要な能力のこと。
は行	
フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。
フードパントリー	ひとり親家庭や生活困窮世帯など、様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体などからの提供を受け、地域で食品等を無料で配付する活動のこと(場所)。
ら行	
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」のことで、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。